建築研究資料 Building Research Data No. 159 June 2014

高齢者が生き生きと暮らせる まちづくりの手引き

A Handbook of the Community Building for Elderly People's Active Living

買い物

社会参加

居場所

安全·安心

独立行政法人 建築研究所

Published by
Building Research Institute
Incorporated Administrative Agency, Japan

建築研究資料

Building Research Data

No. 159

June 2014

高齢者が生き生きと暮らせる まちづくりの手引き

A Handbook of the Community Building for Elderly People's Active Living

樋野公宏・石井儀光・米野史健 後藤純・鈴木雅之・橋本成仁・松村博文・松本真澄

Kimihiro Hino, Norimitsu Ishii, Fumitake Meno, Jun Goto, Masayuki Suzuki, Seiji Hashimoto, Hirofumi Matsumura, Masumi Matsumoto

独立行政法人 建 築 研 究 所

Published by
Building Research Institute
Incorporated Administrative Agency, Japan

はしがき

独立行政法人建築研究所は、建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図ることを目的としています。その目的を果たすための重要課題として、人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生のための研究開発に取り組んでいます。

その一環として、建築研究所では平成 23 年度から 25 年度に掛けて、重点的研究開発課題「高齢者等の安定した地域居住に資するまちづくり手法の研究」を実施してきました。急激に高齢化が進展するわが国においては、買い物や福祉・医療などの生活サービスを十分に受けられない生活サービス困窮者が増加することが懸念されています。高齢者の生き生きとした暮らしのためには、こうした生活利便性の確保と合わせて、犯罪や事故から安心して出かけられる環境づくりや、社会参加の機会の確保も重要となります。本資料は、こうした取り組みの先進事例の調査結果をとりまとめ、建築研究資料として出版するものです。とりまとめに当たっては、「高齢者の安定した地域居住のためのまちづくり手引き作成検討会」を設置し、所外の学識経験者にご助言をいただきました。

本資料が高齢社会のまちづくりに関わる町内会・自治会、福祉団体、商店会などの地域団体および、そうした活動を支援する自治体職員や専門家に活用されることを期待します。

最後に、本研究の事例調査にご協力いただいた関係者の方々、本資料の作成検討会にご参加 いただいた委員各位にこの場を借りて御礼申し上げます。

> 平成 26 年 6 月 独立行政法人 建築研究所 理事長 坂本 雄三

高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりの手引き

樋野公宏*・石井儀光*・米野史健*

後藤純**・鈴木雅之***・橋本成仁****・松村博文*****・松本真澄******

概要

本資料は、建築研究所が平成23年度より平成25年にかけて実施している「高齢者等の安定 した地域居住に資するまちづくり手法の研究」の一環として行った事例調査の結果を取りまと めたものである。

わが国においては、世界に類を見ないほど急激に高齢化が進展している。そして、車利用者を主対象とする施設が多い地区では、買い物や福祉・医療などの生活サービスを十分に享受できない高齢者等の増加が問題視されている。一方、高齢者等の外出促進が、健康で活力ある暮らしや社会保障費抑制の観点からも求められる。

こうした背景を受けて、上記研究では買い物できる場づくり、居場所づくり、身近な道路・ 公園の維持管理、安全・安心環境づくりの4類型の取り組みについて事例調査を行った。本資料では、この類型ごとに取り組みのポイントと、行政・専門家による支援方策を整理した。

- * 独立行政法人建築研究所 住宅・都市研究グループ 主任研究員
- ** 東京大学高齢社会総合研究機構 特任研究員
- *** 千葉大学コミュニティ再生・ケアセンター・副センター長 准教授
- **** 岡山大学大学院環境生命科学研究科 准教授
- ***** 北方建築総合研究所居住科学部 主査
- ****** 首都大学東京都市環境学部 助教 (いずれも平成26年3月末時点)

A Handbook of the Community Building for Elderly People's Active Living

by

Kimihiro Hino*, Norimitsu Ishii*, Fumitake Meno*, Jun Goto** Masayuki Suzuki***, Seiji Hashimoto****, Hirofumi Matsumura****, Masumi Matsumoto*****

ABSTRACT

This Building Research Data is a result of case studies conducted in a R&D project "A research on community building for elderly people's stable living" between fiscal 2011 and 2013.

In Japan, the population is aging more rapidly than any other countries. It is regarded problematic that elderly people who cannot go shops, clinics and welfare facilities are increasing in suburban areas where most facilities are built for car users. It is necessary for healthy living of elderly people and reduction of social security expenses to encourage them to go out of their homes.

Under these circumstances, case studies were conducted on how to manage local shops and third places, how to maintain local streets and parks and how to make communities safer in the R&D project. This handbook includes the points of such efforts and the measures with which local authorities and specialists support them.

- * Senior Research Engineer, Department of Housing and Urban Planning, Building Research Institute
- ** Research Associate, Institute of Gerontology, the University of Tokyo
- *** Associate Prof., Center for Community Revitalization and Care, Chiba University
- **** Associate Prof., Graduate School of Environmental and Life Science, Okayama Univ.
- ***** Senior Research Manager, Northern Regional Building Research Institute
- ****** Assistant Prof., Graduate School of Urban Environmental Sciences, Tokyo Metropolitan Univ. (as of the end of March 2014)

目 次

· 5
)
)
. 23
5
7
Į.
Į.
5
)
)
)1 .5
.7
35
· 137
39
19
50
52

はじめに

〇目的

わが国は、世界に類を見ないほど急激に高齢化が進展しています。特に高度経済成長期以降に形成された都市の多くは自家用車の利用を前提とした構造となっており、自分で自動車を運転することが難しくなる高齢者の中には、買い物や福祉・医療などの生活サービスを十分に受けることが困難な方が増加することが懸念されます。

一方、高齢者の活力ある暮らしや社会保障費抑制の観点からは、介護予防の一層の取り組みが必要とされています。とりわけ、高齢者が長時間を過ごす地域社会においては、生活利便性の確保と合わせて、犯罪や事故から安心して出かけられる環境づくりや、社会参加の機会の確保を通じて、高齢者の外出を促す取り組みがますます重要となります。

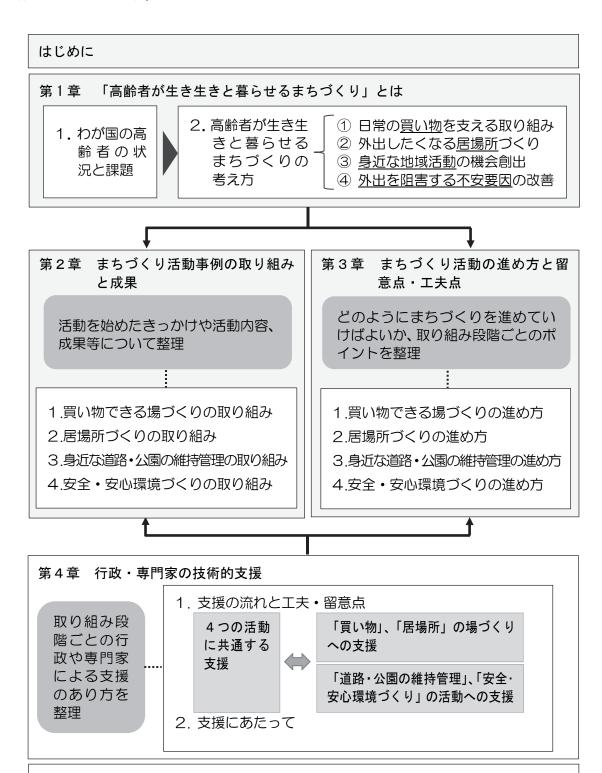
独立行政法人建築研究所では、高齢者を取り巻くこうした状況を「高齢者の安定した地域 居住に関する課題」と捉え、都市・地域特性に応じた要因分析と効果的な対応策を検討して きました。その中では、特性の異なる4市7地区の高齢者を対象としたアンケート調査や、 地域住民による課題解決に向けた先進的な取り組みの事例調査を行いました。本書は、これ らのデータや知見を元に、高齢者がそれぞれの地域で生き生きと暮らし続けることが出来る まちづくりの方向性を示すことを目的としています。

○本書の利用にあたって

本書は、高齢化しても地域に安定して住み続けることができるまちづくりを進めようとしている町内会・自治会、福祉団体、商店会などの地域団体および、そうした活動を支援する自治体職員や専門家による活用を想定しています。

〇本書の構成

本書は、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを進めるために必要な視点を次のような 構成でまとめています。



第5章 事例集

〇高齢者の安定した地域居住のためのまちづくり手引き作成検討会について

本資料は、独立行政法人建築研究所が設置した「高齢者の安定した地域居住のためのまちづくり手引き作成検討会」での検討を経て作成しました。構成メンバーは下記の通りです。

学識経験委員 (五十音順)

後藤 純 東京大学高齢社会総合研究機構・特任研究員

鈴木 雅之 千葉大学コミュニティ再生・ケアセンター・副センター長/准教授

橋本 成仁 岡山大学大学院環境生命科学研究科・准教授(建築研究所・客員研究員)

松村 博文 北方建築総合研究所居住科学部・主査(建築研究所・客員研究員)

松本 真澄 首都大学東京都市環境学部·助教

建築研究所

樋野 公宏 独立行政法人建築研究所 住宅・都市研究グループ 主任研究員

石井 儀光 同上

米野 史健 同上

作成補助

藤井 祥子 株式会社 都市環境研究所 主任研究員

安冨 弘樹 同上

實方 理佐 株式会社 都市環境研究所 研究員

関 宏光 同上

西村 卓也 同上

(所属は平成26年3月時点)

第1章 「高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり」とは

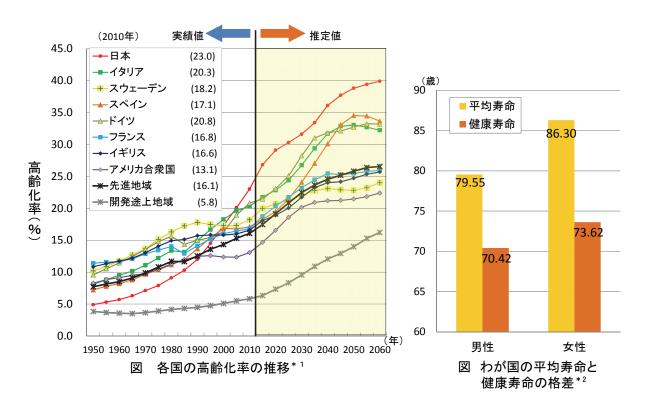
1. わが国の高齢者の状況と課題

1)健康寿命の延伸

■わが国は世界に類を見ない高齢社会を迎えようとしています。

平成 25 年度版の高齢白書によると、わが国は近い将来、世界に類を見ない高齢 社会を迎えるとされています。2010 年には高齢者 1 人を 2.5 人の現役世代で支え ていましたが、2030 年には高齢者 1 人を 1.7 人で支えなければならないことが試 算されています。

一方、わが国の平均寿命は世界的にもトップクラスであり、20 年以上前から長寿世界一の座を争って伸び続けています。しかし、日常生活に制限のない期間である「健康寿命」と平均寿命の差を見ると、平均で男性は約9年、女性は約12年の差があります。これに対し、近年、健康寿命を延ばすための取り組みが進められています。



*1:内閣府「平成24年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」2013年6月 UN, World Populartion Prospects: The 2012 Revision (2015年以降はMEDIUM FERTILITYによる推計結果) ただし日本は、2010年までは総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

*2: 平均寿命(平成22年)は、厚生労働省「平成22年完全生命表」、健康寿命(平成22年)は、 厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

■加齢とともに高齢者の生活行動は制限されていきます。

健康寿命と平均寿命に約 10 年の差があるということは、日常生活に支障がある 不健康な期間を過ごしている高齢者が数多くいるということです。

そもそも、加齢が進むと人々の生活はどのように変わっていくのでしょうか。

「高齢社会における安定した地域居住に関する生活行動実態調査*3(以下、「高齢者生活実態調査」)によると、加齢が進むと仕事を持っている人の割合が減ったり、健康状況の変化などにより社会との関わりが弱くなる人が増えます。75歳を過ぎると自ら自動車を運転する人も減っていきます。結果として、男女とも加齢とともに外出する頻度や活動範囲が狭まっていく傾向がみられました。また、高齢になっても元気に活動し、健康的に過ごしている人と引きこもりがちの人では生活満足度に差が生じています。

*3: 平成 23·24 年度に建築研究所が 4 自治体との共同で実施。詳しくは、『高齢者の安定した地域居住に関する生活行動実態調査報告』建築研究資料 158 号(2014 年 4 月)参照のこと。 http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/158/

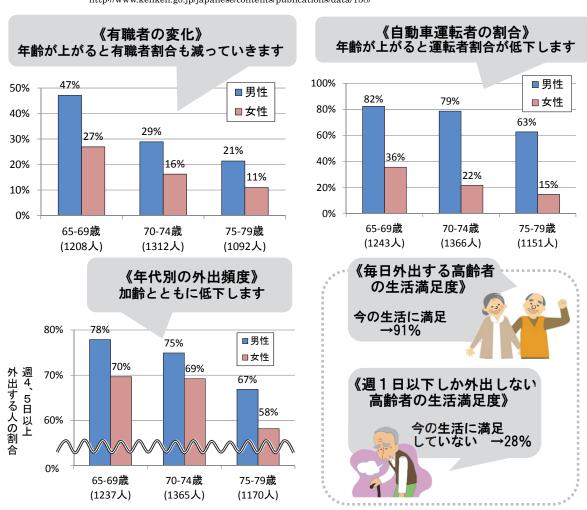


図 高齢者の生活行動の特性

出典:『高齢者の安定した地域居住に関する生活行動実態調査報告』建築研究資料 158 号 (2014 年 4 月)

■外出行動による心身の刺激が健康寿命を延ばすことにつながります。

高齢者の生活の質を考える上で、年齢を重ねても住み慣れた地域でできるだけ 長く元気に自立して暮らしていけることは大切なことです。

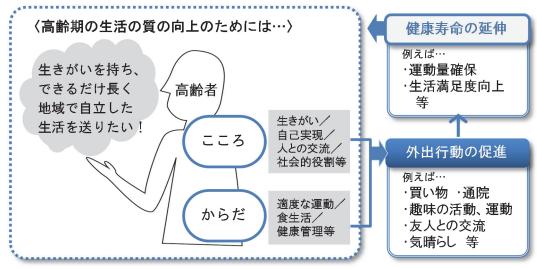
健康寿命は適切な生活習慣と食事、運動などを続けることで延ばすことができると考えられています。その実現のためには、高齢者自身の「こころ」と「からだ」の両面への働きかけが必要です。一般に、体力や感覚機能は、加齢とともに低下が進むことは避けられませんが、運動や食生活、健康管理などを続けていると、その低下を抑制することができます。また、人との交流があり、生活に張りや生きがいがあれば、こころも健康に暮らすことができます。

高齢者にとって「外出する」という行動は、身体的には運動量の確保につながるほか、精神的には、日の光を浴び、季節の風に触れ、様々な人との交流が生まれることから、心身の健康に良い刺激をもたらします。

現に、高齢者生活実態調査では、外出頻度が高い層では「年相応の体力がある」 という認識が高く、「同居家族以外と直接会って話す機会」が多い傾向がみられま した。このような回答層では「生活の総合的な満足感」も高くなる傾向がありま す。

こうした関連性をうまく作り出すためには、個々の高齢者への働きかけを行うとともに、高齢者が外出しやすい環境を作り出していくことが必要です。また、そうした環境づくりの活動を高齢者の社会参加の機会と捉えて取り組んでいくことで、健康寿命へのさらなる働きかけが生まれてくるものと考えられます。

図 外出行動と健康寿命の関連



■介護予防事業との連携により、まちづくりを進めることが大切です。

日常生活に制限が生じてきた高齢者を支える仕組みとしては、2000年に発足した介護保険制度があります。この制度により、高齢者支援を社会保障の枠組みの中で行うことが定着してきました。しかし、急激な介護サービス利用の増加による財政負担の増大によって、従来型の施設利用を中心とした対応だけでは限界が生じたことから、2006年の制度改正以降、介護を必要とする状態になることを防ぐ「介護予防」の考えが重要視されるようになってきました。

介護予防の事業としては、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者が対象となる二次予防と、活動的な状態にある高齢者が生きがいをもってできるだけ長く地域で自立した生活を送ることができるよう支援する一次予防があります。このうち一次予防では、生活機能の維持・向上に向けた取り組みが行われ、とりわけ高齢者の精神・身体・社会における活動性を維持・向上させることが重要とされています。そのためには、地域の高齢者が日常生活の中で継続して外出し、参加できるような交流の場や機会を様々な関係者とともにつくり出していくことが必要とされています。

介護予防事業における「高齢者が継続して参加できるような場や機会」づくり を活性化させるためには、高齢者が外出しやすい場所や施設づくりといったまち づくりの視点から環境づくりを進めることも大切です。その実現には、介護予防 事業と連携しながらまちづくりを進めていくことが効果的です。

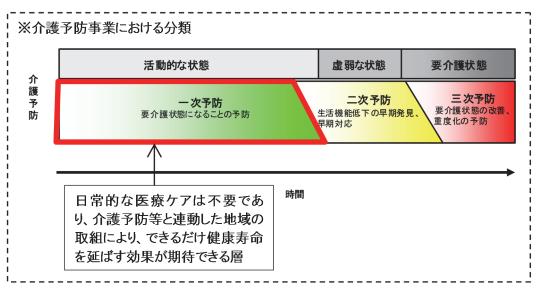


図 介護予防事業における高齢者の分類

出典:『介護予防マニュアル改訂版』厚生労働省 介護予防マニュアル改定委員会 (2012 年 3 月) (一部加筆)

2) 高齢者の生活を支える地域生活環境

高齢者がそれぞれの地域で生活し続けることができるような環境を「地域生活環境」と捉えたとき、これが高齢者にとって日常的に外出する機会を得やすい状況にあることが大切です。

ここでは、加齢が進んでも住み慣れた地域で元気に自立して暮らすための地域環境づくりについて、高齢者生活実態調査により得られた高齢者の外出行動の特性を踏まえ、「日常的な買い物の場」「気軽に出かけられる居場所」「社会参加の機会」「安全で安心できる地域生活環境」の4つの視点から現況と課題を整理します。

① 日常的な買い物の場

■買い物は高齢者の心身の健康にとって重要な行動です。

高齢者が外出する機会としては、食料品や日用品の買い物、病院や医院への通 院、福祉施設等への通所、趣味のための外出等が考えられます。このうち、最も 日常的な外出頻度が高いのが食料品等の買い物です。

高齢者生活実態調査から、まず、食料品等の買い物頻度と高齢者の健康状況の 関係を見ると、毎日買い物に行く人と比べて週 1 日以下しか買い物に行かない人 は栄養バランスが悪かったり、3 食食べていなかったりする割合が高くなる傾向が あります。

また、毎日買い物に行くことで、無理のない運動量が確保されている様子もう かがえます。





出典:『高齢者の安定した地域居住に関する生活行動実態調査報告』建築研究資料 158 号(2014 年 4 月)

■中心部では徒歩、郊外部では自家用車での買い物が多くなっています。

買い物行動は、地区の立地状況により変化する面もあります。

賑やかな商店街に近い中心部の地区では、徒歩で買い物に出かける人が多いの に対し、郊外部では自家用車が主要な交通手段となる傾向があります。

また、食料品店までの交通手段を年代別に見ると、年代が上がるにつれて自分で運転する自動車の割合が下がり、徒歩の割合が上がる傾向にあります。

これらのことを合わせてみると、郊外部の後期高齢者にとって、住み慣れた地域で住み続けるために、車の運転から離れた時でも安心して買い物に出かけられる環境にあるかどうかが問題になると言えます。

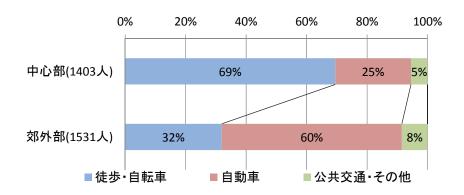


図 地域特性別に見た買い物場所への交通手段

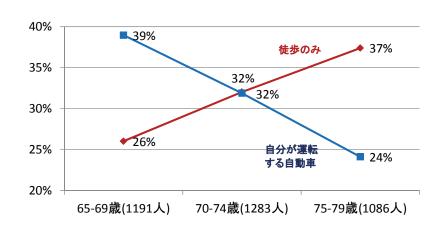


図 年代別の買い物場所への交通手段

出典:『高齢者の安定した地域居住に関する生活行動実態調査報告』建築研究資料 158 号 (2014 年 4 月)

■日常的な買い物が困難な高齢者の増加が懸念されています。

営利企業である店舗は、採算性が低いと必然的に成り立ちません。

モータリゼーションの進展や人口減少とともに縮小化する都市圏の郊外都市や地方都市の多くでは、中心市街地や高齢化が進む住宅団地内の身近な商店街等が空洞化する一方で、地価が安く売り場面積を比較的大きく取りやすい幹線道路沿いにロードサイド型の店舗が立地することが多くなっていきました。

こうした店舗の中には、より自動車の便利な立地に、広い商圏を想定した大規模ショッピングセンター等として計画されるものもあります。新たに魅力的な施設ができると、ますます既存の店舗の採算性が成立しにくくなる場合があります。

自家用車を運転できるうちは、店舗が遠くても日常的な買い物に困ることはありませんが、車を運転できなくなった高齢者にとっては、身近なスーパーマーケットの閉店や商店街の機能低下により、買い物に困るおそれがあります。こうした市街地では、子世帯や近隣、友人たちからの支援も得られないまま、栄養状態が悪化し、社会から孤立する高齢者が増加していくことが懸念されます。

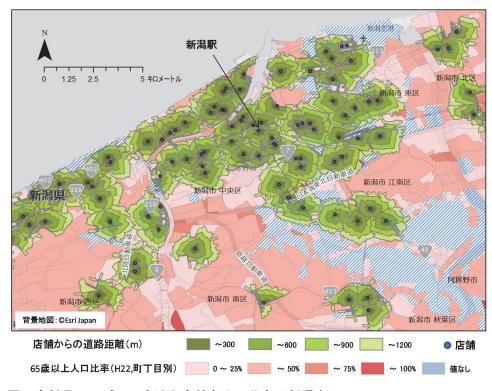


図 食料品スーパーの立地と高齢者人口分布 (新潟市)

※上記の地図は、新潟市のiタウンページでスーパーマーケットとして登録されていた店舗(2011年)を起点に、道路距離帯別に色分けしたものと、65歳以上人口比率(H22 国勢調査)を町丁目別に表示したものです。市中心部は店舗から概ね 1200m までの範囲で覆われていますが、郊外では店舗が幹線道路沿いに集中し、店舗までの距離が1200m を超える範囲が広がっています。また、そのような範囲で高齢化率が高い町丁目もみられることから、買い物が困難な高齢者の存在が懸念されます

② 気軽に出かけられる「居場所」

■「居場所」があると外出頻度や会話頻度が高くなります。

高齢者にとって、予定がなくても気軽に出かけられる「居場所」があるということは外出動機の一つになるとともに、居場所の種類によっては、そこでのいろいろな活動に参加したり、人間関係をつくることで、孤立化を防止する効果などが期待できます。

居場所の有無が高齢者の生活行動と意識にどのような影響を与えているか、高齢者生活実態調査からみると、主観的健康感の程度が同じでも居場所がある人は、ない人と比べると外出頻度の高い人が多く、同居家族以外との会話の頻度も高い傾向があります。

具体的な居場所としては、店舗・商店街、公共公益施設、公園・自然地などであり、眺望が良かったり、賑わいがあるなど、心地よい空間が選ばれていました。よく利用されている場所は男女で傾向に差があり、女性は店舗・商店街などが多く、男性は公園や図書館などの公共施設を利用する傾向がありました。それぞれ、自宅に近いことが大切であり、概ね徒歩15分以内にあるところがよく利用されているようです。

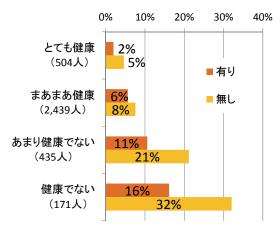


図 外出頻度が週1日以下の割合 (主観的健康感別)

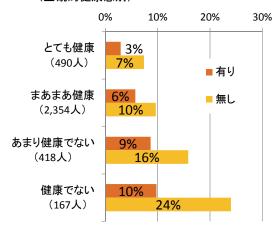


図 家族以外との会話が月1回以下の割合(主 観的健康感別)



出典:『高齢者の安定した地域居住に関する生活行動実態調査報告』建築研究資料 158 号 (2014 年 4 月)

③ 社会参加の機会

■地域活動に参加していると外出頻度や会話頻度が高くなります。

高齢者にとって地域活動やボランティア活動(以下「地域活動等」)に参加するということは、年齢によらず社会とつながり、役割を担おうとしている意識の表れといえます。地域活動等への参加は、高齢者の生活の質を構成する大切な要素です。

地域活動等への参加状況を高齢者生活実態調査からみると、現に活動に参加しているのは 3 割程度です。こうした活動に興味を持てない人たちも同程度います。主観的健康感の程度が同じでも地域活動等に参加している方は外出頻度が高い傾向があります。また、「家族以外との会話が月 1 回以下」となる割合も少なくなっています。

ちなみに参加している地域活動等の 内容を確認したところ、高齢者支援やスポーツ・文化・芸術・学術関連活動に次いで、まちづくりの活動などが上位に上がりました。このうち、高齢者に関する活動は女性が多く、まちづくりの活動には男性が多いなどの特徴があります。

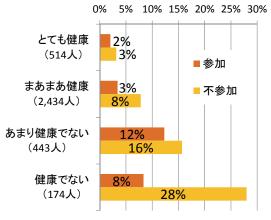


図 地域活動参加状況別外出頻度が週1回以 下の割合(主観的健康感別)

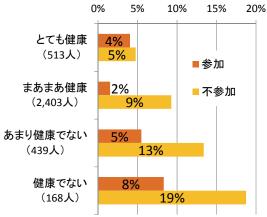


図 地域活動参加状況別家族以外との会話 が月1回以下の割合(主観的健康感別)

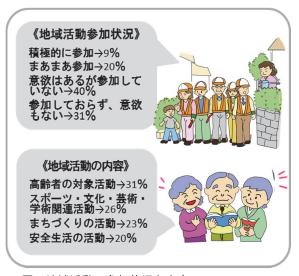


図 地域活動の参加状況と内容

出典:『高齢者の安定した地域居住に関する生活行動実態調査報告』建築研究資料 158 号(2014 年 4 月)

④ 安全で安心できる地域環境

■生活環境に対する満足度は地域の防犯・防災等の安全性に影響されます。

高齢者にとっての地域生活環境 の満足度はどのような要素で成り 立っているのでしょうか。

高齢者生活実態調査から、地域の生活環境に対する「総合満足度」とテーマ別の満足度との関係性を確認したところ、最も関連が強いのは「防犯のための地域の取り組み」と「治安の良さ」であり、「防災のための地域の取り組み」が続きます。つまり、高齢者の生活環境に対する満足度を高めるためには、地域の防犯・防災のための取り組みから始めることが効果的だといえます。

また、交通安全満足度と外出頻 度の関係をみると、不満を持ってい る場合ほど外出が週1日以下の割 合が高くなります。治安満足度につ いても同様の結果が得られました。

このことから、年代に関係なく、 交通安全や治安に対する満足度が 低い人はそうでない人よりも閉じ こもりがちであることがうかがえ ます。したがって、高齢者の外出を 促進するために、交通安全や治安の 満足度が上がるような取り組みを 進めることが大切です。



図 地域環境の総合満足度とテーマ別項目ごとの相関

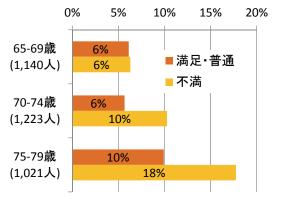


図 交通安全満足度別に見た外出頻度が週1回以下の 割合(年代別)

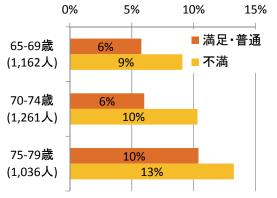


図 治安満足度別に見た外出頻度が週1回以下の割合 (年代別)

出典:『高齢者の安定した地域居住に関する生活行動実態調査報告』建築研究資料 158 号(2014 年 4 月)

2. 高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりの考え方

1) 高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりとは?

これまでの検討を踏まえると、高齢者が外出しやすい環境のためには、高齢になっても行動しやすい、身近な地域内でのきめ細かなまちづくりが求められます。本資料では、そうしたまちづくりを「高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり」と呼び、次のように定義します。

「高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり」とは、

地域の特性に応じて、

高齢者がそれぞれの地域で

こころもからだも健康に暮らし続けることが できるまちづくり

のことをいいます。

- ○「地域の特性」とは、公共施設や商業施設の集積状況、地域住民の構成や地域資源、 交通網など、高齢者の生活行動に影響を及ぼし得る要素のことをいいます。
- ○高齢者が「こころもからだも健康に暮らし続ける」ための施策として、個人個人を 対象とする取り組みには介護保険事業として行う部分がありますので、まちづくり 施策と福祉施策を連携させながら進める必要があります。
- ○具体的には、元気な高齢者の外出行動を支える仕組みづくりや外出行動を妨げている要因を改善していくことなどが挙げられます。
- ○このため、ここでいう「まちづくり」には、ハード面だけでなく、人と人のつなが りを生み出すようなソフト面の取り組みも含むこととします。

2)地域特性に応じたまちづくりの方向性

「高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり」として考えられる具体的なまちづくりの方向性を、前節で整理した次の4つの視点ごとに、「対応が必要となる地域像」とこれに応じた「活動の展開方向(例)」として示します。

① 日常の買い物を支える取り組み

・日常生活の中で特に重要と考えられる買い物に困難が伴う地域では、高齢者の日常 の買い物を支える次のような取り組みを検討していくことが考えられます。

〈対応が必要となる地域像〉

- ○住宅地として開発され、店舗がほ とんどない地域
- ○商店街に空き店舗が増えている 地域、スーパーが撤退した地域
- ○駅まで遠く、バス便も少ない地 域、なくなりそうな地域

■活動の展開方向(例)

- ・web 店舗の利用拡大
- 御用聞き・宅配サービス
- 買い物代行
- 移動販売車
- 定期市の開催
- 買い物できる場づくり(コミュニティの運営による店舗)
- ・近隣の買い物場所への送迎サービス

② 外出したくなる居場所づくり

・必需的な用事以外にも外出する機会が増えるよう、気軽に立ち寄れる外出先として の「居場所」づくりや、趣味・健康活動などを行うことができる公共施設の活用な ど、地域の資源と特徴を生かした取り組みを進めていくことが考えられます。

〈対応が必要となる地域像〉

- ○気軽に出かけられる公共施設が ない/あっても限定的にしか使 えない空間のある地域
- ○近隣に滞在しやすい店舗や商店 街がない地域
- ○高齢者が行きたくなる施設の種 類が少ない地域
- ○提供されるサービスが魅力的で ない空間しかない地域

■活動の展開方向(例)

- 趣味、健康づくりなど既存の公共公益施設等を活用した講習会等の開催
- 家族以外との交流やコミュニケーションがとれる場、仕掛けがある場所づくり(運営者がいる居場所)
- 気軽に気晴らしが出来る店舗(喫茶店等)
- 公園、自然空間などの環境改善
- ・安全に安心して散策できる散歩ルートの策定(案内板等) 等



③ 身近な地域活動の機会創出

- ・身近な地域活動は、高齢者が社会とのつながりや社会における役割を持つ良い機会 となります。社会や地域に役割を持つことで、外出機会や交流機会が増え、心身の 健康が増進すると考えられます。
- ・既にコミュニティが形成されて地域活動も活発な地域と、これまであまり積極的な 活動をしてこなかった地域では、取り組むべき地域活動の具体的な内容が異なって きます。

〈対応が必要となる地域像〉

- ○定年期を迎える高齢者が多い地 域
- ○近隣のコミュニケーションを高める必要がある地域
- ○地域で管理すると良くなる道 路・公園等がある地域

■活動の展開方向(例)

- 自治会・老人会活動の活性化
- 高齢者生活支援(傾聴ボランティア・外出サポート・庭の手入れ等)
- ・地域イベントの開催(アート・写真 展など)
- 公園やグリーンベルト等の清掃・管理等

④ 外出を阻害する不安要因の改善

・①~③で示したような様々なまちづくり活動を行ったとしても、外出への不安が高い地域では、外出が促進されにくいと考えられます。このため、高齢者の外出意欲を阻害する要因を改善し、安全に安心して街の中を歩ける環境を整える取り組みを進めることが考えられます。

〈対応が必要となる地域像〉

- ○交通安全に不安がある地域
- ○防災・防犯に不安がある地域
- ○高齢者が歩いて利用しにくい空間がある地域(休憩スペース、 トイレ等が不足する地域)

■活動の展開方向(例)

- ・安全マップの作成→安全にアクセス できるような歩行者空間の充実
- ・危険箇所の指定や改善に向けた働きかけ
- 誰もが利用できる休憩場所やトイレ 利用のネットワークづくり 等

コラム まちづくり活動と介護予防について

●食べる・歩く・社会参加のまちづくり

高齢者の健康増進・虚弱予防の取り組みとして、栄養バランスの良い食事をし、適度な運動を行うことが重要だと言われています。特にこれからは虚弱予防が重要です。虚弱化の例をあげると栄養が偏ることで筋肉が減り、転びやすくなります。転びやすくなると外出が減ってさらに筋力が落ちる、これが虚弱化の悪循環の構造です。現在の趨勢のままこのような高齢者が増えれば、介護需要や入院需要が増加し、施設整備面・人的資源面・財政面から対応が困難になることは明らかです。それゆえ健康づくり活動や介護予防、さらには未病段階でのケアに注目が集まりつつあるのです。もちろん栄養ある食事を食べ、一人黙々と散歩をしていても健康にはなれません。高齢者は孤立化し引きこもると、心身ともに弱ることがわかっています。高齢者が要介護にならないようサポートするためには、「食べる」・「歩く」に加えて、「社会参加」の拡充も重要となります。

健康づくりのキーワードである「食べる」「歩く」「社会参加」を、まちづくりの 観点から考えてみます。すなわち、住宅や街がバリアフリーで店舗や医院があるだけ では一人暮らし高齢者は健康に生きていくことはできません。高齢者の心身の健康維 持のためには、家の外に出て、体を動かし、人と交流し、楽しむことが必要なのです。 そのためには、家の外に出て楽しい「まち」と「仲間」があることが必要です。「戸 外活動」「社会的包摂」「社会参加」の機会を保障するコミュニティの社会的空間的環 境が重要となります。

●臨機応変に多様な展開を

東京大学高齢社会総合研究機構では、全国における住民主導のコミュニティケアの事例を収集したところ、住民側の課題認識は、①高齢者支援、②コミュニティづくり、③疾病の対応・予防、④防犯・防災の4つのグループに分類できました。地域包括ケアの枠組みでありながら、疾病への対応だけでなく、居場所づくりなども含む幅広い課題があることがわかります。また、課題に対応するための活動は、「生活支援」「交流・自己実現」「安心」「見守り」「健康・医療・介護サポート」の5つに分けられました。ここでも福祉的な健康づくり活動だけでなく、まちづくりと親和性の高い幅広い内容が多く含まれていることがわかります。(次図参照)

健康づくりや介護予防が、従来の福祉 の枠組みに押し込められる時代はもう 終わりではないでしょうか。例えば、計 画づくりやまちづくり協議会に参加し、 まち歩きをして、喧々諤々議論をしなが ら、仲間と夕食や晩酌を楽しむ。まちづ くりの現場でよく見る風景は、まさに 「歩く」・「食べる」・「社会参加」です。 住民主体によるまちづくりそのものが、 コミュニティでの健康づくり・介護予防 でもあるのです。

コミュニティ・ケアに関する活動の傾向



課題に対応するための活動 生活支援 配食/家事支援/外出支援 交流・自己実現 サロン/カフェ/教室/イベント/食事会/仕事 相談/傾聴/訪問/啓発/情報提供 /要援護者支援 **見守り** 安否確認/センサー/パトロール **健康・医療・介護サポート** 健康/時間サポート、看取り・在宅医療/家族支援

厚生労働省は介護保険制度の改正にあたり、要支援1・2を、市町村独自の工夫 により運営ができる地域支援事業へと移行させることを決めています。下記の厚生労 働省が作成した図でもコミュニティカフェの運営など、地域の高齢者自身がまちづく りの担い手となることを想定しています。これからのまちづくりは「都市部局」だけ ではなく、福祉部局の例えば介護保険のような制度的資金も活用し、住民主体のまち づくりを総合的に進めていくことが、地域社会を豊かにするうえで重要なことになり ます。

多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様 な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援

- 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生涯現役コーディネーター (仮称)」の配置や協議体の設置などに対する支援



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化(コーディネーターの配置 協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等)

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

※「介護保険制度の見直しに関する意見」社会保障審議会介護保険部会(H25.12.20)より

出典:厚生労働省「生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-hou katsu/dl/link5.pdf

> (文:後藤 純)

第2章 まちづくり活動事例の取り組みと成果

◆本章の見方、読み方

前章の考察で、高齢者の生き生きとした暮らしを支える活動について、「日常の買い物を支える取り組み」、「外出したくなる居場所づくり」、「身近な地域活動の機会創出」「外出を阻害する不安要因の改善」の4つの活動を提案しました。

地域で活動を展開するにあたっては、地域住民で協力して実現し、継続していくために、住民の自発的な問題意識や活動意欲から発生した活動を育てていくことが大切です。また、高齢者が日常的に外出して、家族以外の人との会話や社会参加を通じて、心身両面の健康を維持して生き生きと暮らしていくためには、いつでも気軽に出かけられる常設的な場であることや、定期的に利用したり参加したりできる活動であることが大切です。

そこで、本章では、4つの活動分野ごとに、次のような活動にテーマをしぼって、 先行事例や専門家の知見から、活動を始めたきっかけや活動内容と成果等について紹 介します。

なお、知見の整理にあたっては、複数の先行事例を参考にしています。各事例の活動内容については、第5章に整理しているので、必要に応じてご参照ください。

●買い物できる場づくりについて

- ・日常の買い物を支える取り組みには、自宅へ食材を提供する宅配サービスから、 ヘルパー等による買い物代行、店舗の送迎バスなど移動手段の提供、トラックで の移動販売、定期的な市の開催、店舗の開設・運営など多様な取り組みがありま す。
- ・本手引きでは、身近な地域で、外出して食料品などの買い物ができて、地域の人 と会話や交流できる場づくりの活動を対象とします。
- ・そうした買い物できる場づくりとして、<u>店舗なしで広場などで活動する「定期的な市の開催」(店舗なしの場合)</u>と、<u>空き店舗などを使って店舗を常設的に運営する「地域内での店舗の開設・運営」(店舗ありの場合)</u>を紹介します。

●居場所づくりについて

- ・高齢者が外出したくなる居場所としては、趣味活動や健康づくりができる公共施設や散策できる公園、喫茶店や商店街など、多様な場所があります。また、集会所や公共施設、個人宅での定期的な交流サロンの開催もあります。
- ・本手引きでは、高齢者がいつでも立ち寄ることができ、運営者や他の利用者と会話や交流ができるよう、**活動団体が自分たちで場所を確保して常設的に運営する** 「**居場所づくり**」の活動を対象とします。

●身近な道路・公園の維持管理について

- ・高齢者の身近な地域活動の機会としては、自治会や老人会活動、支援が必要な高齢者のサポートなどのボランティア活動、地域イベントの開催、身近な道路公園等の清掃活動などがあります。
- ・本手引きでは、様々なまちで取り組めるまちづくりの活動として、<u>地域住民がよ</u> **く使う道路や公園を、活動団体で維持管理する活動**をご紹介します。

●安全・安心環境づくりについて

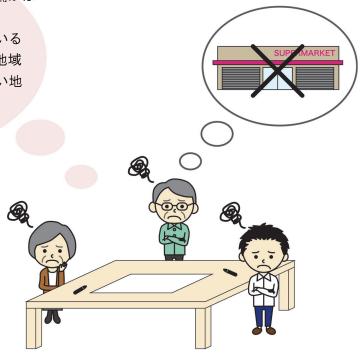
- ・高齢者の外出を阻害する不安要因の改善には、安全な歩行者空間を確保するため の交通安全や防犯の取り組み、休憩場所やトイレの提供、防災等の取り組みがあ ります。
- ・本手引きでは、交通安全や防犯の取り組みで、<u>地域の危険個所や不安箇所を地域</u> 住民が主体となって改善する活動をご紹介します。

1. 買い物できる場づくりの取り組み

1)どのようなきっかけで取り組むことになったか?

以下のような地域で、買い物できる場づくりの取り組みが必要と考えられます。

- ○住宅地として開発され、店舗がほ とんどない地区
- ○商店街に空き店舗が増えている 地域、スーパーが撤退した地域
- ○駅まで遠く、バス便も少ない地 域、なくなりそうな地域



先行事例では、こんなことが取り組みのきっかけとなったようです。

公民館主催の「住民学習会」で、困ったこととして、スーパーや病院がない、交通の 便が悪いことがあげられ、地域が埋没する のではという危機感が高まりました。

【事例 1 熊野学区ふれあい広場「クローバー」】

近所の人と立話もしていたスーパーが 閉店して、車がないと買い物に行けな くなり、不安になってきました。

【事例2 NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」】







生協組合員

2) どのような場をつくるか?

■ 身近な広場や集会所で青空市場を開催する<店舗なしの場合>

- ・買い物の場づくりに向けて、店舗とする施設の確保や店舗経営が難しい場合は、 地域の集会所や広場などで、定期的に生鮮品やお弁当、日用品などを売る青空 市場を開催する方法があります。
- ・こうしたイベントの際は、椅子やテーブルを用意し、市場で買ったものを食べられるスペースを用意すると、住民同士で交流できる場となります。

広場で「あおぞら市」

○見守り交流サロン「いこい」では生鮮品以外の食料品やお米、トイレットペーパー、洗剤などを販売し、週1回、生鮮品や惣菜・弁当などを売る「あおぞら市」を前の広場で開催しています。「あおぞら市」で買ったものを「いこい」のテーブルで食べられるようにし、お茶を用意しています。





あおぞら市 弁当などの販売とテーブル席での談笑

事例3 NPO 法人お互いさまねっと公田町団地「あおぞら市」(P168 参照)

集会所で出前市場



○近隣に店舗がない団地内の集会所と道路上で月2回、「生鮮オアシスマーケット」を開催。鮮魚やお弁当を販売する店が出店しています。

事例4 北九州フードデザート協議会「北九州オアシスマーケット」(P173参照)

■ 地域住民のニーズにこたえた品ぞろえの店づくりをする<店舗ありの場合>

・地域の高齢者の不安やニーズにこたえた品ぞろえの店舗を開設します。

地域の要望に応じた商品を販売

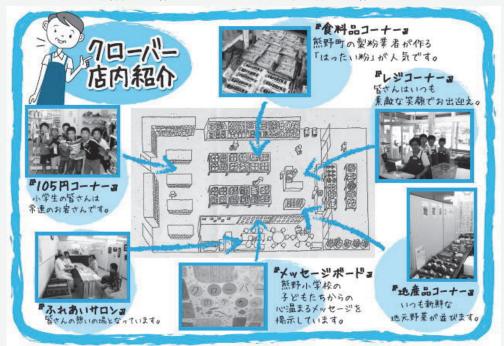
○町民の不安が解消できるような施設づくりを検討し、「生活用品が買える店」と「ふれあう場」として、地元でとれた野菜や果物などの生鮮食料品から、100円均一の生活雑貨まで取り扱う店舗を開設しています。



地元産の生鮮品売り場



生活用品売り場



熊野ふれあい広場クローバーの店舗紹介

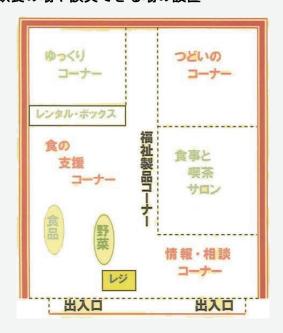
事例 1 熊野学区ふれあい広場「クローバー」(P158参照)

(出典:福山市広報 2012 年 9 月号)

■ 買い物だけでなく休憩や交流ができる場をつくる < 店舗ありの場合>

・店舗内に、販売だけでなく、買ったものをそこで飲食できる場や、休憩できる 場も複合的に整備して、買い物に来た人が地域の人と交流できる場づくりをし ます。

飲食の場や談笑できる場の設置





食料品等を販売する食の支援コーナー



つどいのコーナー

食の支援コーナー:野菜、加工食品、冷凍食品、手作り惣菜等を販売する場

ゆっくりコーナー:購入した惣菜等も食べられる休憩の場

食事と喫茶サロン:コーヒーや軽食を提供する喫茶店

つどいのコーナー:地域の講座を開講する場

福祉製品コーナー:地域の福祉施設等の手作り品を販売する場

レンタルボックスコーナー:地域の人が手作り品等を自由に販売できるコーナー

情報・相談コーナー:高齢者の相談、電球交換などの日常生活サポートを受け付けるコーナー

事例2 NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」(P163 参照)

3)どのような活動をするか?

■ 惣菜品の加工・販売や喫茶店の運営で高齢者の食の支援に取り組む

<店舗なし・店舗ありの両方>

・食料品の販売だけでなく、惣菜の製造・販売や、喫茶スペースでの暖かい料理 の提供、食品の配達も行うと、高齢者の食生活がより豊かになるよう支援して いくことができます。

手作り惣菜を販売



- ○スタッフで惣菜チームを立上げ、生協の調理場で地元産の野菜を調理して、惣菜を販売したり、喫茶スペースで食事を提供しています。
- ○買い物を通じて「今日は何食べたらいいかな」といった相談も受け、バランスの良い 食事の案内もしています。

事例2 NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」(P163 参照)

■ 幅広い世代が集える催しを開催する<店舗なし・店舗ありの両方>

- ・休憩や交流ができるスペースを活用して、健康講座、趣味講座、季節行事を開催すると、高齢の方も「行ってみようか」と出てくるきっかけになります。
- ・また地産地消や生産地交流活動などの催事や、託児や育児相談などの子育て支援活動も行うと、老いも若きも集える場になります。

講座や交流イベントの開催



- ○「あおぞら市」を開催している多目的交流 拠点「いこい」は、「ミニ食堂」で軽食も 提供し、「脳トレ麻雀教室」、「みんなのヨ ガ」なども定期的に開催しています。
- ○趣味講座や季節行事や親子教室には、幅広い世代が参加して、交流が生まれています。



ミニ食堂の定食



夏のビアガーデン



親子教室

事例3 NPO 法人お互いさまねっと公田町団地「あおぞら市」(P168 参照) (出典: NPO 法人お互いさまねっと公田町団地ホームページより)

■ 利用者も出品できる場をつくる < 店舗ありの場合 >

・地域の情報を共有できる掲示板や、地域の人が作品展示など文化的な活動の発表の場として使える貸しスペースをつくると、買い物だけでなく地域情報や作品を見に立ち寄る人も増え、交流が生まれやすくなります。

地域の人が出品するレンタルボックス



○くらし協同館なかよしは、地域住民が手作り品や工芸品などを個人で自由に販売できるレンタルボックス(有料)を設けています。

事例2 NPO法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」(P163参照)

4)どのような利用や成果があるか?

- ・買い物を通じて食材や調理法の相談も受けることで、一人暮らしの高齢男性な どの食の自立支援にもなっています。
- ・買い物だけでなく、健康講座や趣味講座の利用、交流会への参加で、高齢者が 地域に出て幅広い住民と気軽に集い、交流する機会になっています。
- ・地域の高齢者が店舗スタッフなど運営にも参加することで、高齢者の経験や能力を活かした社会参加の機会にもなってます。

運営に参加する高齢者が、パソコンやレジなど毎日勉強しています。ただ援助だけを求めるのではなく、自ら元気な高齢者になる。その生き様を若者たちにも見てほしいです。

【事例1 熊野学区ふれあい広場「クローバー」】

住まいの近くで食べ物が買え、弁当を配達してくれ、市民講座ができる場所が近くにあるのはうれしい、ここは公民館+コンビニだね、という声を聴きます。

【事例2 NPO 法人くらし協同館なかよ し「くらし協同館なかよし」】



自治会など



生協組合員

表 買い物できる場づくりの取り組みメニュー

	取り組み	事例					
		事例 1 熊野学区ふれあ い広場 「クローバー」	協同館なかよし	事例3 NPO 法人お互い さまねっと公 田町団地「あお ぞら市」	事例 4 北九州フード デザート協議 会「北九州オ アシスマーケ ット」		
施設整 備	販売施設の整備	0	0	0			
	飲食スペースの併設	0	0	0			
	休憩場所の併設	0	0	0			
	講座等の催事開催スペー スの併設	0	0	0			
	貸しスペースの併設		0				
	展示スペースの併設	0	0	0			
	地域情報コーナーの併設	0	0	0			
	相談コーナーの併設		0	0			
買い物 支援	生鮮品等の食材の販売	0	0	0	0		
	惣菜・弁当の販売	0	0	0	0		
	地場産品の販売	0	0		(0)		
	日用品の販売	0		0	(0)		
食の支 援	喫茶店の運営		0	0			
	配食・配達サービス	0		0			
移動支援	送迎	0					
多世代交流	全世代向けの交流行事	0	0	0			
	小学校や保育所との連携	0					
	託児や育児相談などの子 育て支援活動		0	0			
	生産者との交流		0				
出前講座	趣味講座	0	0	0			
	健康体操・講座		0	0			
その他支援	相談受付		0	0			
	生活サポートサービス		0	0			

2. 居場所づくりの取り組み

1)どのようなきっかけで取り組むことになったか?

以下のような地域で、居場所づくりの取り組みが必要と考えられます。

- ○気軽に出かけられる公共施設がない /あっても限定的にしか使えない
- ○近隣に滞在しやすい店舗や商店街が ない
- ○高齢者が行きたくなる施設の種類が 少ない
- ○提供サービスが魅力的でない



先行事例では、こんなことが取り組みのきっかけとなったようです。

商店街組合で、空き店舗となった町家を再生し、地域の人が気軽に立ち寄れ、利用できる、地域のやすらぎの場をつくろうという気運が高まりました。

【事例5 松浜本町商店街「松浜こらぼ家」】

デイサービス事業を地域に受け入れて もらうとともに、地域住民等の居場所 にもしたいと考えました。

【事例9 宝塚市社会福祉協議会「ふれあい鹿塩の家」】



商店街など



社会福祉協議会

2) どのような場をつくるか?

■ 空き店舗や空き家等を活用して、地域住民のためのサロンを開設する

- ・先行事例では、商店街の空き店舗や、空き家や団地の空き室等、空き施設を活用して、交流ための会食を開催できたり、地域住民が気軽に立ち寄れるサロンを開設しています。
- ・地域住民で、既存の集会所や個人宅で取り組む方法もあります。

空き店舗に開設したサロン



○NPO 法人とボランティアは、団地の商店街の空き店舗を活用して、食事・喫茶(有償)や趣味活動の場を提供しています。

事例8 NPO法人福祉亭「福祉亭」(P193参照)

空き家に開設した地域住民の居場所



○ふれあい鹿塩の家は、小規模なデイサー ビスの場所でありつつ、地域で運営する サロンとして、住宅地の空き家を活用し て整備されたものです。

事例9 宝塚市社会福祉協議会「ふれあい鹿塩の家」(P198参照)

■ 気軽に立ち寄れる地域住民の居間のようなスペースを設ける

- ・部屋のテーブルと椅子を置き、立ち寄った人が談笑をしやすい作りにするとよいで しょう。
- ・外から中の様子がうかがえるようにすると、道行く人も立ち寄りやすくなります。

ガラス戸ごしに見える土間のテーブル席と奥の座敷

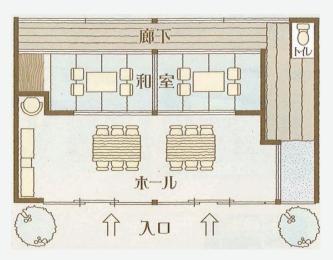


こども達も立ち寄る奥の和室

We start the start of the start

ガラス戸の入口とテーブル席

○土間のテーブル席は、通りに面してガ ラス戸で道行く人から見えやすいよ う工夫しています。奥の和室は、学校 の放課後や夏休み等に子どもの利用 もあります。



事例5 松浜本町商店街「松浜こらぼ家」(P178参照)

■ 自由に利用できる喫茶スペースを設ける

・喫茶スペースや囲碁・将棋などの趣味活動もできるスペースを設けると、男性にも 女性にも利用されやすい場所となります。

喫茶スペース



○可笑屋には、コーヒー、カレーの飲食ができる喫茶スペースを設けています。

事例 6 NPO 法人ウイングかべ「可笑屋」(P183 参照)

趣味活動もできる喫茶スペース



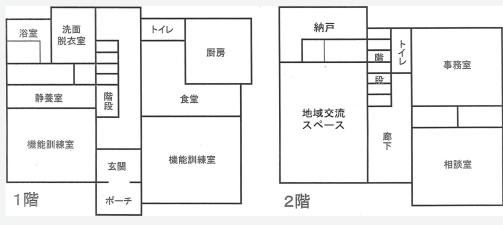
○福祉亭は、当初の構想では、食事・喫茶 (有償)のみを考えていましたが、利用 者の意見を採り入れ、アルコール類の提 供や趣味活動の場の提供を行っていま す。

事例 8 NPO 法人福祉亭「福祉亭」(P193 参照)

■ 福祉施設等と合わせて整備する

・福祉施設の場合、主な取り組みに利用する空間以外のスペースを活用して、居場所 として整備する方法があります。

デイサービスと合わせた交流スペースの整備



平面図

事例9 宝塚市社会福祉協議会「ふれあい鹿塩の家」 (P198 参照)

日常的な雑談から健康・医療・介護等の相談できるような雰囲気づくり



気軽に訪れたくなるよう工夫された内装

○くらしの保健室は、高齢化した公営住宅 団地の中の商店の一区画を改装し、健 康・医療・介護等の相談を受ける相談場 所として整備されています。地域の方が 気軽に立ち寄れるよう、内装の工夫や常 に誰かが対応できる体制等を整え、日常 的な雑談の中から相談が行われていま す。



個室にできるよう稼働式の間仕切り

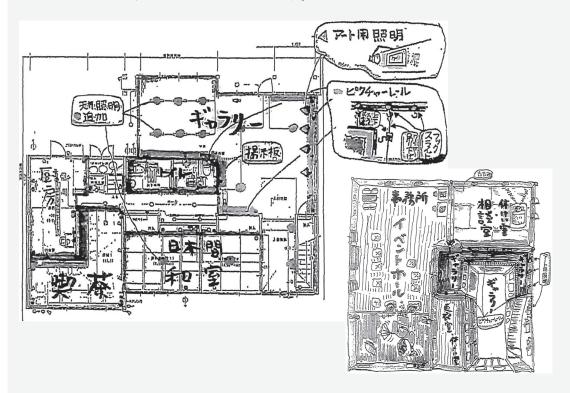
事例 11 NPO 法人白十字在宅ボランティアの会「暮らしの保健室」(P208 参照)

■ 地域の人が多目的に活用できる場もつくる

・他の活動団体による手芸品やリサイクル用品、利用者等の趣味や活動の成果を、展示して販売するためのギャラリースペースを設けたり、利用団体等が活動や練習等に利用できるイベントスペースを設けると、利用者の幅が広がります。

ギャラリーやイベントスペースの開設

○2階に、交流スペースとして、コンサートや落語・講談、演劇などができるホールがあります。また、このホールは、3つに仕切ることで会議や会合、食事会などさまざまな利用も可能となっています。



事例 6 NPO 法人ウイングかべ「可笑屋」(P183 参照)

3)どのような活動をするか?

■ 喫茶スペースで食べ物や飲み物を提供する

- ・喫茶スペースで、食べ物や飲み物を提供すると、地域の人も食事やお茶を目的に利用しやすくなります。
- ・お弁当や惣菜などの持ち込みができる喫茶スペースにすると、買い物帰りの人も立 ち寄りやすくなります。

喫茶の運営



○「NPO 法人ウイングかべ」は、精神障がい者の社会参加と自立のための支援と、地域住民に貢献するまちづくり活動として、「コミュニティサロン」と「喫茶可笑屋」を運営しています。

事例 6 NPO 法人ウイングかべ「可笑屋」(P183 参照)

■ 地域のサークル活動の展覧会や発表会を開催する

- ・ギャラリースペースを活用して、各種団体、サークル等の活動成果の展示会や作品 展、ミニコンサートなどの催しも開催すると、高齢者だけでなく幅広い世代の地域 住民に利用されるようになります。
- ・催し物は、他の活動団体に部屋を貸し出して開催してもらうと、施設も有効活用されてよいでしょう。

手芸品が並ぶギャラリー



○コミュニティサロンには、絵画や写真、 手芸品、地域情報を集めたインフォメーションコーナーがあり、お菓子や特産品、 そしてスケッチ画・絵葉書の販売も行っています。

事例 6 NPO 法人ウイングかべ「可笑屋」(P183 参照)

■ 子どもから高齢者きで参加できる行事や活動メニューを用意する

- ・隣接した公園などを利用して定期的に市やイベントを開催すると、多くの地域住民 に親しまれる機会が生まれます。
- ・高齢者のみならず、地域の母親と連携して、「預かり合い保育」を行ったり、利用者 と昼食を一緒につくって食べたり、子供向けのイベントや行事を一緒に開催するな どの取り組みを行うと、多世代交流の場となります。

施設前の公園で定期市の開催



○居場所を運営する NPO 法人が、通りを挟んだ池袋第二公園で、定期的にえんがわ市(フリーマーケット)を開催しています。地域住民など 200 名程度の利用者があります。地域の活動団体の宣伝の場にもなっています。

事例7 NPO 法人としま NPO 推進協議会「みんなのえんがわ池袋」(P188 参照)

介護が必要な人も必要でない人も利用できる活動メニュー



○介護が必要でない 人も、デイサービス 利用者と昼食を一 緒につくってを食べ たり、イベントや行 事を一緒に開催す るなどの交流があ ります。

事例9 宝塚市社会福祉協議会「ふれあい鹿塩の家」(P198参照)

■ 高齢者の生活を支援するサービスも提供する

・一人暮らしの高齢者を対象に電球の取り替え、エアコン掃除、窓拭き、網戸の張替え、通院付き添い、買い物代行、粗大ゴミの搬出などの活動も展開すると、介護保険などの制度上のサービスの狭間を埋める活動にもなります。

4)どのような利用や成果があるか?

- ・昼食利用や、趣味・交流活動、会話を楽しむこと等を通して、高齢者が生きがいを 感じながら元気に生活し続けられることで、高齢者の自立した生活やその質を高め る支援になります。
- ・高齢者のみならず、子ども、若者、子育て中の主婦など、誰でも利用でき、自由に 集まれる場所があることで、多様な世代の交流の場となり、地域住民のコミュニティ形成の一助となります。

子どもがここで遊んでいるのを大 人が見て、とても喜んでいます。地 域の絆や安らぎを感じられる場と なっています。

【事例5 松浜本町商店街「松浜こらぼ家」】

誰でも自由に使え、喫茶もあるので 人を呼びやすいなどの理由で、定期 的に使う方が徐々に増えています。 【事例6 NPO 法人ウイングかべ 「可笑屋」】



商店街など



NPO 法人

表 居場所づくりの取り組みメニュー

		事例						
取り組み		事松町街こ家 浜店浜ぼ	事例 6 NP0 法イか 可 屋」	事NPOとNP協「なん池7法し推議みのが袋」人ま進会んえわ	事例 8 NP0 法 子 福 福 下 亭」	事宝社祉会あ塩例塚会協「いののでは、1000円である。 おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいま	事南生同「のり例医活組生ん村」の療協合協び	事NPO在ラィ会し健別法十宅ンア暮の室」
居場所備	団らんのための 専用スペースの 整備	0	0	0	0	0	0	0
	講座等の催事開 催専用スペース の併設	0	0	0		0	0	
	福祉施設製品の販売やレンタルボックス等の貸しスペースの併設		0	0				
	ギャラリー、展示 スペースの併設	0	0	0	0			0
	デイサービス、小 規模多機能施設 等の福祉施設と の併設					0	0	0
	喫 茶 ス ペ ー ス (店)の運営		0		0		0	
食の	食事の提供					0		
支援	飲み物の提供	0		0				0
	飲み物等の持込 の許可	0		0		0	0	0
利用 者多 世 交流	地域住民とのイベント、市等の開催(自主事業は 〇、貸出は△)	Δ	○&△	0			○&△	0
	(施設利用の)児 童・生徒等との交 流	0		0		0		
その	相談受付					0	0	0
他支 援	日常生活サポート					0		0

コラム 重層的な居場所づくりに向けて

●居場所の意義

ここ数年、各地に様々なタイプの居場所が誕生し、そこでは団らんや交流を中心に、飲食、趣味、イベント、展示、相談など、さまざまな活動が行われています。こうした地域での居場所は、高齢者にとって、①日中の滞在場所、②外出機会、③孤立予防、④情報拠点、⑤生きがい・就労の場、⑥「食」のサポート、⑦自由に参加できる空間や機会の創出などの意義をもち、地域で生き生きと暮らし続けるために必要なことが多く含まれています。

こうした居場所を必要としている人は、孤立しがちな一人暮らしのお年寄りとは限りません。夫婦2人暮らしの場合にも、日中お互いに適度な距離感を保つために積極的に利用している場合があります。特に、集合住宅などで家が広くない場合などは、なおさらでしょう。

ところで、地域にはどのくらいの数の居場所が必要とされているのでしょうか? 地域の特性により一概には言えませんが、異なるタイプの居場所が複数、重層的に存在することが望ましいといえます。高齢者には、それぞれ個性があり、身体能力も違えば、物事の好みや人との相性もあるので、高齢者自身が自由な意志で選択できることが大切だからです。「この町内に住む人は、この居場所を利用しなさい」というように割り当てられるようなものではありません。

●ニュータウンでの居場所の使われ方

多摩ニュータウンで行った居場所の調査から利用の実態をみてみます。ここでは、サークル活動などが行われている廃校を利用した施設や集会所を利用したサロンなども居場所として定義しています。図に示したように、居場所の特性によって利用圏域が異なっていることがわかりました。これらを【地域型】【地区型】【町内型】の3つに分わけて考えてみます。



【地域型】 旧中学校施設を利用した 「西永山複合施設」 (駐車・駐輪スペース有)



【地区型】 団地内商店街の空き店舗を 利用した「福祉亭」



【町内型】 住棟集会室を利用した 「E ラウンジ」

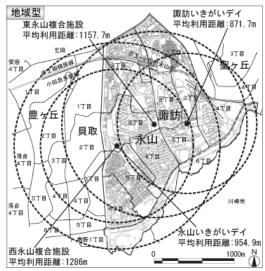
サークル活動が盛んに行われていて、比較的元気な高齢者が多く参加する【地域型】の居場所では、平均利用距離が1km以上あり、自転車での来訪もみられます。飲食を提供している【地区型】の居場所の利用圏は平均700m、徒歩10分くらいでした。自治会で開催しているラウンジ(サロン)は【町内型】の居場所で、250m程度のご近所から利用が多く、体力が衰えた高齢者でも参加しやすく、高齢者の見守りが期待されます。

利用者側の調査からみると、1 カ所しか 利用していない高齢者もいれば、複数箇所 を曜日や目的などで使い分けている高齢 者もいました。また、利用回数も、月に1 回程度からほぼ毎日までと幅があり、一日 に2カ所を利用する方もいます。

過ごし方をみると、おしゃべりや趣味などを行って皆でワイワイと楽しく過ごす方ばかりでなく、コーヒーを飲みながら本を読むなど1人で静かに過ごす方もいます。各人のライフスタイルにあわせて、思い思いに利用している様子がうかがえます。

地域での居場所は、似たようなタイプの ものが近くに存在すると競合する可能性 もありますが、これから 10 数年間は地域 で過ごす高齢者が増加して居場所のニー ズも高まるはずです。調査結果でも、「興 味はあるが利用したことはない」という潜 在的利用者が多くいます。多様な居場所づ くりが、まちを豊かにしていくと考えられ ます。

(文:松本 真澄)



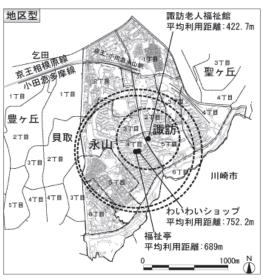




図 利用圏からみた居場所の類型 (出典:多摩ニュータウン物語(鹿島出版会))

3. 身近な道路・公園の維持管理の取り組み

1)どのようなきっかけで取り組むことになったか?

以下のような地域で、道路・公園の維持管理の取り組みが必要と考えられます。

- ○定年期を迎える高齢者が多い地 域
- ○近隣のコミュニケーションを高める必要がある地域
- ○地域で管理すると良くなる道 路・公園等がある地域



先行事例では、こんなことが取り組みのきっかけとなったようです。

村の事業で提供された熱帯産のラン 4,000 本以上を、世界文化遺産「中城城跡」に通ずる県道沿いなどに地域住民で植栽し、これをきっかけに地域の十数人の男性で話し合いました。

【事例 12 大城花咲爺会】

工場併用住宅の跡地で、相続に伴い売却予定であったものを、地域住民から区に公園整備を要望したことで気運が高まり、区が土地を取得しました。 【事例13 グループけやき】



自治会など



ボランティア団体

2)どのような活動をするか?

■ 清掃活動や花植え活動を実施する

・道路・公園の草刈りやゴミ拾い、垣根の補修等の維持管理を日頃から行うとともに、 植栽帯等への花植え活動を行います。

地域住民による公園内の清掃・垣根の修理



事例 13 グループけやき (P218 参照)

○毎週日曜の午前中に、公園内の清掃や除草等の日常的な維持管理を行っています。また、公園内の設備の汚れ落としやトイレの電球替え、柵の簡易な補修などを行っています。

地域住民による花植えにより道路を演出



事例 12 大城花咲爺会 (P213 参照)

○月に2回を活動日として、集落内を通る 県道や村道沿いの除草や花壇づくり、花 壇などに植えられた草花・ラン・樹木の 手入れ、清掃やゴミ拾いなどを行ってい ます。右手にスコップ、左手に缶ビール を合言葉に活動しています。

■ 維持管理に係る技術研修などを実施する

・知識や技術のない人が取り組みをしやすくするため、道路・公園の維持管理を行う 上での技術的研修や、花の寄せ植え講習会等を開催します。

花の寄せ植え講習会を開催



事例 13 グループけやき (P218 参照)

○数種類の花を植木鉢に寄せ植えする講習会を定期的に開催しています。講習会の後は、公園内でハーブティを味わいながら談笑しています。

■ 道路・公園でイベントを開催する

・維持管理している公園などにおいて、地域住民が気軽に参加できるコンサートやお 茶会、季節のお祭り等のイベントを行うと、公園利用者が増えるきっかけになりま す。

道路沿いにアート作品を展示



事例 12 大城花咲爺会 (P213 参照)

○広い歩道などにはシーサーなどの素焼 きの彫刻を配置して、楽しい散歩道づ くりを行っています。

公園でのコンサートを開催



事例 13 グループけやき(P218 参照)

○毎年定期的に公園内での陽だまりコンサートを開催しています。コンサートの際には、本格コーヒーを提供するなどして、心地よいひと時を味わっています。

3)どのような利用や成果があるか?

- ・定期的な維持管理活動により道路・公園がきれ いに維持されるとともに、花植え活動等により 心地よい公共空間が整えられることで、散歩す る人が増えています。
- ・公共空間におけるイベントの開催等により、高 齢者間の交流だけでなく、世代を超えた交流が 促されることになり、地域住民間のコミュニテ ィ形成の一助になっています。
- ・家に引きこもりがちな高齢者が外出することに より、高齢者の健康づくりにつながるだけでな く、社会に貢献することにより高齢者の生きが いづくりにつながっています。



活動後に缶ビールを飲みながら談笑す る様子

【事例 12 大城花咲爺会】

気持ちのよい空間になったことで、村内 外から注目され、新聞やテレビで紹介さ れ始め、散策などに来る人が増えました。 活動のモチベーションが上がっていま す。

【事例 12 大城花咲爺会】

公園の清掃などをした後は、公園内で お茶会を行っていますが、上下関係な く世間話や公園のイベントなどの話 しをできるのが、生活の楽しみになっ ています。

【事例 13 グループけやき】



自治会など



ボランティア団体

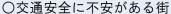
表 身近な道路・公園の維持管理の支援の取り組みメニュー

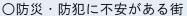
取り組み		事例				
		事例 12 大城花咲爺会	事例 13 グループけやき	事例 14 泉川校区連合自治 会		
施設の維 持管理	花植え活動	0	0	0		
	草刈り・清掃	0	0	0		
	簡易設備の修繕	0	0			
維持管理 の研修	維持管理のWS			0		
	花植え講習会		0			
施設にお ける交流	アート展示	0				
づくり	防災イベントの開催		0			
	交流イベントの開催	0	0	0		
参加者間 の意見交	定例会等の開催	0	0	0		
換、交流	お祝い行事の開催			0		
その他	花やアート作品の販売	0				
活動の PR	ニュース発行		0	0		
	ホームページ広報		0	0		

4. 安全・安心環境づくりの取り組み

1)どのようなきっかけで取り組むことになったか?

以下のような地域で、安全・安心環境づくりの取り組みが必要と考えられます。





○高齢者が歩いて利用しにくい街



先行事例では、こんなことが取り組みのきっかけとなったようです。

大規模ショッピングセンターの出店を 契機に、交通量の増加による交通事故 や、不特定多数の人が集まることによ る犯罪増加に対する不安感が高まっ た。

【事例 16 近文地区社会福祉協議会】

公民館が主体となって、地域の小学校と 中学校などと連携し、「地域の子どもは地 域で育てる」をスローガンに地域ぐるみ の青少年育成の取り組みを進めることに なった。

【事例 15 久米地区青少年健全育成連合 会】



社会福祉協議会



青少年健全育成連絡会

2) どのような活動をするか?

■ 危険な場所や不安な場所を把握する

- ・日ごろ感じていることや実際のまち歩きを通じて、地域の危険個所や不安箇所などを一つのマップに整理します。
- ・特に危険・不安に感じている特定テーマがある場合は、地区内を通り抜ける自動車 交通量を把握する交通調査や、夜間のくらがりによる不安箇所を把握する防犯調査 等の特定テーマに絞った調査等を行います。
- ・作成したマップや調査結果は、紙媒体として地域住民等に配布したり、ホームページ等で公開することが考えられます。

ワークショップで身近な環境の現状を共有



○犯罪、交通事故に関する危険箇所や、よく遊ぶ場所を把握し、マップとしてまとめています。マップづくりを踏まえ、地域の小学生・中学生などへの安全啓発活動、地域へのチラシ配り、参観日の学習成果発表などを行っています。

事例 15 久米地区青少年健全育成連合会(P228 参照)

くらがり診断により夜間の状況を把握



○中高生の部活や塾の帰り道などの防犯 対策として、くらがりによる不安箇所を 把握するアンケート調査と校区内の照 度調査を実施しています。

事例 16 近文地区社会福祉協議会(P233 参照)

■ 危険な場所や不安な場所を改善する

- ・把握した課題に対し、防犯パトロール・子ども見守り活動や樹木の剪定、防犯灯の 設置などを行います。成果は多くの方に公表・PRしていきます。
- ・また、行政に働きかけ、交通環境を改善するために交通規制を検討するなど、行政 と連携した取り組みを進めることも考えられます。

小学生の登下校に合わせたみまもり活動



○社会福祉協議会が地域の関連団体へ声かけを行い、子どもの見守り活動である 「近文あい運動」を低学年の集団下校に 合わせ毎日実施しています。

事例 16 近文地区社会福祉協議会(P233参照)

関係機関との協議を経て、ゾーン30指定



○車の通り抜け調査の結果を踏まえ、警察、市、交通事業者も参加する協議会を設置しました。市・県の事業で路肩のカラー化、警察によってゾーン 30指定の対策などが行われました。

事例 15 久米地区青少年健全育成連合会 (P228 参照)

3)どのような利用や成果があるか?

- ・高齢者のみならず地域住民の日常生活の安心感も得らること から、外出する際の不安感がなくなり、外出が促されること が期待されます。
- ・活動の主な担い手である高齢者が、活動の受益者である子ど もや保護者等から感謝されることで、高齢者がやりがいを持 って活動を続けられるとともに、地域のコミュニティ形成に 寄与します。
- ・さまざまな防犯活動を重ねることで、地域内の犯罪発生率の 減少が期待されます。



子供から高齢者への感謝の気持ちのプレゼント (事例 16 近文地区社会福祉協議会)

高齢者が横断歩道のない所を横断 している途中で転倒したところ、下 校途中の児童がこの高齢者を助け 出しました。高齢者を中心とした見 守り活動が、地域の絆をつくり始め ています。

【事例 16 近文地区社会福祉協議会】

子どもと大人が一緒に安全・安心マップづくりに取り組んだことををきっかけに、地域のイベントに子どもが参加するようになり、地域での世代間交流の機会が増えています。

【事例 15 久米地区青少年健全育成 連合会】



社会福祉協議会



青少年健全育成連絡会

表 安全・安心環境づくりの支援の取り組みメニュー

取り組み		事例			
		事例 15 久米地区青少年健全育 成連合会	事例 16 近文地区社会福祉協議 会		
地域診断	安全・安心マップづくり	0	0		
	交通調査(車の通り抜け調査など)	0			
	防犯調査 (くらがり診断、みまもり量調査など)		0		
課題に対 する取り	防犯パトロール・子どもの見守り 活動	0	0		
組み	植栽剪定による見通しの確保	0			
	街路樹まわりへの花植え、アート 設置等による地域の目の確保	0	0		
	防犯灯の設置	0			
	夜間における各住戸の門灯・玄関 灯の点灯		0		
	道路の交通環境の改善	0			
参加者間 の意見交	定期的な取り組み内容の改善検討	0	0		
換、交流	地域交流会の実施		0		
	団体間の意見交換の場づくり	0	0		
その他	高齢者支援対策 (活動支援、安否確認など)		0		
広報	作製したマップの公開	0	0		

第3章 まちづくり活動の進め方と留意点・工夫点

◆本章の見方、読み方

「買い物できる場づくり」、「居場所づくり」、「身近な道路・公園の維持管理」、「安全・安心環境づくり」それぞれの先行事例では、活動の段階ごとに、活動を準備し、軌道にのせ、安定して継続していくための様々な工夫があります。ここでは、地域住民が主体となって、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを進めていく上で必要な工夫と留意点について、活動の取り組みの段階毎に紹介します。

なお、ここで参考にした先行事例は、第5章に取り組み概要を整理しているので、 必要に応じてご参照ください。

はじめに

まず活動を始める前に、活動の仲間をつくって、地域の施設や活動の状況、住民のニーズを把握して、ある程度の活動計画をたてる段階です。

準備期

買い物できる「場」や居場所となる「場」の開設までや、「安全・安心環境づくり」等の活動を始めるまでに、地域住民との信頼関係を構築しながら、地域の住民や事業者の協力、行政等の支援を受けて「場」の開設や、活動開始の準備に取り組んでいく段階です。

開始期

「場」の運営や、「安全・安心環境づくり」等の活動を開始して、 ボランティアの参加や専門家の支援を受けながら、活動を軌道にの せていく段階です。

安定期

活動が軌道にのってきてから、運営体制を強化したり、ニーズに合わせて事業を見直したりして、無理のない方法で活動を継続していく 段階です。

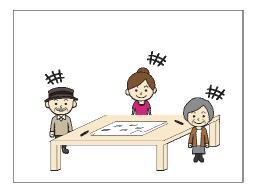
1. 買い物できる場づくりの進め方

1)活動の流れ

買い物できる場づくりでは、<u>店舗を持たずに広場などで活動する「定期的な市の開催」</u>と、 <u>空き店舗などの建物を活用して活動する「地域内での店舗の開設・運営」の両方</u>について、 活動の流れを紹介します。

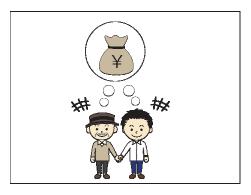
はじめに

活動を始める前に、まず活動の仲間をつくって、住民の買い物ニーズや店舗の状況など地域の現状を把握したり、店舗運営について勉強して、どんな食料品を販売するか、店舗なしで定期市にするか、店舗をつくるかなど、ある程度の活動計画をたてる段階です。



準備期

買い物できる場の運営を始めるまでに、地域住民と信頼関係を構築しながら、活動場所の所有者の理解や、地域の住民や業者等の協力、行政等の支援を受けて、買い物できる場のオープンにむけて準備していく段階です。



開始期

買い物できる場をオープンさせ、ボランティアス タッフや専門家等の協力を得て、運営のために必 要な収益を得る工夫を重ねて、活動を軌道にの せていく段階です。



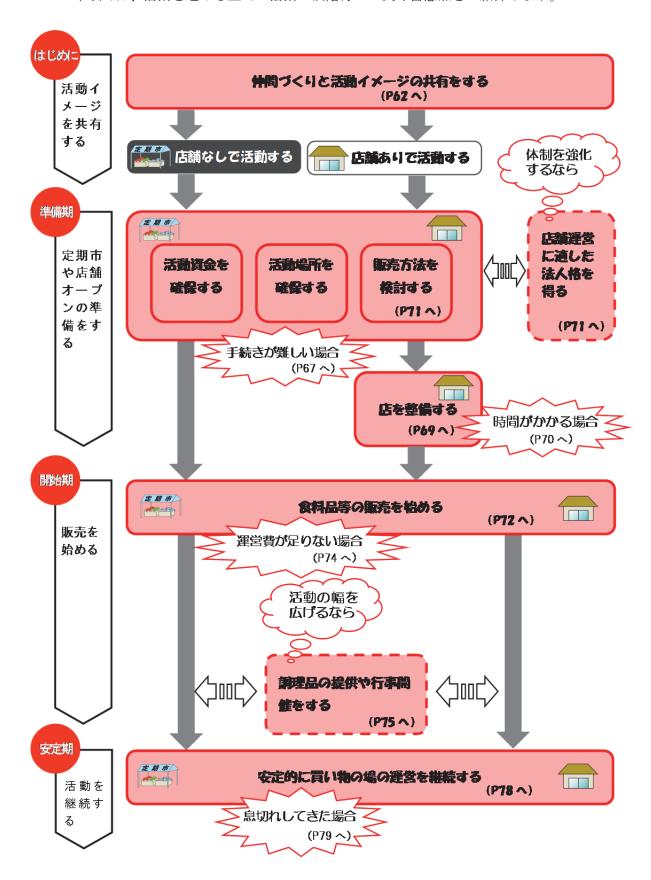
安定期

活動が軌道にのってきてから、運営体制の強化や見直しをしたり、事業を多様化したりして、無理のない方法で活動を継続していく段階です。



2)活動段階毎の工夫と留意点

本項では、活動を進める上での活動の段階毎の工夫や留意点をご紹介します。





「買い物できる場づくり」を始めようと思ったら

仲間づくりと活動イメージの共有をする







まず始めに、これから活動に取り組む仲間と、活動イメージを共有する ことから始めましょう。

特に、買い物の場づくりでは、販売事業をすることになり、地域診断が 大切です。先行事例で活動している先輩たちは、地域のニーズ把握など を行うことで、活動がスムーズに、発展的に取り組めています。

Q 仲間づくりをするには?

A 身近な人に相談して、思っていることを話し合いましょう

- ・まず活動を始める前に、同じように買い物場所の必要性を感じている人がいな いか、身近な人たちに聞いたり、自治会に相談して、仲間をつくりましょう。
- ・仲間をつくる上では、お互いが思っていることを意見交換し、共有することが 大切です。その方法として、ワークショップの手法があります。以下のような 文献を参考にしながら、色々な意見を出し合い、活動の気運を盛り上げ、活動 主体となる組織を立ち上げましょう。

【参考文献】

- ・『参加のデザイン道具箱』世田谷まちづくりセンター(1993)
- ・中野民夫『ワークショップ:新しい学びと創造の場』岩波新書(2001)
- ・中西紹一、松田朋春、紫牟田伸子、宮脇靖典『参加型ワークショップ入門:偶然を デザインする技術』岩波新書(2006)
- ・木下勇『ワークショップ―住民主体のまちづくりへの方法論』学芸出版社(2007)
- ・堀公俊、加藤彰『ワークショップ・デザイン:知をつむぐ対話の場づくり』 日本経済新聞出版社(2008)
- ・香取一昭、大川恒『ワールド・カフェをやろう!』日本経済新聞出版社 (2009)など

住民学習会で危機感が高まり、有志で準備会を立ち上げた



住民学習会の開催をきっかけに、少子高齢化、バス路線の 廃止など状況変化に住民の危機感が高まり、居場所と買い 物施設の複合的な施設整備に向けた取り組みが行われま した。

事例 1 熊野学区ふれあい広場「クローバー」(P158参照)

Q 活動イメージを共有するには?

- ・買い物の場づくりの検討にあたっては、まず、地域住民がどのような不便を感じているのか、どのような買い物の場が求められているのか、自治会などで話し合いましょう。
- ・より丁寧に買い物ニーズを把握するには、地域の高齢者が毎日きちんと三食とるために必要な買い物ができているかどうか、どこまでどうやって買い物に出かけているかなど、アンケート調査をする方法があります。
- ・また、実験的に青空市を開催してみて、利用者に感想を聞くと、品ぞろえや実際に利用するかどうかなど、より詳しいニーズを把握することができます。
- ・地域住民のニーズをふまえて、第2章で紹介した活動事例を参考に、どのよう な買い物の場にするか取り組み内容を検討しましょう。

A2 地域の現状をふまえて、常設店舗をつくるか定期市か、どのような場にするか、ある程度の活動計画をたてましょう

- ・地域住民のニーズが分かってきたら、買い物の場づくりに向けて、空き店舗など活動に使える施設が地域にあるかどうか、市場への出店や委託販売などで協力してくれる農家や事業者がいるかどうかなど、地域の現状についての学習会を開催して、情報を共有しましょう。
- ・地域の現状をふまえて仲間で話し合いを重ねて、空き店舗を借りたり取得したりして店舗をつくるかどうか、店舗なしで定期市とするか、地域の住民や事業者とどのように協力していくかなど、ある程度の活動計画をたてましょう。ある程度まで活動計画を明確にしておくと、地域の住民や事業者、行政に支援を働きかける際の説明資料にもなるなど、その後の円滑な活動につながります。

フードデザート協議会の協力を得て定期市を実現した



市場以外で買い物支援をしたいと考えていたフードデザート協議会が、もともと店舗がなく野菜の移動販売があった団地で調査していた大学の先生に紹介され、自治会と協力することになり、定期市の開催が実現しました。

事例 4 北九州フードデザート協議会「北九州オアシスマーケット」(P173 参照)

A③ 買い物の場の運営に向けて、コミュニティビジネスについて勉強しましょう

・買い物の場を整備、運営していくには、資金の確保や体制づくりが大事になってきます。以下のようなコミュニティビジネスの文献を参考にしたり、勉強会を開いたりして、早い段階から経営の視点を持つことも重要です。

【参考文献】

- ・コミュニティ・ビジネス・ネットワーク編『コミュニティ・ビジネスのすべて-理論 と実践マネジメント-』ぎょうせい (2009)
- ・ちば地域再生リサーチ編『市民コミュニティビジネスの現場 建て替えない団地再 生のマネジメント』彰国社 (2012) など

やりがいコラム



ニーズ把握の際に、地域住民に名前や連絡先、資格などと一緒に、1年間は無報酬だが活動を支援していただけるか伺いました。その結果、53名が支援の意向を表明してくれました。「これからの地域にとって新しい事業だ」、「できるだけ応援するよ」という熱い応援がいっぱい上がってきました。それを信じて決断し、取り組みを始めました。

事例 2 NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」(P163 参照)

(建築研究資料 158 号)

- ・高齢者の健康には、地域の高齢者が日常的に食料品店で買い物ができて、毎日きちんと 三食とれているかどうかが、大きくかかわってきます。
- ・アンケートで、地域の高齢者の買い物頻度、どこまでどうやって買い物にでかけている か、日常的に利用している店舗が閉店した場合に代わりの店舗があるかなどを把握する ことで、買い物の課題やニーズを把握できます。
- ・建築研究所のホームページで公開されている『高齢者の安定した地域居住に関する生活 行動実態調査報告』建築研究資料 158 号(2014 年 4 月, http://www.kenken.go.jp/ japanese/contents/publications/data/158/)などを参考に、アンケート項目を考えてみ ましょう。

2. 食事・買い物行動についてお伺いします。

問 2-1. あなたは、毎日きちんと三食をとっていますか?当てはまるものを1つ選んでください。 (1つにO)

ほぼ毎日とっている
 とっていないことが多い

2. おおむねとっている

4. とることはほとんどない

※ご家族が主に買い物をされる場合、その方にご確認のうえ回答をお願いします。

問 2-2. 食料品の買い物について、以下の方法をとる頻度として近いものを選んでください。 (各項目 1 つずつ〇)

(1) 自分または家族が店に出かける 1. ほぼ毎日 2. 週4、5日 3. 週2、3日 4. 週1日以下

<あなたのご家庭で最もよく買い物をする店舗(食料品)についてお伺いします>

問 2-3. 買い物をする店舗(食料品)として、最もよく利用するものを1つ教えてください。

(1つにO) 1. スーパー〇〇

2. ××ストア

3. ▲▲ (■■店) 5. △△デパート 4. ●●駅ビル
 6. □□ショッピングセンター

7. コンビニ名 (◆◆店) 8. その他 (具体的に:

問 2-4. 問 2-3 の店舗に行く時の交通手段として、<u>最もよく利用するものを1つ</u>選んでください。 (1つにO)

(1000)

2. 自転車

3. 自分が運転する自動車

4. 自分以外が運転する自動車

5. バイク・スクーター

7. 施設の送迎バス

8. その他 (具体的に

問 2-5. 問 2-4 の交通手段を使って、自宅から問 2-3 の店舗に行くのに何分くらいかかりますか?

1. 5 分以内

1. 5~10分

2. 10~15分

3. 15~20分

4. 20 分以上かかる

問 2-6. 問 2-3 の店舗がもし閉店することになった場合、食料品を買い物する代わりの店舗はありますか?当てはまるものを1つ選んでください。(1つに〇)

1. 自宅の近くに利用しやすい店舗がある

2. 自宅から少し遠いが、利用しやすい店舗がある

3. 利用しづらいが、自宅の近くに店舗がある 4. 代わりとなる店舗がない

2

毎日きちんと三食を「3. とっていないことが多い」、「4. とることはほとんどない」が多い地域では、早急に買い物環境改善の取り組みが必要です。

問 2-3 は、地域でよく利用されやすい食料品店を選択肢にしましょう。

「3.15~20分」、 「4.20分以上」が 多い地域では、高 齢者の身近な地域 で買い物できてい ないと考えられま す。

準備期

「買い物場所」の開設まで



定期的な市の開催や店舗開設に向けて、活動資金と活動場所を確保しましょう。それと並行して、販売方法を検討しましょう。 いずれも、地域の住民や事業者と信頼関係を構築しながら活動することが大切です。

活動資金を確保する



Q 活動資金を確保するには?

A 1 自治会や商店会等の取り組みの一環として活動資金を確保しましょう

・自治会役員を中心とした運営委員会を立ち上げたり、商店会の取り組みの一環 として部会を立ち上げることで、自治会や商店会等から事業費を出したり、資 金を貸与することで、資金を確保する方法があります。

A② 補助金や助成金を受けましょう

・施設整備のための資金を確保するため、多くの事例で行政から補助金等の支援 を受けており、準備期に不可欠な資金源となっています。

A 3 募金・寄付を募りましょう

・地域の住民等と信頼関係を築きながら取り組みを進め、地域住民からの出資金 や備品などの寄付等を得ることで、初期投資の負担を少なくすることができま す。



Q 手続きが難しくてできない場合は?

A 公的団体に、事務局機能を担ってもらうなど、支援をお願いしましょう

・店舗開設までには、関係機関や業者との話し合いや補助金申請手続きなどが必 要です。地域活動を支援する公民館などから、事務的な支援を受けると負担を 軽減できます。

公民館による事務支援を受けている



補助金の申請手続きや各種機関・業者等との話し合いが必 要になり、公民館による会議室や連絡用電話の提供、補助 金申請などの事務局機能の支援を受けました。

事例 1 熊野学区ふれあい広場「クローバー」(P158参照)

活動場所を確保する



Q 活動場所を確保するには?



A 開催場所の使用許可をもらいましょ

う

・地域団体が所有している場所で市を開催することが難しい場合、集会所や広場などを利用した市の開催を検討しましょう。ただし、それらの使用許可を得る必要があります。使用許可を得ることは簡単では無い場合が多いので、単なる営利活動ではなく、地域住民と協力して買い物不便を解消する活動であることを説明し、開催予定場所の所有者・管理者の理解を得なければなりません。



店舗ありで活動する場合

A 空き施設を提供してもらいましょう

・店舗を開設するためには、施設を借りたり、 取得したりする必要があります。先行事例 では、空き店舗の無償貸与や、土地・建物 の所有者からの利用申し出を受けること で、初期投資の負担を少なくしている事例 が多くあります。

自治会や行政の理解を得て集会所の利用許可を受けた



定期市は、市営団地の集会所を利用しているが、フードデザート協議会単独の取り組みでは利用不可だが、後楽町団地町内会との協働の取り組みのため、市は利用を許可してくれています。

事例4 北九州フードデザート協議会「北九州オアシスマーケット」(P173 参照)

閉店した店舗と設備の無償提供を受けた



生協から、店舗の閉店にあたり、地域貢献の一環として3年間は建物の無償貸与、4年目以降も、格安な賃貸料設定で貸与するとの申し出があり、一年半かけて住民代表と生協で施設利用について検討しました。

店を整備する





店舗を開設する場合は、場所が確保ができたら、いよいよ施設整備です。 地域の業者や住民の協力を得て効率的に整備を進めましょう。 また、「はじめに」の段階で調べた地域ニーズをふまえた店づくりをする ことが大切です。

Q 少ない資金で店を整備するには?

A ① 既存備品を活用しましょう

・施設整備に必要な備品は、空き施設等の既存設備を有効活用すると、施設整備 費の負担を軽減できます。

元の店舗の備品活用や寄付品で施設を整備した



店舗内の備品は、もとの店舗の商品棚を活用した間仕切り や、住民の寄付によるテーブル類等、無償提供などによる ものを多く活用しました。

事例 2 NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」(P163 参照)

A② 業者に工事等の協力をしてもらいましょう

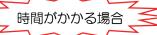
・施設の内装工事・電気工事等に、地域の業者や経験者である住民に、ボランティアとして協力してもらえると、施設整備の負担を軽減できます。

地域住民や内装工事・電気工事等の業者、小学校児童の協力を得た



空き店舗の改装に、地域のボランティアや小学校の児童などの協力を受けて、旧店舗の片付け、内装工事(無償)、電気工事(材料費のみ)、塗装工事等の整備ができました。

事例 1 熊野学区ふれあい広場「クローバー」(P158参照)



Q 店舗の開設準備に時間がかかってしまう場合は?

A 定期市で買い物支援をしながら活動を周知して、住民の理解・協力を得ましょう

・店舗の開設まで時間がかかる場合は、店舗の前や近くのスペースで、定期的に 青空市を開催して、地域住民の買い物支援をしながら、活動を周知しましょう。 地域住民の理解を得て、信頼関係を築きながら活動を進めていくと、ボランティアや寄付などの協力を得られたり、開設後の多くの利用につながります。

閉店した空き店舗と設備の無償提供を受けた



準備期間中、主婦等のグループで週1回の青空市を開催したところ好評を得て、住民との交流の深まりも確かめられました。また、検討状況を手書きのニュースで発信し続け、住民との連携を絶やさないようにしました。

販売方法を検討する



開始期

Q 経験が少なくてもできる販売方法は?

A 季託販売形式にすると終営リスクを軽減できます

- ・商品を自分たちで仕入れて販売するには、それなりの資金が必要になります。 また、仕入れをするとなると、活動団体または個人で契約が必要となります。
- ・活動メンバーに店舗の運営の経験がない場合には、地域の農家など事業者と協力関係を築き、商品を委託販売にすると、仕入れの負担がなくなり、販売手数料が一定の収入源となるなど、経営リスクを軽減することができます。

地域の生産者や福祉作業所の委託販売で経営リスクを軽減している



私たちは商売のプロではないため、仕入れでロスを出したらやっていけないので、委託販売形式にして手数料収入を得ることにしました。事業者ごとのPOSラベルで販売額・個数等の管理を自動化する仕組み等を導入したことで、スタッフの負担も軽減できました。

事例 2 NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」(P163 参照)

体制を強化するなら

店舗運営に適した法人格を得る



・施設を借り受けて店舗運営する場合には、法人格が必要な場合があります。また、NPO 法人化することにより受けられる助成金等もあります。活動目的や運営方法などに応じて適切な法人形態を選択することが重要です。詳しくは、P64で紹介した参考文献『コミュニティ・ビジネスのすべて』をご参照ください。

空き店舗提供の条件が NPO 法人の立ち上げだった



地域貢献の一環として、生協から閉店した店舗を3年間無償貸与してくれるという申し出があり、その際に、NPO 法人を立ち上げることが条件として提示されました。

「買い物場所」の開設から運営を軌道にのせるまで

食料品等の販売を始める







いよいよ定期市開催や店舗運営を開始して、食料品等の販売を始めます。 できるだけボランティアスタッフや専門家、行政の協力を得て、無理なく 運営していく工夫が必要です。

Q できるだけ無理なく運営するには?

A(1) ボランティアスタッフを確保しましょう

・運営の目安として、買い物場所づくりの事例では、規模に応じて30~80人の運 営支援のボランティアスタッフがいます。地域住民や組織と信頼関係を築いて、 理解・協力を得て、ボランティアスタッフを確保しましょう。

運営委員会と住民ボランティアのスタッフの計 28 名で運営している



店舗運営には、レジ打ちや商品陳列のスタッフが必要で、 運営委員会と住民ボランティアの計 28 名で、交代して店 舗運営しています。

事例 1 熊野学区ふれあい広場「クローバー」(P158参照)

A2 商品管理や経理など専門家の/ウハウを活用しましょう

- ・買い物場所づくりでは、商品管理、会計など専門知識が必要な場合があり、専 門家の派遣や、レジ業者からの協力、退職した経験者の参加を得られるとよい でしょう。
- ・また、関連する NPO 団体や、周辺地域の大学の協力が得られると、運営の人的 な支援やノウハウ提供などを受けることができます。



運営委員会とボランティアで運営していますが、経理やレ ジ、商品陳列などの店舗経営について、税理士やレジ業者、 納品業者から無償で専門的アドバイスをもらえる協力関 係を築いています。

事例 1 熊野学区ふれあい広場「クローバー」(P158参照)



利用者が増えず、運営費が足りない場合は?

A (1) スタッフで意見交換したり、利用者ニーズを把握したりして、弾力的に運営 内容を見直しましょう

- ・店舗が撤退した地域で、商品の販売だけで十分な運営費用を確保することは容 易ではありません。店舗の運営に慣れてきたものの、思うほど収益が上がらず 運営費が足りない場合は、運営スタッフで意見交換して、利用者の拡大や新た な収益となる取り組みを検討することも有効です。
- ・また、開店後の売れ行きや利用者アンケートをふまえて、ニーズにこたえた品 ぞろえや活動内容を検討しましょう。
- ・事例では、一定期間後、商品の配達や、喫茶の運営、講座・催事等の開催など、 段階的に活動内容を充実させ、店舗の利便性の向上や集客に取り組んでいます。

A2 活動目的に応じた補助金や助成金を探しましょう

- ・多くの事例で家賃補助を受けることで、開設当初の運営が成り立っています。 ただし、補助金によっては、営利活動を制限される場合があり、自分たちの活 動の目的や内容に応じて、助成金等を検討する必要があります。
- ・講座・催事の開催など活動内容が多様化する場合には、生涯学習や地域活性化 への補助など、幅広い分野の補助金・助成金を探して活用することも有効です。

活動ごとに補助金を受けている



交流スペースで開催している子育てサロンや高齢者サロンは、 共同募金会配分金や市の事業補助を受けて立ち上げ、食育活動 についてはレインボー・パル基金の補助金を受けて所要機材を 購入しました(いずれも単年度事業)。その後は、自主運営して います。

調理品等の提供や行事開催をする



開始期





食料品の販売の活動を発展させて、惣菜など調理品の販売や、居場所づく りとイベント開催など、活動の幅を広げると、利用者の食の支援や趣味活 動や交流にもつながり、安定した収益確保にもつながります。

Q 食料品の販売と一緒にできる活動は?

- ・先行事例では、食料品の販売と同時に、買い物に来た人が休憩や飲食ができる スペースを設けて、地域の人と交流もできる居場所づくりに取り組んでいます。
- ・また、居場所となるスペースを活用して、地域で活動する他の団体等の協力を 得るなどして、季節行事や健康相談、趣味の講座など催し物を開催しています。 その結果、より多くの利用者を得て、一定の収益を得ることができています。

講座等を開催して利用者から参加料を徴収している



シルバーリハビリ体操、リタイヤした保健師さんによる健康 相談などの高齢者のための健康活動を、参加費無料で開催し ています。その一方で、有料の趣味講座や各種学習講座もあ り、参加者は多いです。利用者からの講座参加料も、主な収 入源のひとつになっています。

A2 空いているスペースを利用者や他の団体に提供しましょう

・利用者や他の団体も出品したり行事開催したりできるスペースを設けると、利 用者の趣味活動の場になったり、やりがいを感じられる場にもなります。また、 利用料を徴収すると、運営スタッフに負担をかけずに一定の収益を得ることが できます。

店舗内を複数のコーナーに分けて貸しスペースを設けている



住民要望をふまえて、店舗内を複数のコーナーに分けて、 買い物、食事・喫茶、休憩、催事、情報・相談、貸しスペ ースなど多様な事業展開をしています。

A 3 販売している食料品等を活用して、惣菜販売や喫茶店運営をしましょう



|店舗なしで活動する場合

調理済み食材の販売や青空喫茶

・魚や肉を販売してほしいというニーズがあ っても、冷蔵設備がない場合は鮮魚や精肉 は販売できません*1。その場合は、お惣 菜やお弁当などの包装された加工品を販 売すると、利用者の食の支援にもつなが り、利用者の拡大などが期待できます。



店舗ありで活動する場合

調理室を活用した惣菜販売や喫茶店

・既存施設の調理室等を有効活用すると、販 売している農産物等を活用した惣菜など に調理して販売したり、昼食等を提供する ことができます。そうすると、利用者の食 の支援にもつながり、店舗利用者の拡大な ども期待できます。なお、食品の調理、販 売には、製造施設の基準があり食品衛生責 任者も必要となります*1。

集会所で調理済みのお弁当を販売している



保健所の指導で、鮮魚を冷凍機能付きトラックで販売し、 練り物やお弁当(お寿司)等を集会所で販売しています。 季節のものを採り入れた手作り弁当が、好評を得ていま す。

北九州フードデザート協議会「北九州オアシスマーケット」(P173参照)

調理室で、商品を加工して惣菜販売や喫茶店運営をしている



惣菜チームを立上げ、地場産の野菜を積極的に活用し、も ともと店舗にあった調理室で、お惣菜や喫茶店のメニュー を調理して提供しています。

事例2 NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」(P163 参照)

*1:食品衛生法に基づく営業許可については、条例による要件もあります。詳しくは、地域の保健 所に相談して、活動方法を検討してください。

「買い物場所」の運営継続

安定的に買い物の場の運営を継続する



開始期



安定期では、買い物の場を安定して継続していくために、開始期の活動 内容を基本としつつ、ニーズに合わせて見直しを図ります。また、ボラ ンティアスタッフの人手の入れ替わりなどにも対応して、新たに支援者 を募る必要があります。

Q 安定的に定期市や店舗の運営を継続するには?

A 1 活動が地域に理解されてから、支援者や組合員を増やしましょう

- ・地域住民に活動内容が理解され、信頼関係が築かれてきた時期に、改めて会員や ボランティアスタッフを募集するなど、活動体制を段階的に強化していくことが 有効です。
- ・支援者、会員を増やして法人化できると、税制優遇の適用や地域の住民等から みた組織の信用度の向上などにも有効です。

開店5年目から賛助会員の募集をして認定NPO法人へと組織強化した



気軽に利用できる場所として利用者に浸透してきた開店 5 年目から、賛助会員の募集を始めました。

事例 2 NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」(P163 参照)

A2 観光利用や特産品販売など地域外からの利用を増やしましょう

・より自立した運営とするために、地域の特産品の全国販売や、地域の歴史的資源 等を活かした観光利用など、新たな商品やサービスで収益を得ていくことも有効 です。

地域の名産品を全国に発送して販売し、収益を得ている



干しイモの生産量が日本一の地域なので、5 つの契約農家から商品を仕入れて全国に発送し、活動財源を確保しています。

事例 2 NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」(P163 参照)



Q 負担を減らして活動を継続していくには?

A 人手が足りない活動内容は、外部委託や中止も検討しましょう

・活動内容が多様化すると、運営のための人手が足りなくなる場合もあります。 その際は無理をせず、地域の他の活動団体と話し合い、役割を分担して、自分 たちの事業から外す判断をすることも大切です。

2. 居場所づくりの進め方

1)活動の流れ

居場所づくりでは、交流サロンを行政の事業として開催したり、個人が自宅等で開催する 方法がありますが、ここでは、**活動団体が自分たちで場所を確保・整備して常設的に活動す る場合**について、活動の流れを紹介します。

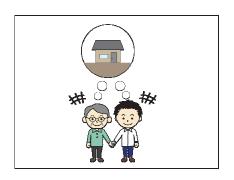
はじめに

活動を始める前に、地域の高齢者の「居場所」の利用状況やニーズ、活動に使えそうな場所の有無など、地域の現状を把握して、どんな居場所をつくるか、ある程度の活動計画をつくる段階です。



準備期

「居場所」を開設するまで、地域住民との 信頼関係を構築しながら、空き施設の所有者 や、地域の住民や業者等の協力、行政等の支 援を受けて施設整備に取り組んでいく段階で す。



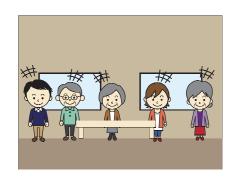
開始期

「居場所」をオープンさせ、ボランティア スタッフの協力を得て、運営のための収益を 得る工夫を重ねて、活動を軌道にのせていく 段階です。



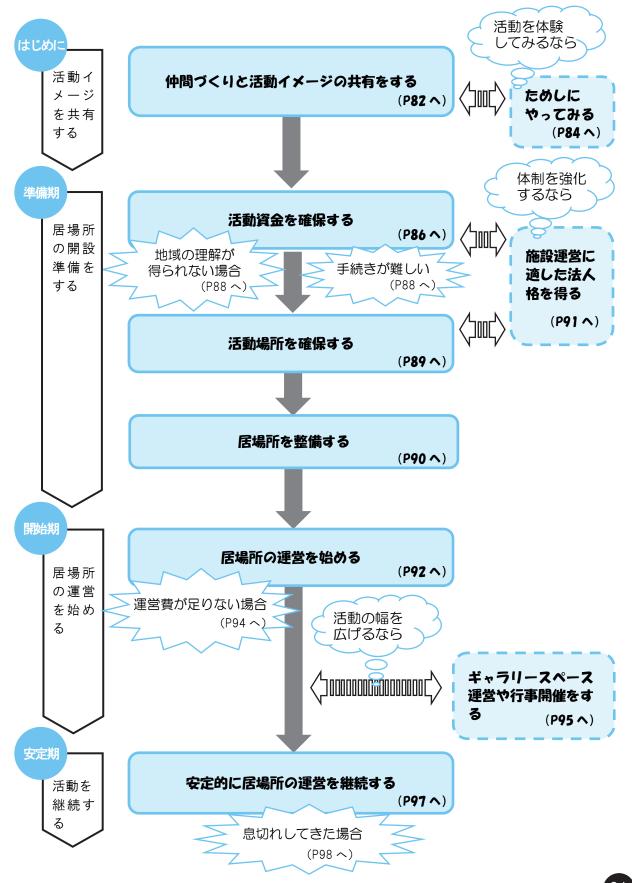
安定期

活動が軌道にのってきてから、運営体制を 強化したり、ニーズに合わせて事業を見直し たりして、無理のない方法で活動を継続して いく段階です。



2)活動段階毎の工夫と留意点

本項では、活動を進める上での活動の段階毎の工夫や留意点をご紹介します。





「居場所」づくりを始めようと思ったら

仲間づくりと活動イメージの共有をする



まずはじめに、これから活動に取り組む仲間と、活動イメージを共有す ることから始めましょう。

活動イメージを共有するためには、住民のニーズや現状について地域診 断することが大切です。すでにまちづくり活動に取り組んでいる先輩た ちは、地域のニーズ把握を行うことで、活動がスムーズに始められてい ます。

仲間づくりをするには?

A 身近な人に相談して、思っていることを話し合いましょう

- ・まずは、居場所の必要性について同じように感じている人がいないか、身近な 人たちに聞いたり、自治会に相談して、仲間をつくりましょう。
- ・自治会などで話し合ったり、学習会を開催したりして、お互いが思っているこ とを意見交換しましょう。その方法として、ワークショップの手法があります。 以下のような文献を参考にしながら、色々な意見を出し合い、活動の気運を盛 り上げ、活動主体となる組織を立ち上げましょう。

【参考文献】

- ・『参加のデザイン道具箱』世田谷まちづくりセンター(1993)
- ・中野民夫『ワークショップ:新しい学びと創造の場』岩波新書(2001)
- ・中西紹一、松田朋春、紫牟田伸子、宮脇靖典『参加型ワークショップ入門:偶 然をデザインする技術』岩波新書(2006)
- ・木下勇『ワークショップ―住民主体のまちづくりへの方法論』学芸出版社 (2007)
- ・堀公俊、加藤彰『ワークショップ・デザイン:知をつむぐ対話の場づくり』 日本経済新聞出版社(2008)
- ・香取一昭、大川恒『ワールド・カフェをやろう!』日本経済新聞出版社 (2009)など

行政への提言ワークショップで機運が高まり、協議会が設立された



区が実施した市民と行政の協働によるまちづくりのワー クショップで、コミュニティサロン的な場をつくりたいと いう話があり、提言だけでなく、自分達でできる課題解決 をしようと、活動をスタートしました。

NPO 法人としま NPO 推進協議会「みんなのえんがわ池袋」(P188 参照)

Q 活動イメージを共有するには?

たてましょう

- ・活動にあたって、閉じこもりがちな高齢者がいるか、高齢者が気軽に出かけら れる居場所があるかどうかなど、アンケート調査などで地域の現状や地域住民 のニーズを知ることが大切です。
- ・ニーズをふまえて、第2章で紹介した活動事例を参考に、どのような過ごし方 や楽しみ方ができる居場所にするか取り組み内容を検討しましょう。あわせて、 居場所づくりにどのくらい費用がかかりそうか、運営費の確保のために、喫茶 など有料のサービスを提供するかなど、ある程度の収支計画を検討しましょう。
- ・地域の現状をふまえた活動計画は、地域住民や行政に支援を働きかける際の説 明資料としても効果的に活用できます。

A ② 福祉分野の活動団体や専門家と話し合い、活動イメージを共有して協力し ましょう

- ・居場所づくりの事例には、地域での介護予防の取り組みや、だれでも社会参加 できる場づくりなど、福祉分野の活動から始まった活動があります。
- ・地域住民と社会福祉協議会や民生委員などで、福祉の取り組みの一環として地 域内でどのような取り組みが行われているのか、これから必要なのはどのよう な取り組みなのか、話し合っておくことが大切です。そのうえで、ある程度の 活動計画をたてて、お互いに協力して取り組むと、その後の効果的な活動につ ながります。



介護保険事業が施設から地域へという時期で、社協でも地域で何かできないかと考え、自治会等や民生委員、介護保険利用者家族等と運営委員会を設立しました。

事例9 宝塚市社会福祉協議会「ふれあい鹿塩の家」(P198参照)

活動を体験してみるなら

ためしにやってみる

・自分たちで場所を確保して「居場所づくり」に取り組む前に、集会所など既存 の施設を使って試しにやってみるとよいでしょう。そこで利用者に感想を聞い て、場づくりの検討や収支計画に活かすと、より効果的な活動につながります。

やりがいコラム



地域で自立して取り組もうとする活動団体には、行政も力 を貸してくれています。収益を目指した活動ではないこと に、行政の理解もあります。

事例7 NPO 法人としま NPO 推進協議会「みんなのえんがわ池袋」(P188 参照)

【参考】高齢者の安定した地域居住に関する生活行動実態調査報告

(建築研究資料 158 号)

開始期

- 「居場所」については、特に予定がないときに気軽に行ける場所について回答してもらい ます。地域に居場所となりうる場所が十分にあるのか、新たに欲しい居場所があるかど うか把握しましょう。
- ・男女で、居場所としやすい場所が異なる傾向があるので、性別と行く理由等を把握して おくことも、具体的な取り組み内容を決める上で重要です。
- ・建築研究所のホームページで公開されている『高齢者の安定した地域居住に関する生活 行動実態調査報告』建築研究資料 158 号(2014 年 4 月, http://www.kenken.go.jp/ japanese/contents/publications/data/158/)などを参考に、アンケート項目を考えてみま しょう。

2. 特に予定が無くても気軽に行ける場所についてお伺いします。

問 2-1. 特に予定の無い時でも気軽に行ける場所はどういう場所ですか?(1つにO)

 □□ショッピングセンター 4. ■■図書館 5. ××公民館 6. ◆◆公園 8. ●●神社 9. 友人・知人・親せきの家 10. その他(具体的に:

問 2-2. あなたが問 2-1 の場所に行く理由として当てはまるものを3つまで選んでください。 (3つまでO)

2. 自分の好きなことができる 1. 行けば顔なじみがいる 3. 自宅から近い 4. その場所や、自宅からの経路が安全である 5. バス・鉄道など公共交通の利便性がよい 6. 駐車場・駐輪場の利便がよい ついでに立ち寄る場所が多い 8. その場所の雰囲気や周辺の街並みがよい

問 2-3. 問 2-1 の場所に行く頻度として、<u>近いものを 1 つ</u>選んでください。(1 つにO)

9. スタッフの対応がよい

その場所を選んだ理由

1. ほぼ毎日 2. 週3、4日程度 3. 週に1、2日程度 4. 月に2、3日程度 5. 月に1日以下

10. 提供されるサービスが良い

問 2-4. 問 2-3 の場所までの移動手段として、最もよく利用するものを1つ選んでください。 (1つに0)

1. 徒歩のみ 3. 自分が運転する自動車 4. 自分以外が運転する自動車 5. バイク・スクーター 6. バスや鉄道 8. その他 (具体的に

問 2-5. 問 2-1 とは別に、新たに特に予定の無い時でも気軽に行ける場所としてどういう場所が欲しい ですか?(1つに〇)また、その場所を選んだ理由をご自由に記入してください。

1. 買い物ができる場所 2. 友人たちと話ができる場所 3. 体を動かすことができる場所 4. 図書館 5. 公園や緑地 6. その他(具体的に:

2

問 2-1 は、地域の中 で居場所となりやす いと考えられる場所を 選択肢にしましょう。

問 2-2 で多く選択され た項目は、今ある居 場所を維持、改善し ていく際の参考になり ます。

問 2-5 で多く選択さ れた項目は、どんな 居場所をつくっていく か考えていく際の参 考になります。

活動資金を確保する

「居場所」の開設まで



居場所の開設に向けて、活動資金を確保しましょう。地域の住民や事業者と信頼関係を構築しながら活動すると効果的です。

Q 活動資金を確保するには?

A 1 自治会や商店会等の取り組みの一環として活動資金を確保しましょう

・自治会役員を中心とした運営委員会が活動主体となったり、商店街の取り組み の一環として組織内に部会を立ち上げたりすることで、自治会や商店会等から 事業費を出したり、資金を貸与する方法があります。

商店街の空き店舗対策として商店街からも出資金を集めた



商店街組織の PR をするかわら版部会で、松浜こらぼ家の活動が始まり、商店街組織の部会の1つとして「こらぼ家部会」を立ち上げて活動しています。

事例 5 松浜本町商店街「松浜こらぼ家」(P178 参照)

A② 補助金や助成金を受けましょう

・施設整備のための資金を確保するため、多くの事例で行政から補助金等の支援 を受けており、準備期に不可欠な資金源となっています。

空き店舗対策事業により改装費の補助を受けた



「みんなのえんがわ池袋」開設にあたり、区の「空き店舗 対策支援事業」を受けて、改装費用を確保しました。

事例7 NPO 法人としま NPO 推進協議会「みんなのえんがわ池袋」(P188 参照)

A 第金・寄付を募りましょう

・地域の住民等と信頼関係を築きながら取り組みを進め、地域住民からの出資金 や備品などの寄付等を得ることで、初期投資の負担を少なくすることができま す。

家具、家電などは、近隣からの寄付を受けている



住民から、転勤に伴い空き家となった家の活用の申し出があり、入浴サービスや食事サービスなどに必要な設備は揃えましたが、家具や家電などの備品は、必要なものをリスト化したチラシを近隣に配り、寄付してもらいました。

事例9 宝塚市社会福祉協議会「ふれあい鹿塩の家」(P198参照)

Q 地域住民から、活動への理解・協力を得るには?

A イベントの開催などで地域に活動を周知しましょう

「居場所づくり」がどのような活動か、地域住民や空き施設の所有者に伝わらず、 思うように理解・協力が得られない場合があります。イベントを開催しながら 活動を地域住民に周知して、信頼関係を築きながら活動を進めていくと、ボラ ンティアや寄付などの協力や、開設後の多くの利用につながります。

準備期からイベント等で交流を進め、地域住民の出資を受けた



施設の建築費の確保にあたり、近隣の訪問活動を展開し て、組合員を募りました。また、流しソーメンまつり等の イベントを開催したところ、総勢60名の参加があり、持 ち寄りの出資が 1,000 万円を越えました。その後も訪問 活動を繰り返し、建設費の目標額を達成しました。

事例 10 南医療生活協同組合「生協のんびり村」(P203 参照)

手続きが難しい場合

手続きが難しくてできない場合は?

公的団体に、事務局機能を担ってもらうなど、支援をお願いしましょう

・居場所の開設までには、関係機関や業者との話し合いや補助金申請手続きなど が必要です。地域活動を支援する公民館などから、事務的な支援を受けると負 担を軽減できます。

活動場所を確保する



居場所を開設するための場所を確保しましょう。土地や建物の所有者の理解を得て、無償で貸与してもらえると、その後の無理のない活動につながります。

Q 活動場所を確保するには?

A 空き店舗や空き家を提供してもらいましょう

・ 先行事例では、空き店舗の無償貸与や、土地・建物の所有者からの利用申し出 を受けることで、初期投資の負担を少なくしている事例が多くあります。

商店街の玄関口に建つ庄屋だった空き店舗を居場所づくりに活用した

水と土の芸術祭 2009 で、商店街 PR のための「かわら版」を商店街で発行するようになり、商店街の玄関口に建つ庄屋の分家だった古民家(現在のこらぼ家)が展示場の1つとなりました。



空き店舗となっていた古民家を活用して、地域のやすら ぎの場をつくろうという気運が高まり、水と土の芸術祭 2012 のプレイベントをきっかけに、検討が進みました。

事例5 松浜本町商店街「松浜こらぼ家」(P178参照)

居場所を整備する



「はじめに」の段階で調べた地域ニーズをふまえて、自分たちの活動イ メージに合わせて、内装を整備したり備品をそろえたりしましょう。 また、少ない資金で整備するには、地域の住民や工事業者等の協力を得 ることが大切です。

Q 居場所を効果的に整備するには?

A 1 地域で工事等の協力を得て、高齢者の過ごしやすい空間に整備しましょう

- ・「はじめに」で検討した活動イメージに合わせて、高齢者が過ごしやすい、楽し みやすい居場所となるよう、空間を整備しましょう。
- ・高齢者が使いやすい空間とするためには、施設のバリアフリー化も必要です。
- ・施設の内装工事・電気工事等に、地域の業者や経験者である住民にボランティ アとして協力してもらえると、施設整備の負担を軽減できます。

A2 既存備品を活用したり寄付を募って、活動に必要な備品をそろえましょう

・家具や趣味活動の道具など、空き施設等の備品を活用したり、地域住民の寄付 が得られると、施設整備費の負担を軽減できます。

体制を強化 するなら

施設運営に適した法人格を得る

・施設を借り受けて運営する場合には、法人格が必要な場合があります。また、 NPO 法人化することにより受けられる助成金等もあります。活動目的や運営方 法などに応じて適切な法人形態を選択することが重要です。詳しくは、P64 で 紹介した参考文献『コミュニティ・ビジネスのすべて』をご参照ください。

当初は NPO 法人格がなくて他の活動団体と協力して助成金を受けた



「みんなのえんがわ池袋」は、設立当初は任意団体でした が、行政などからの信頼を得たり、各種の補助金を受ける ため、団体を NPO 法人化しました。

事例7 NPO 法人としま NPO 推進協議会「みんなのえんがわ池袋」(P188 参照)



「居場所」の開設から運営を軌道にのせるまで

居場所の運営を始める



いよいよ居場所をオープンして、運営を始めます。有料の飲み物の提供 など、ある程度の利用料を得て運営していきましょう。 また、できるだけボランティアスタッフや専門家、行政の協力を得て、 無理なく運営していくことが大切です。

Q できるだけ効果的に運営するには?

A(1) ボランティアスタッフを確保しましょう

・運営の目安として、事例では10人程度の運営支援のボランティアスタッフがい ます。地域住民や組織と信頼関係を築いて、理解・協力を得て、ボランティア スタッフを確保しましょう。

ボランティアの 10 名の当番制で運営している



運営スタッフは時期により変化しますが、10名程度が交 替で、毎日1名が働いています。

事例 7 NPO 法人としま NPO 推進協議会「みんなのえんがわ池袋」(P188 参照)

A2 利用状況を記録して、スタッフで情報共有しましょう

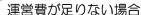
・居場所では、その日の出来事や利用者について「日誌」をつけると、当番制で スタッフが交代しても、情報共有ができ、利用者へのきめ細やかな配慮や活動 の効果が把握できるようになります。

スタッフで運営日誌をつけて利用者について申し送りしている



利用者の利用状況等を把握するため、スタッフが「日誌」 をつけており、申し送りをしています。利用状況を共有す ることにより、利用者へのきめ細かい対応が可能となって います。

事例5 松浜本町商店街「松浜こらぼ家」(P178参照)



Q 利用者が増えず、運営費が足りない場合は?

A ① 意見交換して次の展開を考えましょう

・先行事例でも、開設当初は利用者が多くない場合があります。居場所の運営に 慣れてきたものの、運営費が足りない場合は、運営スタッフで意見交換して、 利用者の拡大や収益となる取り組みを検討することも有効です。

A2 活動目的に応じた補助金や助成金を探しましょう

- ・多くの事例で家賃補助を受けることで、開設当初の運営が成り立っています。 ただし、補助金によっては、期限があったり、営利活動を制限される場合があ り、自分たちの活動の目的や内容に応じて、助成金等を検討する必要がありま す。
- ・講座・催事等を開催する場合には、生涯学習や地域活性化への補助など、幅広 い分野の補助金・助成金を探して活用することも有効です。

商店街空き店舗対策事業の終了後は、家賃補助を受けている



こらぼ家の運営が「北区拠点商業活性化推進事業計画」に 位置づけられ、5年間「商店街空き店舗対策事業」の家賃 補助を受けています。ただし、事業を活用するには、利益 を出してはいけないというルールがあります。

事例 5 松浜本町商店街「松浜こらぼ家」(P178 参照)

0

ギャラリースペース運営や行事開催をする



活動を発展させて、地域住民が出品できるギャラリースペースの運営や、 趣味活動や交流行事の開催をすると、利用者にとって、やりがいや社会 とのつながりを得られる場にもなり、利用増加が期待できます。 また、地域の活動団体から委託販売の手数料や貸しスペース利用料を得 ることで、収益確保にもつながります。

Q 居場所の運営と一緒にできる活動は?

A (1) ギャラリースペースに特産品や民芸品を出品してもらいましょう

・地域の特産品や民芸品を、地域の生産者や住民に出品してもらい、ギャラリー に展示して委託販売にすると、出品者のやりがいにもなります。また、手数料 収入の確保、運営リスクの軽減にもなります。

インフォメーションコーナーで特産品やスケッチ画等を販売している



コミュニティサロンでは、絵画や写真、手芸品、可部の情 報を集めたインフォメーションコーナーがあり、お菓子や 特産品、スケッチ画・絵葉書の販売も行っています。

事例 6 NPO 法人ウイングかべ「可笑屋」(P183 参照)

A② 貸しスペースを提供しましょう

・イベントスペースを、他の活動団体や利用者に貸すと、利用者の趣味活動の場 になったり、やりがいを感じられる場になります。また、利用料を徴収すると、 運営スタッフに負担をかけずに一定の収益を得ることができます。

学習塾等への貸しスペースで収益を上げている



ギャラリースペース、BOX 貸しスペースを有料で貸し出 しています。また、事務所スペース(6畳程度)を利用し て、子供向けの英語教室等が開催されています。

事例7 NPO 法人としま NPO 推進協議会「みんなのえんがわ池袋」(P188 参照)

A 3 講座や定期市等を開催しましょう

- ・リサイクルマーケットや産直市、各種教室等を開催することにより、利用者が 社会とのつながりを得られる場になり、先行事例では利用者が増えています。 また、その参加料で一定の収益を得ることができています。
- ・なお、イベント等を、周辺の公園などを利用して開催する場合には、行政によ る理解と支援を得て、公共施設の利用許可を得る必要があります。

イベントのある日のほうが利用者数が多い



気軽に参加できる趣味の教室、ミニコンサートなどの定期 的なイベントを開催しており、イベントのある日は利用者 が多くなります。

事例5 松浜本町商店街「松浜こらぼ家」(P178 参照)

「居場所」の運営の継続

安定的に居場所の運営を継続する



持続可能な施設運営をしていくためには、開始期の活動内容を基本として、多様化して利用者の拡大を図るとともに、ボランティアスタッフの入れ替わりなどに対応して、新たに支援者を募る必要があります。 他の事業との組み合わせも運営費の確保に有効です。

Q 安定的に居場所の運営を継続するには?

A 1 活動が地域に理解されてから支援者、組合員を増やしましょう

- ・地域住民に活動内容が理解され、信頼関係が築かれてきた時期に、改めて会員や ボランティアスタッフを募集するなど、段階的に活動体制を強化していくことが 有効です。
- ・支援者、会員を増やして法人化できると、税制優遇の適用や地域の住民等から みた組織の信用度の向上などにも有効です。

A 2 他の事業と組み合わせると、居場所の運営費を補うこともできます

- ・ 先行事例では、小規模多機能ホームや、デイサービス、グループホーム等、他の 施設と合わせて居場所が整備されている事例があります。
- ・居場所の運営を他の事業と組み合わせると、居場所の運営費を補うことができいます。また、誰でも使える居場所が併設していると介護サービス上も使い勝手が良くなるなど、双方に効果的です。

介護事業と組み合わせている



地域交流館「おひまち」単独では赤字ですが、小規模多機能ホームなどとの併設により補っています。また、介護事業所と地域交流館、喫茶などの誰でも使える施設の併設により、地域の組合員や地域住民が集まり、立ち寄れる場所となっています。そのため、他の介護事業所と比べ、地域との関わりが高くなっています。

事例 10 南医療生活協同組合「生協のんびり村」(P203 参照)

A 3 観光利用や特産品販売など地域外からの利用を増やしましょう

・より自立した運営を目指すために、地域の特産物の販売や、地域の歴史的資源等 を活かした観光利用など、新たな商品やサービスで収益を得ていくことも有効で す。

町並み散策者の観光利用も増えている



旧道の古民家を活用していることで、町並み散策者の観光 利用も増えています。近年は、定期的なイベント開催や観 光客の利用で、年間の利用者が1万人を超えています。

事例 6 NPO 法人ウイングかべ「可笑屋」(P183 参照)

息切れしてきた場合

Q 負担を減らして活動を継続していくには?

A 人手が足りない事業は外部委託や中止をする

・取り組み内容が多様化すると、運営のための人手が足りなくなる場合もあります。その際は無理をせず、地域の他の活動団体と話し合い、役割を分担して、 自分たちの事業から外す判断をすることも大切です。

子供向けの活動は地域の他の活動団体と共催運営にした



ニーズに応じて活動してきた子供向けの活動規模が大きくなったので、地域で活動する他の NPO 法人と共催運営をすることで、負担を軽減しました。

事例7 NPO 法人としま NPO 推進協議会「みんなのえんがわ池袋」(P188 参照)

コラム 居場所づくりを失敗しないために

●失敗をおそれずに

「〇〇を失敗しない方法」という本がたくさんありますが、そんなに都合良くうまくいくものではありません。地域活動はみなさんが想像している通り、成功させるのは大変なのです。初めての取り組みなので、うまくいかないこともあります。失敗もあたりまえくらいの気持ちぐらいがちょうどいいと思います。

失敗をおそれるあまり、何事も前に進まない団体や地域を見てきています。地域の中での活動ですので、失敗すると、そこになかなか居づらくなるという気持ちも働き、躊躇してしまって、止まってしまいます。でも、それだと何も変わりませんよね。そんな場合は、まわりの人が失敗を暖かく見守る寛容さも必要です。

地域に住んでいる人たちの価値観や意見は実に多様です。「居場所づくりをやりたい」という人たちだけはなく、「そんなものは必要ない」「そんなことは行政がやることだ」という人もいます。実はかなりの割合でいます。でも、今は行政だけに頼らずに、自分たちで行動を起こして地域をよくしていくことが必要な時代です。そのように意識や気持ちを変えていくことは実は非常に大変ですが、ゆっくり時間をかけて、変えていく、変わっていくしかないように思います。

逆に、思いは強いのですが、中身がからまわりしてしまっている組織や人も見かけます。やりたいと思う気持ちは大切ですが、ノウハウや技術が足りないのです。ですので、活動を始めるには<u>最初のチームづくりも大切</u>です。人の思いや立場はさまざまですので、それらを丁寧に汲み取って、その人に合った役割を分担していくことも重要になります。

●臨機応変に多様な展開を

「高齢者が生き生き暮らせる」まちをつくる目的を達成するために、その"手段"や"道具"をうまく選ぶ必要があります。手段や道具というのは、本書の中では「買い物できる場」や「居場所」などの活動です。課題やその背景は地域ごとに異なりますし、そこにある人材や資源もさまざまなので、地域ごとに多様な展開があってよいのです。マニュアルにこう書いてあったからと、その通りに進めるだけではなく、ちょっとは脱線して、臨機応変にやっていくことも大切です。

また、マニュアルを超えたもっとよい方法もあるかもしれません。たとえば、「買い物できる場」だけでなく、「店」だけ、で活動を進めるのではなく、<u>それぞれを組み合わせた方がうまくいく</u>場合もあります。それぞれの活動に集まってくる人たちがいますので、そのパワー、アイディアに相乗効果が生まれます。活動を始めたころに比べ、それが停滞してきたら、新しいアイディアや工夫を取り入れ、次の展開に移ります。ひとつのプロジェクトに執着しすぎると、あきられたり、人が離れていくことがあります。ある特定の活動を立ち上げ、無理に続けることだけが目的ではなく、「高齢者が生き生き暮らせる」まちに変えていくことが目的ですので、その目的のために、多様な活動を組み合わせて展開し、継続的に発展させることが重要です。

(文:鈴木 雅之)

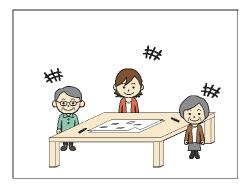
3. 身近な道路・公園の維持管理の進め方

1)活動の流れ

身近な道路・公園の維持管理では、地域住民がよく使う道路や公園を<u>活動団体が自分たち</u>で維持管理する活動について、活動の流れを紹介します。

はじめに

活動を始めるために、活動の仲間をつくりつつ、身近な道路や公園の管理の状況や使われ方など地域の現状を知る段階です。



準備期

定期的な清掃活動等を開始するまでに、 活動を定期的に行えるような体制をつく ったり、活動を定期的に行うための物品・ 資金を確保する段階です。



開始期

定期的な清掃活動等を開始し、参加者を 増やしつつ、活動後の憩いの場所をつくる など、活動の楽しみを見つけながら取り組 んでいく段階です。



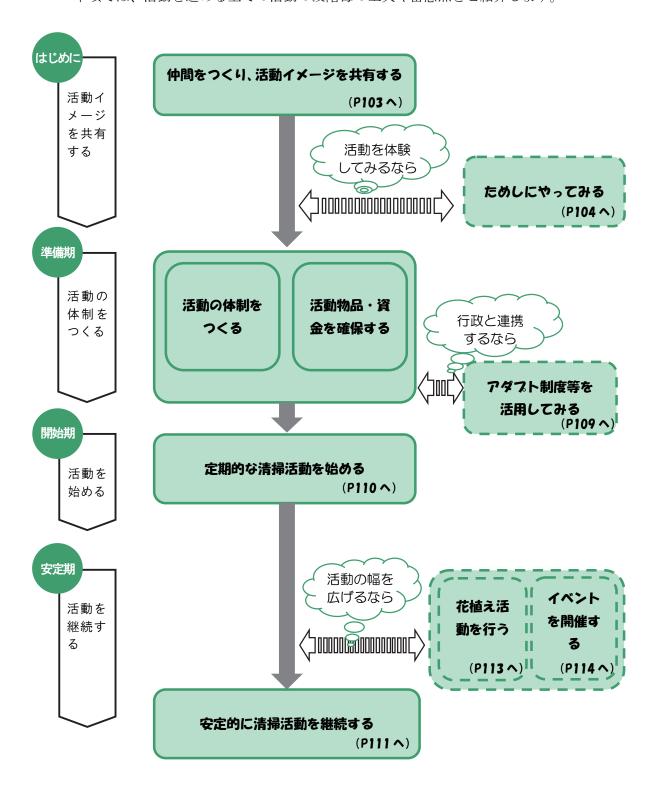
安定期

清掃活動等が軌道にのってきたら、意見 交換をして活動内容を検討したり、活動を 発展させる場合は花植え活動等をして、無 理のない方法で活動を継続していく段階 です。



2)活動段階毎の工夫や留意点

本項では、活動を進める上での活動の段階毎の工夫や留意点をご紹介します。





道路・公園の維持管理を始めようと思ったら

仲間をつくり、活動イメージを共有する



地域で身近な道路・公園の維持管理を進めていく上では、身近な道路 や公園づくりを要望で終わらせずに、高齢者の社会参画や生きがいの 場づくりにもつなげるため、活動の仲間をつくり、活動イメージを共 有することが大切です。また、地域で既に取り組まれている活動を把 握することも大切です。活動イメージを共有するため、ためしに清掃 活動をしてみるとよいでしょう。

活動の仲間と活動イメージを共有するには?

A 身近な人に相談しつつ、お互いが思っていることをワークショップなどにより 話し合いましょう

- ・まずは、身近な道路や公園の整備・改善の必要性を感じているか、活動への興 味や参加意向があるかどうか、身近な人たちに聞いたり、自治会に相談して、 仲間をつくりましょう。
- ・自治会などで話し合ったり、学習会を開催したりして、お互いが思っているこ とを意見を交換しましょう。意見交換の方法としてワークショップの手法があ ります。以下のような文献を参考にしながら、色々な意見を出し合い、活動の 気運を盛り上げ、活動イメージを共有しましょう。
- ・仲間をつくったり、活動のイメージを共有したりする上では、地域で既に取り 組まれている活動やその取り組み団体を把握することで、活動を進めやすくす ることができます。

【参考文献】

- ・『参加のデザイン道具箱』世田谷まちづくりセンター(1993)
- ・中野民夫『ワークショップ:新しい学びと創造の場』岩波新書(2001)
- ・中西紹一、松田朋春、紫牟田伸子、宮脇靖典『参加型ワークショップ入門:偶然を デザインする技術』岩波新書(2006)
- ・木下勇『ワークショップ―住民主体のまちづくりへの方法論』学芸出版社(2007)
- ・堀公俊、加藤彰『ワークショップ・デザイン:知をつむぐ対話の場づくり』 日本経済新聞出版社(2008)
- ・香取一昭、大川恒『ワールド・カフェをやろう!』日本経済新聞出版社 (2009)など

やりがいコラム



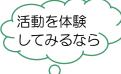
公園の清掃活動などは新しい方も参加してくれていますが、 新しく参加される方の中には、定年退職した方もいます。これまで地域とのつながりが弱かった方にとっては、地域のデビューの場となり、友人・知人が増えて楽しいですね。

事例 13 グループけやき (P218 参照)

Q 道路・公園や地域の現状を知るには?

A 地域住民などを対象としたアンケートにより現状を把握しましょう

- ・活動にあたって、住民アンケートを実施するなどして、公園や道路の管理状況 や、整備や改善への地域住民のニーズを知ることが大切です。
- ・現状を把握しておくと、行政に支援を働きかける際の説明資料にもなるなど、 その後の効果的な活動につながります。



ためしにやってみる

・本格的に活動を始める前に、活動イメージを共有するために維持管理活動など をためしにやってみるとよいでしょう。活動参加者の感想を聞いたり、定期的 に活動するための計画に活かすと、より効果的な活動につながります。

- ・「身近な道路・公園の維持管理」の取り組みニーズを把握する上では、身近な道路・公園 の活動への参加状況や参加してみたい活動内容について、アンケートで把握するとよい でしょう。
- ・普段よく使っている道路・公園やその利用目的などを把握することで、どのような活動 が求められているか把握することが重要です。
 - Q1 あなたが●●公園の活動に参加している(してみたい)理由に○をつけてください。 (いくつでも)

(1)活動が楽しい(楽しそうだ)から (2)地域に貢献したいから (3)地域の人との交流のため (4)活動によって地域環境が向上するから (5)生きがいづくりのため (6)その他 (

Q2 あなたが●●公園で参加してみたい活動の内容に○をつけてください。(いくつでも)

(1)清掃作業 (2)除草作業 (3)花壇づくり (4)適正な公園利用のための見回り (5)公園での行事の企画・運営 (6)その他(

Q3 ●●公園以外で、あなたがよく利用する公園を1つだけ選び、公園名称の横の数字に○を つけてください。

	17 3250 30 3250000000000 30 040		
1	▼▼公園	2	▲▲公園
3	■■公園	4	◆◆公園

Q4 それぞれの公園をどのくらいの頻度で利用しますか。いずれか近いもの1つに \bigcirc をつけてください。

1.●●公園	(1)週 3,4 回以上	(2)週に 1,2回	(3)月に2,3回	(3)月に1回以下	(4)(ほとんど)
	利用しない				
2.Q3 で選んだ	(1)週 3,4 回以上	(2)週に 1,2 回	(3)月に2,3回	(3)月に1回以下	(4)(ほとんど)
公園	利用しない				

Q5 それぞれの公園は安心して利用できますか。それぞれ1つ○をつけてください。

1.●●公園	(1)安心	(2)まあまあ安心	(3)やや不安	(4)不安
2.Q3 で選んだ公園	(1)安心	(2)まあまあ安心	(3)やや不安	(4)不安

Q6 それぞれの公園をどのような目的で利用しますか。当てはまるものに<u>それぞれ3つまで</u>〇をつけてください。

1.●●公園	(1)散歩	(2)遊び(または付き添い) (3)休憩 (4)運動 (5)地域の行事	(6)
	通行		
	(7)会話	(8)清掃や草木の手入れ (9)その他 ()
2.Q3 で選んだ公	(1)散歩	(2)遊び(または付き添い) (3)休憩 (4)運動 (5)地域の行事	(6)
園	通行		
	(7)会話	(8)清掃や草木の手入れ (9)その他 ()

ご協力ありがとうございました。



道路・公園の維持管理を開始するまで

活動の体制をつくる



活動を定期的に取り組むにあたっては、地域の方達と活動するための体制をつくることが大切です。既にできている地域のつながりを活かしたり、行政からの支援を受けながら新たな活動体制をつくりましょう。

Q 活動の参加メンバーの調整や役割分担などの体制をつくるには?

A 参加メンバーの生活スタイル等に合わせ、活動しやすい体制をつくりましょう

- ・隣近所の数人、又は既存の自治会などのつながりを活かして、自分たちが無理 なく取り組める内容について話し合い、折り合い点を探りましょう。
- ・活動に参加するメンバーの生活スタイル等を意見交換して、日常生活において 無理のない範囲で活動できるような体制となるよう工夫しましょう。

公園の使い方などを検討する中でボランティア団体を結成

地域の要望で整備される公園の開園に合わせ、公園の維持管理や使い方などを考える中で、行政と同じテーブルで議論したり、先行事例に視察に行くなどにより、検討を深めていき、ボランティア団体の結成にもつながりました。



活動を定期的に取り組むにあたっては、活動を行うための清掃用具や 資金を確保することが重要です。参加者同士で持ち寄ったり、自治会 等の地域の組織や行政からの支援を受けることで、継続的に活動を行 う準備をしましょう。

Q 清掃活動等で使用する物品を確保するには?

A 活動物品や資金を持ち寄ったり、自治会等から活動資金を得ましょう

・活動に参加される方達からほうき等の活動物品を持ち寄ったり、活動資金を少 しずつ出し合うことの他、自治会等から活動資金を得ることで活動に取り組ん で行きましょう。

公園の維持管理に係る体制検討のための資金を確保



地域で公園の維持管理をしたり、イベントなどで使ったり することを考えるため、地域住民で検討をする場所などを 行政に支援してもらうことで、維持管理に係る体制をつく ることができました。



活動に参加してみたくなる工夫として、高齢者の交通 安全教室や痴呆症対策、介護教室、知って得する年金 講座等の開催など、参加対象の高齢者が知りたい情報 を提供する工夫をしています。

事例 14 泉川校区連合自治会(P223参照)

A 2 活動後に休憩したり、会話できる憩いの場所をつくりましょう

・活動を始めて時間が経過すると、日常的な清掃活動の繰り返しになって しまって、活動が単調になったり、活動に対するモチベーションが上が らなかったりすることがあります。活動を継続していくためには、活動 に参加した方が活動後にほっとできたり、会話を楽しむことができる場 所をつくりましょう。

公園整備の検討で出来た公園内の詰め所で世間話



公園の清掃活動や花壇の花植え活動の後、公園内にある詰め所で飲み物を飲んだりお菓子を食べながら、談 笑しています。詰め所は、公園整備を住民参加で検討 する中で、住民の声を受けて区が設置してくれた場所 で、世間話を楽しみに来る方もいて、地域の居場所に なっていますね。

アダプト制度等を活用してみる

Q 行政と連携して活動をするには?

A 道路・公園の維持管理の協定等を結び、活動物品や資金に対する支援を活用しま しょう

・国や地方自治体は、地域住民等と協定を結び、道路・公園の維持管理に対して 活動支援を行うアダプト制度を用意していることがあります。そのような行政 の支援制度を活用して、活動物品・資金を得ることで活動に取り組んで行きま しょう。

清掃活動などに必要な物品の支給、資金の支援



清掃活動を継続的に行っていくには、ほうきなどの消耗品を定期的に確保する必要がありますが、板橋区の「地域がつくる公園制度」を活用して公園の維持管理に係る協定を結び、清掃物品の支給や飲み物代などの少しの資金を支援してもらっています。

道路・公園の維持管理を開始し、軌道にのせるまで

定期的な清掃活動を始める



定期的に活動に取り組むにあたっては、参加者が無理なく活動できるよ うな状況や、初めての人も参加しやすい雰囲気をつくることで、活動を 行いやすい状況をつくりましょう。

活動に参加する仲間を増やすには?

A(1)活動に参加しやすいような雰囲気・状況をつくりましょう

- ・定期的に活動を継続していくためには、地域の人たちや団体などが活動 に無理のない範囲で参加できるよう、自由参加にするなどの工夫をしま しょう。
- ・また、活動に参加してみたくなる付加価値をつくったり、活動の情報を 発信するなどして、初めての人も参加しやすい体制を整えましょう。

活動参加メンバーに趣味・性別等の同じ特性を持たせる

これまでの活動の積み重ねの中で、参加メンバーは「趣 味が共通していること」や「男性だけにしていること」 などが不文律として積み重ねられたことで、活動が継 続していると思います。

事例 12 大城花咲爺会 (P213 参照)

道路・公園の維持管理を継続する

安定的に清掃活動を継続する



定期的に清掃活動などを始めて時間が経過すると、活動がマンネリ化したり参加メンバーだけでは解決策がないなど、活動が行き詰まってくるので、参加者同士で定期的に意見交換をしたり、地域の他団体と連携した取り組みを行うことにより、活動を継続していきましょう。

Q 活動が行き詰まっているときは?

A 1 活動に取り組む仲間同士で、普段感じていることやこれまで行ってきたこと、 自分たちで出来ることなどを話し合いましょう

- ・活動のマンネリ化や解決策がないなどの状況を改善するため、日ごろ気づいた ことや思ったことなどを意見交換する場を設けることで、活動の見直しや改善 をしながら進めていきましょう。
- ・また、参加者間や地域との交流を促すことで、日ごろからよい関係を築き、話 しやすい雰囲気をつくることも大切です。

地域との交流づくりを工夫する



参加者間の交流を促すために、金婚式を迎えた方への「泉川感謝祭」や、喜寿を迎えられた方への「年りんの集い」などのお祝い行事を開催しています。

事例 14 泉川校区連合自治会(P223参照)

A2 活動メンバー以外の地域の団体などに声をかけ、お互いに連携することで楽しいと思える取り組みを模索しましょう

- ・活動のマンネリ化や解決策がないなどの状況を改善するため、地区外の人たちや団体と連携した取り組みができないか模索してみましょう。
- ・活動団体以外の他団体と話をすると、これまでにない視点や考え方が出てきたり、単独ではできなかった取り組みを行えることがあり、活動の幅を広げることができます。

大学との連携によるイベントの開催



地域にある淑徳短期大学と連携して鯉のぼり大会等の イベントを開催しています。イベントでは訪れた子ど も達と折り紙で鯉のぼりを作ったり、参加者にコーヒ ーをふるまったりしながら、会話を楽しんでいます。

事例 13 グループけやき (P218 参照)

A ③ 身近な道路・公園に対する地域のニーズ・課題を定期的に把握しましょう

・身近な道路・公園がきれいになり、地域住民の利用が増加してくると、道路・公園に対する地域のニーズや課題が増えてきます。これらを把握するために、アンケート調査を実施したり、地域住民と話す機会を設けることにより、地域のニーズや課題を定期的に把握し、活動の見直しや改善をしながら進めていきましょう。

やりがいコラム



公園の清掃活動が終わった後は、缶ビールを飲みながら談笑しています。ビールを飲みながら、今度出来たらいいなと思う企画の案を出し合い、出てきた案のいくつかが実現することでやりがいにつながっています。

事例 12 大城花咲爺会 (P213 参照)

花植え活動を行う

Q 道路・公園をより魅力的な環境にするには?

A 既存の花壇などを活用して、花を植えて季節感を演出しましょう

・身近な道路・公園の清掃活動を行うと、愛着がわいてきてより魅力的な場所にしたくなるものです。道路の植栽帯や公園の花壇などに花を植えることで、季節感が演出されるなど身近な環境がより心地よいものとなります。

花植え講習会を一緒に取り組んでみる



公園内の花壇に花を植えるだけでなく、数種類の花を 植木鉢に寄せ植えする講習会を定期的に開催していま す。花が好きな方たち同士で楽しく会話しながら、活 動の仲間も増えています。

事例 13 グループけやき (P218 参照)

やりがいコラム



清掃活動の他、ランを植えることなどにより、気持ちの良い 空間になったことで、新聞やテレビで紹介されるなど村内外 から注目されて、散策に来る人が増えました。活動のモチベ ーションが上がっています。

事例 12 大城花咲爺会 (P213 参照)

活動の幅を 広げるなら

イベントを開催する

Q 道路·公園をより多くの人に知ってもらい、利用してもらうには?

A イベントを開催して、地域住民が一斉に集まる機会をつくりましょう

・道路・公園の維持管理を進めていくと、きれいになった道路・公園を地域の人達に見てもらいたくなるものです。イベントを開催することで、道路・公園に地域住民が訪れるとともに、地域住民や高齢者の交流にもつながります。また、イベント時に特産品などを売ることで、活動資金の創出にもつながります。

公園内での青空コンサートにより地域住民の交流づくり



毎年定期的に公園内でのコンサートを開催しています。コンサートの際には、本格コーヒーを提供するなどして、心地よいひと時を味わっています。

事例 13 グループけやき (P218 参照)

物品販売により活動資金の確保に役立てる



地域イベントの際に、手づくりの「面シーサー(面獅子)」や小型の「チブル(頭)シーサー」、枯れ木に着生したランをみやげ品として販売することで、活動資金の確保にも役立てています。

事例 12 大城花咲爺会(P213 参照)

コラム ニュータウンで仕事人間の男性がリタイア後に地域に戻るために

高齢者の孤立死のうち 7 割程度が男性と言われるなど、高齢者男性が地域で孤立している例が多くあります。高齢者が安心・快適に生きがいのある暮らしをするためには、地域との関わりが重要ですが、これは言うほどに簡単ではありません。高齢男性が地域に関わる方策を北海道のニュータウン(以下、NT)を例に考えてみましょう。

●地域のために役に立つ活動に引き込むことが有効

プライバシーを重要視する団塊の世代が多く暮らすNTでは、もともと地縁のコミュニティが希薄な傾向があります。さらに、NT居住者はNT外に通勤する場合が多く、働いている間は地域との関わりがほとんどない状況です。彼らがリタイアして、いきなり趣味のサークルに参加したり、ふれあいサロンなどに参加できる人は少数です。彼らが地域と関わりを持つためには、地域のために役に立つ活動に引き込むことが有効です。多くの自治会やPTAなどの地域活動は沈滞化しています。その原因として活動自体が地域の課題を解決するのに役立ってないことがあります。地域課題に対応しない旧態依然とした活動は、参加者が少なく、やりがいを持つことができません。地域課題を明確化した上で、自分たちでできる対応方策を検討し実施することが地域活動に求められています。

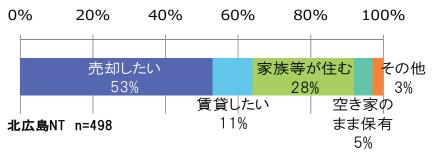


図 住み替え意向のある戸建居住者の自宅処分意識

北海道のNTは戸建住宅割合が大きく、戸建住宅居住者の高齢化が著しく、さらに、 敷地が大きいため除雪負担が大きく、NT外の高齢者用集合住宅に住み替える例が多 く見られます。これによる空家の多くが売却・賃貸されずに長期の空家になる可能性 があります(図)。長期の空家が適正に管理されないと防犯上や景観上などの問題が生じ ます。一方で、NT内に居住しない空家所有者は夏季の清掃、草刈、換気、冬季の除 雪、屋根の雪下ろしなどの維持管理が負担になっています。 そこで、地域住民がそれらの空家の維持管理をする代わりに、除雪の堆雪場所や 交流サロンとして活用することも可能です(表)。また、NTのように良質なインフ ラや生活利便性の高い住宅地では、売却・賃貸化する場合に一般的な不動産の広告 媒体を利用せずに、空家の周辺地域の居住者にビラをまいて親類・知人に口コミで 伝え、新居住者を見つける手法も有効です。地域住民は一般の不動産情報に加え地 域生活に密着した情報を提供できる最強の不動産屋さんになることが可能です。ま た、新居住者も転入時に親類・知人がいるため地域コミュニティに馴染みやすくな ります。

表 不動産情報・管理と住民による関わり意識

住民による不動 産情報提供		住民による空地の 管理と地域活用		住民による空家の管 理と地域活用	件数
利用したい	7	検討したい	3	検討したい	2
利用を検討する	10	条件によっては検討	9	条件によっては検討	0
利用しない	9	可能性はない	8	可能性はない	6
不明	8	その他	1	その他	1
		不明	13	不明	25

これらの空家の管理と活用や住替え支援以外にも、子どもの防犯や高齢者等の除雪支援、子育て支援、住民の居場所づくりなどの地域課題に対応した活動を住民組織で行います。高齢者を福祉などのサービスをうける受益者として捉えるのではなく、地域課題を解決するための企画や実施の担い手として活躍できるようにすることで、地域も良くなり、高齢者の特に男性の地域との関わりが生まれます。地域課題は高齢者男性を地域に関わらせる強力なツールなのです。

資料出典(いずれも):北広島NT居住者アンケート調査

(文責:松村 博文)

4. 安全・安心環境づくりの進め方

1)活動の流れ

安全・安心環境づくりでは、交通安全や防犯の取り組みで、地域の危険個所や不安箇所を 地域住民が主体となって改善する活動について、活動の流れを紹介します。

はじめに

活動を始めるために、活動の仲間をつくりつつ、地域の交通安全や犯罪について、住民がどこでどのような不安を感じているか、どのような活動が行われているかなどの地域の現状を知る段階です。



準備期

定期的な防犯パトロール・子ども見守り 活動を開始するまでに、活動を定期的に行 えるような体制をつくったり、活動を定期 的に行うための物品・資金を確保する段階 です。



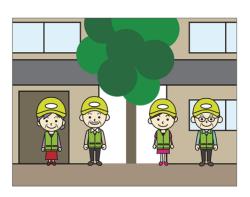
開始期

定期的な防犯パトロール・子ども見守り活動を開始し、参加者を増やしつつ、活動に対する感謝の気持ちを伝えるなど、活動の充実感を感じながら取り組んでいく段階です。



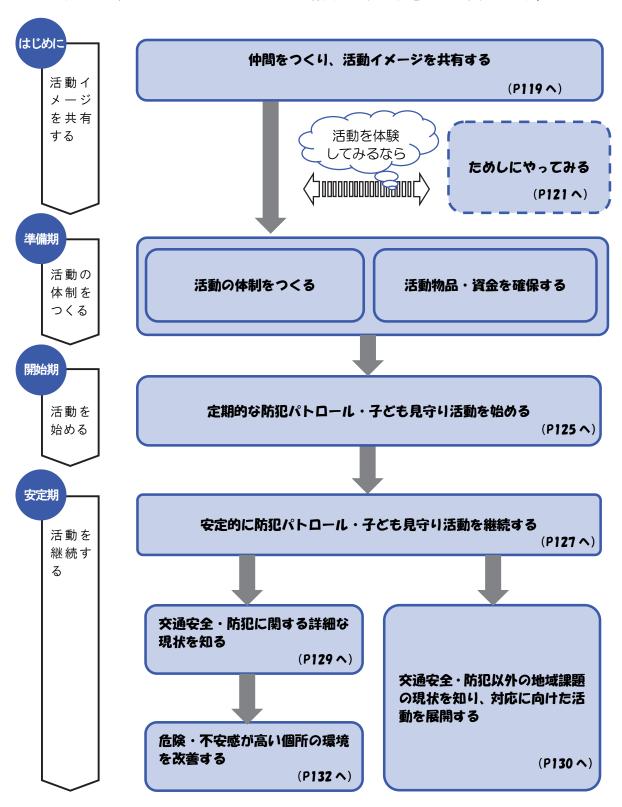
安定期

防犯パトロール・子ども見守り活動が軌道にのってきたら、意見交換をして活動内容を検討するなど、無理のない方法で活動を継続していきます。また、関連が深い様々なテーマのまちづくりを展開したり、環境改善に取り組む段階です。



2)活動段階毎の工夫や留意点

本項では、活動を進める上での活動の段階毎の工夫や留意点をご紹介します。



安全・安心環境づくりを始めようと思ったら

仲間をつくり、活動イメージを共有する



地域で取り組む安全・安心環境づくりを進めていく上では、関係する 諸団体と連携して活動していくために、高齢者だけでなく幅広い世代 で課題を共有したり、地域で既に取り組まれている活動を把握するこ とが大切です。活動イメージを共有するため、ためしに防犯パトロー ル・子ども見守り活動をしてみるとよいでしょう。

Q 活動の仲間と活動イメージを共有するには?

A 身近な人に相談しつつ、お互いが思っていることをワークショップなどにより出し合いましょう

- ・地域の交通事故や犯罪への不安は、高齢者だけでなく、子どもや子育て中の若い世代にも共通する課題です。そのため、地域の諸団体へ声掛けをして、仲間をつくりましょう。
- ・自治会などで話し合ったり、学習会を開催したりして、お互いが思っていることを意見交換しましょう。意見交換の方法としてワークショップの手法があります。以下のような文献を参考にしながら、色々な意見を出し合い、活動の気運を盛り上げ、活動イメージを共有しましょう。
- ・仲間をつくったり、活動のイメージを共有したりする上では、地域で既に取り 組まれている活動やその取り組み団体を把握することで、活動を進めやすくす ることができます。

【参考文献】

- ・『参加のデザイン道具箱』世田谷まちづくりセンター(1993)
- ・中野民夫『ワークショップ:新しい学びと創造の場』岩波新書(2001)
- ・中西紹一、松田朋春、紫牟田伸子、宮脇靖典『参加型ワークショップ入門:偶然を デザインする技術』岩波新書 (2006)
- ・木下勇『ワークショップ―住民主体のまちづくりへの方法論』学芸出版社(2007)
- ・堀公俊、加藤彰『ワークショップ・デザイン:知をつむぐ対話の場づくり』 日本経済新聞出版社 (2008)
- ・香取一昭、大川恒『ワールド・カフェをやろう!』日本経済新聞出版社(2009) など

小中学校をはじめ地域の関連団体が集まって意見交換を実施



大規模店舗の出店に伴う交通事故や犯罪増加に対する不安感が高まり、近文地区社会福祉協議会が発起して、地域の小中学校や警察等の関連団体が一同に集まる「子どもを守るための住民懇談会&ネットワーク会議」を開催し、意見交換を行いました。

事例 16 近文地区社会福祉協議会(P233 参照)

Q 危険箇所や不安箇所などの地域の現状を知るには?

A 1 地域の危険箇所や不安箇所などをマップ上に整理しましょう

- ・地域の安全・安心に関する課題やニーズの把握には、地域の方達と一緒に地域 内の危険個所や不安箇所などを調査して、分かりやすくマップ上に整理しましょう。
- ・マップ上に整理することで、誰が見ても分かりやすくなることで、共通認識を 得やすくなります。
- ・作成したマップは、冊子として配布したり、ウェブ上で公開するなど情報を発信することで、地域住民などと課題を共有することができます。

やりがいコラム



参加する高齢者は、「子どもとお話しできて元気をもらえる」 や「見守り活動以外の場所で腕章もしていないのに挨拶され たのがうれしかった」などがやりがいにつながって、活動が 続いています。

事例 16 近文地区社会福祉協議会(P233 参照)

A(**2**) 地域住民などを対象としたアンケートにより現状を把握しましょう

- ・活動にあたって、住民アンケートを実施するなどして、危険個所や不安箇所の 状況、環境の改善等の地域住民のニーズを知ることが大切です。
- ・現状を把握しておくと、活動イメージが明確になり、地域住民や行政に支援を 働きかける際の説明資料にもなるなど、その後の効果的な活動につながります。
- ・地域のニーズを把握する際は、地域に住んでいる方の特性(子どもが多い、独 居老人が多い、認知症が多いなど) に着目することで、地域の課題が見えやす くなります。

活動を体験 ノてみるなら

ためしにやってみる

・本格的に活動を始める前に、活動イメージを共有するために防犯パトロール・ 子ども見守り活動をためしにやってみるとよいでしょう。活動参加者の感想を 聞いたり、定期的に活動するための計画に活かすと、より効果的な活動につな がります。

【参考】防犯まちづくりのための調査の手引き(建築研究資料 117 号)

- ・「安全・安心環境づくり」の取り組みニーズを把握する上では、身近な地域環境における 犯罪や交通安全の危険・不安の感じ方について、アンケートで把握するとよいでしょう。
- ・身近な地域環境で、危険を感じる場所や保護者が子どもを遊ばせたり行かせたくない場所 等を地図上に整理するなど、具体的な場所を把握することも重要です。
- ・建築研究所のホームページで公開されている『防犯まちづくりのための調査の手引き』建 築研究資料 117 号(2009 年 5 月、http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/ publications/data/117/index.html) などを参考に、アンケート項目を考えてみましょう。
 - I 地区のまちの様子と歩行時における安全性についておうかがいします。
 - 間 1-1 お住まいになっているまちの管理状況 (清掃等の状況) について、どのようにお感じになっ ていますか。あてはまる番号 1 つにOをつけてください。

1 大変よく管理されている 2 よく管理されている 3 あまり管理されていない 4 まったく管理されていない

間 1-2 このまちは、自動車との交通事故に対する安全性が高いと思いますか。あてはまる番号 1つ にのをつけてください。

1 かなり安全性が高い 2 やや安全性が高い 3 やや安全性が低い 4 かなり安全性が低い

問 1-3 このまちは、路上での犯罪(ひったくり、恐喝、ちかんなど)に対する安全性が高いと思い ますか。あてはまる番号 1 つにOをつけてください。

1 かなり安全性が高い 2 やや安全性が高い 3 やや安全性が低い 4 かなり安全性が低い

Ⅱ あなたやご家族、所有する自動車等が犯罪被害に遭う不安と対策についておうかがいします。

間2-1 あなたやご家族の方が、下のAからEの犯罪被害にあうかもしれないという不安はあります か。あてはまるものそれぞれ1つにOをつけてください。

A 路上犯罪(ひったくり、恐喝、ちかんなど)

2 やや感じる 3 どちらともいえない 4 あまり感じない 5.感じない 1 かなり感じる

B ご自宅への泥棒(空き巣、居空き、忍び込み)

3 どちらともいえない 4 あまり感じない 5.感じない 1 かなり感じる 2 やや感じる

C 自動車への犯罪(自動車盗、車上ねらい、部品ねらいなど)

1 持っていない 2 かなり感じる 3 やや感じる 4 どちらともいえない 5 あまり感じない 6 感じない

D バイクへの犯罪 (バイク盗、部品ねらいなど)

1 持っていない 2 かなり感じる 3 やや感じる 4 どちらともいえない 5 あまり感じない 6 感じない

E 自転車の盗難

1 持っていない 2 かなり感じる 3 やや感じる 4 どちらともいえない 5 あまり感じない 6 感じない

はじめに 準備期

安全・安心環境づくりの対策を検討するまで

活動の体制をつくる



防犯パトロール・子ども見守り活動を定期的に取り組むにあたって は、地域の方達と活動するための体制をつくることが大切です。既に できている地域のつながりを活かしたり、行政からの支援を受けなが ら新たな活動体制をつくりましょう

活動の参加メンバーの調整や役割分担などの体制をつくるには?

参加メンバーの生活スタイル等に合わせ、活動しやすい体制をつくりましょう

- ・隣近所の数人、又は既存の自治会などのつながりを活かして、自分たちが無 理なく取り組める内容について話し合い、折り合い点を探りましょう。
- ・活動に参加するメンバーの生活スタイル等を意見交換して、日常生活におい て無理のなり範囲で活動できるよう工夫しましょう。

活動物品・資金を確保する



定期的に、継続的に防犯パトロール・子ども見守り活動に取り 組むにあたっては、活動を行うための腕章などの物品や資金を 確保することが重要です。参加者同士で持ち寄ったり、自治会 等の地域の組織や行政からの支援を受けることで、継続的に活 動に行う準備をしましょう。

Q 防犯パトロール・子ども見守り活動で使用する物品を確保するには?

A 1 活動物品や資金を持ち寄ったり、自治会等から活動資金を得ましょう

・活動に参加される方達で活動物品や資金を少しずつ出し合うことの他、自治 会等から活動資金を得ることで活動に取り組んで行きましょう。

住民や地元企業からの寄付金を得る

の寄付を得ることで、ることができました。

地域の課題を発見するために行った安全マップづくりは、 その結果を地域住民と共有するため、住民や地元企業から の寄付を得ることで、発表会の開催や結果を冊子で配布す ることができました。

事例 15 久米地区青少年健全育成連絡会 (P228 参照)

A2 自主防犯活動に対する行政の支援を活用しましょう

・国や地方公共団体は、地域住民等が自主的に活動する防犯活動に対して活動 支援を行う制度を用意していることがあります。そのような行政の支援制度 を活用して、活動物品・資金を得ることで活動に取り組んで行きましょう。

安全・安心環境づくりの対策を開始し、軌道にのせるまで

定期的な防犯パトロール・子ども見守り活動を始める



継続的に防犯パトロール・子ども見守り活動に取り組むにあたっては、参加者が無理なく活動できるような状況や初めての人も参加しやすい雰囲気をつくることで、参加者が活動を行いやすい状況をつくりましょう。

Q 活動に参加する仲間を増やすには?

A 活動に参加しやすいような雰囲気・状況をつくりましょう

- ・定期的に活動を継続していくためには、地域の人たちや団体などが活動に無理のない範囲で参加できるよう、自由参加にするなどの工夫をしましょう。
- ・また、どんな活動をしているか情報提供するなどして、参加者が参加しやす い体制を整えましょう。

活動参加は自由参加にする

近文あい運動(見守り活動)の担い手は、高齢者が中心となっていますが、肉体的に大変な人も多いので、 自由参加とすることで、負担を軽減しています。

事例 16 近文地区社会福祉協議会 (P233 参照)

A2 活動の担い手と子どもや保護者の交流の場をつくり、感謝の気持ちを担い手に伝えましょう

・活動を始めて時間が経過すると、活動に参加できるメンバーが固定化されてきて、定期的に参加している方の不満がたまったりします。家庭の事情などにより活動に参加できない状況もあることから、活動に参加している方に対して、日頃の感謝の気持ちを伝える機会をつくり、良好な人間関係をつくりましょう。

子どもや保護者からプレゼントや食事会を開く



近文あい運動(見守り活動)の担い手は、共働きや母子家庭が多く参加できる保護者が少ないため、普段の感謝の気持ちを手紙として参加者に渡したり、PTA保護者が昼食会を開催して、感謝の気持ちを伝えています。

事例 16 近文地区社会福祉協議会(P233 参照)

はじめに〉

準備期

開始期

安定期

安定期

安全・安心環境づくりの対策を継続する

安定的に防犯パトロール・子ども見守り活動を継続する



定期的に防犯パトロール・子ども見守り活動を始めて時間が経過すると、活動がマンネリ化したり参加メンバーだけでは解決策がないなど、活動が行き詰まってくるので、参加者同士で定期的に意見交換をしたり、地域の他団体と連携した取り組みを行うことにより、活動を継続していきましょう。

Q 活動が行き詰まっているときは?

A 1 活動に取り組む仲間同士で、普段感じていることやこれまで行ってきたこと、 自分たちで出来ることなどを話し合いましょう

- ・活動のマンネリ化や解決策がないなどの状況を改善するため、日ごろ気 づいたことや思ったことなどを意見交換する場を設けることで、活動の 見直しや改善をしながら進めていきましょう。
- ・また、参加者間や地域との交流を促すことで、日ごろからよい関係を築 き、話しやすい雰囲気をつくることも大切です。

定期的に活動内容や方法を検討する場を設ける



近文あい運動(見守り活動)の参加者や警察、PTA、 まちづくり専門家などが参加し、活動内容や方法など を検討するワークショップを毎年開催しています。

事例 16 近文地区社会福祉協議会 (P233 参照)

A2 活動メンバー以外の地域の団体などに声をかけ、お互いに連携することで楽 しいと思える取り組みを模索しましょう

- ・活動のマンネリ化や解決策がないなどの状況を改善するため、地区外の人たち や団体と連携した取り組みができないか模索してみましょう。
- ・活動団体以外の他団体と話をすると、これまでにない視点や考え方が出てきたり、単独ではできなかった取り組みを行えたり、活動の幅を広げることができます。

A 3 安全安心マップの情報を更新するなど、地域のニーズ・課題を定期的に把握 しましょう

・活動を始めて時間が経過すると、安全安心マップで把握した課題が解決 されたり、活動する中で新たな活動が発見されます。そのため、安全安 心マップの情報を更新したり、アンケート調査を実施するなど、地域の ニーズや課題を定期的に把握することで、活動の見直しや改善をしなが ら進めていきましょう。

安全安心マップの情報の更新



地域環境の変化への対応や改善個所の確認のために、 安全マップの更新を行っています。更新する際には、 例えば「外部の専門家の力を借りず、地域だけで行う」 など、各回の狙いを明確化して取り組むことで、徐々 に改善を図っています。

事例 15 久米地区青少年健全育成連絡会(P228 参照)

Q 活動の担い手を育成するには?

A 子どもの「わがまち意識」を醸成しましょう

・小中学生が地域活動を参加する機会を増やすことで、将来にわたって活 動が継続されることが期待されます。

子どもの成長に応じた役割を与える



小学生時代に体験した中学生が活動のリーダー役を担 うなど、子どもの成長に対応して継続的な体制づくり へと発展しています。

事例 15 久米地区青少年健全育成連絡会(P228 参照)

交通安全・防犯に関する詳細な現状を知る



防犯パトロール・子ども見守り活動の取り組みを進めていくと、交通安全・防犯に関する課題のうち特定の課題が焦点となることがあるので、特定の課題に関するより詳細な現状・課題を把握して、安全で安心して暮らせる環境づくりを考える材料としましょう。

Q 交通安全・防犯に関する課題をより深く知るには?

A 詳細な調査を行って、現状をきめ細やかに把握しましょう

・夜間の危険・不安感を把握する場合は「くらがり調査」を実施したり、自動車交通の危険・不安感を把握する場合は「車の通り抜け調査」を実施するなど、特定の課題については、詳細な調査を実施しましょう。(各調査方法は下記の参考文献をご覧ください。)

夜間の不安感が高いため、くらがり調査を実施



中高生の部活や塾の帰り道などの防犯対策を考えるため、くらがりによる不安箇所を把握するアンケート調査と照度調査を実施して、夜間の安全・安心環境の現状を把握しています。

事例 16 近文地区社会福祉協議会 (P233 参照)

【参考文献】

- ・『防犯まちづくりのための調査の手引き』建築研究資料 117 号(2009 年)
- ・『防犯まちづくりのための調査の手引き<実践編> 2地区でのケーススタディを踏まえて』建築研究資料 133 号(2011 年)

交通安全・防犯以外の環境美化・防災・高齢者福祉などに関する現状を知り、 活動を展開する



活動を進めていくと交通安全・防犯と関連が深い環境美化や防災、高齢 者福祉などの多様なテーマが課題として浮かび上がってきます。これら のテーマは、交通安全・防犯の取り組みと一緒に進めると相乗効果が期 待される一方、交通安全・防犯などの視点と矛盾することもあるため、 総合的な視野に立ってテーマ間のバランスを取りながら取り組みを進め ることが大切です。まずは、それぞれの視点から現状を把握し、活動を 展開していきましょう。

Q 環境美化・防災・高齢者福祉などの現状をより深く知るには?

A それぞれのテーマの課題をマップに整理したり、ワークショップなどで地域の意 向を把握しましょう

- ・地域の安全・安心に関する課題を整理したマップ (P120) から、環境美 化・防災・高齢者福祉などの様々なテーマの課題を抽出したり、再度ワ ークショップを開いたりして、それらのテーマの課題を把握しましょう。
- ・これらの様々なテーマは、テーマ間で課題がからみあっている場合が多 いことから、横断的に取り組むことで継続的・発展的な取り組みとしま しょう。

【参考文献】

- ・『防犯活動から広がるまちづくり』計画的な 防犯まちづくりの支援システムの構築 計 画策定支援グループ(2012年)
- ○防犯から環境美化、交通安全、防災、高齢 者福祉への展開方法が事例とともに紹介さ れています。



Q 環境美化・防災・高齢者福祉などの課題を地域で解決するためには?

A 地域に関わる様々な世代の住民と協働して活動を展開しましょう

- ・交通安全・防犯と関連の深い環境美化・防災・高齢者福祉などの様々なテーマの課題を解決するため、テーマを横断して取り組んで行きましょう。
- ・高齢者による子どもの見守り活動などにより、子育て世代が高齢者に対する 感謝や敬意を実感し始めると、子育て世帯が地域活動に積極的に参加するよ うになります。これにより、高齢者もいざという時には地域で助けてもらう というお互いさまの関係が育まれます。
- ・高齢者の福祉においては、認知症の方の徘徊などが地域の関心事となる場合 もあるので、日常生活の中で見守り活動の認識を心がけることも大切です。

災害時の避難を考えるワークショップを開催



小学校 PTA が、見守り活動でお世話になっている地区の高齢者の役に立ちたいとの思いで、災害時の避難を考えるワークショップを開催し、自力で避難できない高齢者などの存在に気づきました。その後、いざというときに助け合えるよう取り組みを進めています。

事例 16 近文地区社会福祉協議会 (P233 参照)



安全・安心環境づくりを進める上では、防犯パトロール・子ども見守り活動などの活動だけでなく、危険・不安感が高い箇所の環境を改善することで、地域住民が安全で安心して暮らせる環境をつくりましょう。

はじめに

Q 危険・不安感が高い箇所の課題を改善するには?

A 関係者による協議の場を設置し、ハード面の改善を検討しましょう。

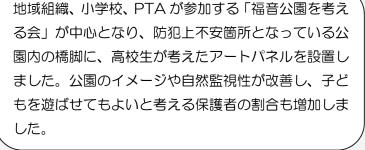
・活動を進めていくと、防犯パトロール・子ども見守り活動などソフト面 の活動だけでは解決できないことが出てきます。地域の危険箇所や不安 箇所について、防犯上の課題を解決するために見通しや明るさを確保を したり、交通上の課題を解決するために車道の交通規制や歩行空間の改 善を検討しましょう。

ネットワーク会議を設置して道路の交通環境を改善



地区内を通る車の通り抜け調査の結果を踏まえ、警察を含め市や県、交通事業者、学校、地域組織、学識経験者などからなる安全・安心ネットワーク会議で検討を行い、地区の一部が「ゾーン 30」に指定されて、安全な環境となりました。

事例 15 久米地区青少年健全育成連絡会(P228 参照)



はじめに



事例 15 久米地区青少年健全育成連絡会(P228 参照)

夜間の門灯・玄関灯の点灯によるくらがりの改善



くらがり調査を踏まえて、中高生が帰宅する8時頃ま で門灯・玄関灯を点けるなどの対策を実施しています。 そのほか、町内会単位での街灯整備の見直しを行って

事例 16 近文地区社会福祉協議会(P233 参照)

やりがいコラム



地域の子供達の見守り活動を行うことで、子供達とのコミュ ニケーションが出来て、元気をもらっています。活動を通じ て、身体面や精神面に緊張感が発生するので、心身の健康に よい影響を与えていると思います。

事例 16 近文地区社会福祉協議会(P233 参照)

参考)民間による支援制度の活用

ここでは、基金や財団など、民間団体が行っている支援制度を探すことのできるウェブサイトを紹介します。先行事例でも、自治体の支援制度だけでなく、民間の支援制度を活用しています。

なお、こうした民間の支援制度は、以下のウェブサイト以外に、都道府県等のサイトでも紹介していますので、お住まいの都道府県等のウェブサイトを参照してみてください。

表 民間が行っている各種支援制度を紹介しているホームページ

概要	特徴
公益財団法人助成財団センター	民間公益活動の発展に寄与することを目的として設立さ
http://www.jfc.or.jp/	れた公益財団法人助成財団センターが運営するサイト
	です。助成財団データベースがあり、助成プログラム、助
	成財団約、採択課題に関するデータベースによる検索
	が可能です。
日本財団公益コミュニティサイト	日本財団が提供する公益事業のコミュニティサイトです。
http://fields.canpan.info/	市民活動に取り組む方々の情報発信等の支援を目的と
	したツールを提供しており、様々な団体による支援制度
	の紹介もしています。
NPOWEB NPO 市民活動を支える	NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会が運
ニュース&情報サイト	営する NPO・市民活動に関するニュース&情報サイト
http://www.npoweb.jp/	で、助成金に関する情報を提供しています。

表 民間の助成制度を活用していた事例

活動等に関する支援・助成 施設の再整備・改修等に支援・助成 ◆活動費の支援 ◆空き家、空き店舗の施設整備・改修費の ・東京都商店街パワーアップ基金事業 支援 (事例7 NPO法人としまNPO推進協議会 ・レインボー・パル基金(事例2 NPO 法人くら 「みんなのえんがわ池袋」、P188 参照) し協同館なかよし「くらし協同館なかよし」、 P163 参照) ◆大学等との連携による活動支援 ・(独)福祉医療機構・長寿・子育て・傷がい ・沖縄県立芸術大学による大城芸術の里「彫 者基金助成事業(事例6 NPO法人ウイン 刻力ジマヤー」計画の決定と彫刻の寄贈展 グかべ「可笑屋」/P183参照) 示(事例 12 大城花咲爺会、P213 参照) ・ひと・まち広島未来づくりファンド Hm2(ふむ ふむ)(事例6 NPO法人ウイングかべ「可 笑屋」/P183 参照)

コラム 子どもの見守り活動と健康

子どもの安全に対する不安の高まりとともに、子どもの見守りを行う団体が全国的に増加しています。その主要な担い手として挙げられるのが、当事者である子どもの親(PTA など)に加えて、地域の高齢者です。こうした活動は地域の子どものためである一方、担い手の高齢者からは、「地域に友達が増えた」「歩くことで健康になった」など自身のためにもなっているという声も聞かれます。本書で事例として取り上げた旭川市近文地区において、子どもの見守り活動と、担い手となる高齢者の健康との関係を調べました。(調査は近文地区社協、近文地区東西市民委員会、北方建築総合研究所、建築研究所の共同実施)

●歩数と健康

日常身体活動と健康の関係は各種研究で明らかになっています。ここでは日常身体活動の指標として歩数に着目します。厚生労働省の「健康日本 21」(第2次)では、65歳以上の1日の目標歩数を男性7,000歩、女性6,000歩と設定しています(平成22年時点の平均はそれぞれ5,628歩、4,584歩)。

ただし、歩数は平均気温 17 度をピークに、これより気温が高くても低くても減少することが知られています。近文地区で調査を行った 2 月の旭川市の平均気温はマイナス 6.5 度で、子ども以外に歩いている人はあまりいません。一方、近文地区で見守り活動(あい運動)を行う高齢者からは、「冬はどうしても家にこもりがちになるが、見守りに出るので健康に良い」といった声も聞かれます。

●歩数調査の概要

歩数調査は、近文あい運動に参加する 63歳以上の方46人(平均年齢72歳、男性38人、女性8人)の協力を得て、2014年1月20日から2月16日に行いました。参加者は歩数計を着用し、見守り活動前後の表示歩数、就寝前の表示歩数(一日の歩数)などを日誌に記録しました。



写真:2月の見守り活動(あい運動)の様子

●歩数調査の結果

調査の結果、調査期間中(4週間)の平 60~64歳 均活動回数は3.2回で、活動日の平均歩数 65~69歳 は7,221 歩でした。これは非活動日 75~79歳 (5,681 歩)の約1.3倍になります。 80~84歳

見守り活動前後の歩数差、つまり活動中の歩数は平均 1,472 歩で、活動日一日の平均歩数の約 1/5 にあたります。中には活動中の歩数が 4000 歩以上の人が 2人います。

身体的健康、精神的健康、社会的健康の3つのうち、この調査では見守り活動が身体的健康につながる可能性を示しました。こうしたデータが示されることで、地域貢献活動に参加する高齢者が増え、活動が継続されることが期待されます。なお、ここでは触れませんでしたが、見守り活動は精神的健康(生きがいなど)、社会的健康(顔見知りの関係拡大)にもつながると言えるでしょう。

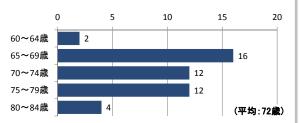


図:歩数調査の対象者年齢(n=46)

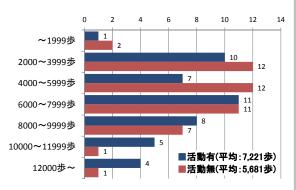


図:活動の有無別一日平均歩数(n=46)

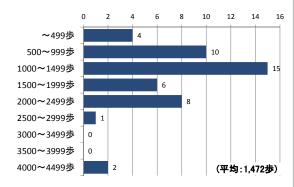


図:1回当たりの活動中の歩数(n=46)

(文:松村 博文・樋野 公宏)

第4章 行政・専門家の技術的支援

1. 支援の流れと工夫・留意点

1) 支援の流れ

「買い物できる場づくり」、「居場所づくり」、「身近な道路・公園の維持管理」、「安全・安心環境づくり」の活動では、活動の段階ごとに取り組みを準備し、軌道にのせ、継続する様々な場面で、行政や専門家による必要な支援を受けながら活動が進められていました。

ここでは4つの活動に関連して、「はじめに」、「準備期」、「開始期・安定期」の3つの活動の段階に分けて、行政や専門家による支援について紹介します。

また、前章までに紹介した①4つの活動に共通する支援、②「買い物」や「居場所」の場づくりのための支援、③「身近な道路・公園の維持管理」や「安全・安心環境づくり」のための支援の3つに分類し、活動主体がどのような支援を受けているか(必要としているか)について、段階ごとの工夫と留意点を整理します。

なお、活動の段階、活動主体の目的や内容等に応じて、ご利用ください。

図 段階ごとの流れと整理の視点

はじめに

活動を始める前、あるいは始めて間もない、きっかけづくりのための期間であり、相談を受け、勉強会の開催、地域の問題・課題の発見、地域ニーズの把握など、4つの活動に共通する支援を紹介しています。

準備期

具体的な活動の方向性が明確になり、場の開設や活動を始めるまでの期間であり、地域住民との信頼関係の構築や行政等の支援を受けて、場の整備や活動の準備等の支援をする段階です。

ここでは、4つの活動に共通する支援と、「買い物」や「居場所」の場づくりのための支援、「身近な道路・公園の維持管理」や「安全・安心環境づくり」のための支援について紹介しています。

開始期 安定期

場の運営や活動を開始し、団体に必要な支援を見極め、活動を長期的に継続していくための支援をする段階です。

ここでは、4つの活動に共通する支援と、「買い物」や「居場所」の場づく りのための支援、「身近な道路・公園の維持管理」や「安全・安心環境づくり」 のための支援について紹介しています。

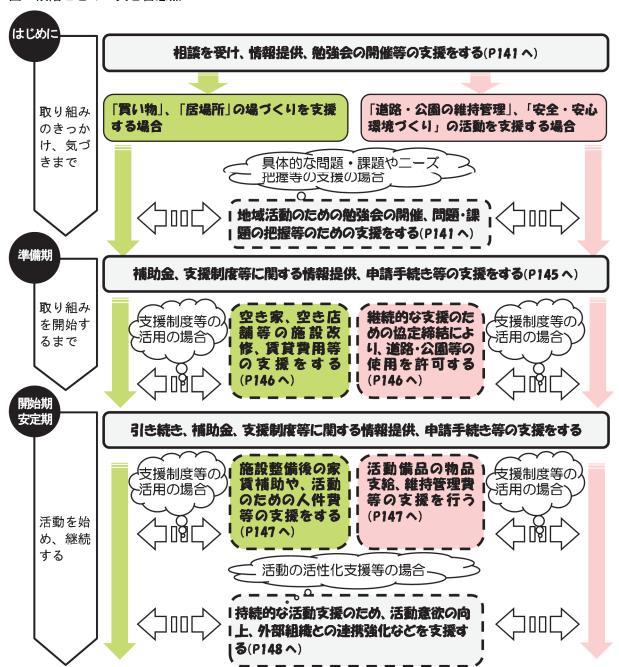
2)段階ごとの工夫と留意点

「はじめに」や「準備期」は、これまであまり関心がなかった活動主体が主な対象となる ため、活動に興味を持ち、活動を展開するための「きっかけづくり」や「具体的な取り組み を始める」ための支援が特に大切です。

「開始期」や「安定期」は、すでに活動を実践している活動主体が主な対象となるため、 行政や各種団体と連携して活動するための情報提供や資金等の支援が大切です。

なお、活動を進めるにあたって、都市整備分野の支援制度だけでなく、産業分野や福祉 分野など、関連する分野の補助金の活用や、自治会や社会福祉協議会、大学、事業者など との連携を図ることも有効です。

図 段階ごとの工夫と留意点



取り組みのきっかけ、気づきまで

相談を受け、情報提供、勉強会の開催等の支援をする



初期の取り組みとしては、はじめにどのような地域の問題・課題があるのか気づきを得たり、活動のきっかけづくり等に係る支援を行うことが効果的です。

- 活動に関する情報提供や、公民館などで地域活動に関する勉強会などの開催等の 支援をしましょう
 - ・不特定多数の地域住民の方々を対象とする場合は、 窓口での相談受けつけ、4つの活動に関する取り組 みや関連施設整備等からみた地区の現況・課題に関 する情報提供、公民館等での勉強会、出前講座の開 催・支援などがきっかけづくりに有効です。

【支援制度等の例】

事例1 一般住民向けに公民 館主催の住民学習会 の開催(福山市、P158 参照)

【期待される効果】

・地域の問題・課題の把握・共有、活動主体の体制構築

く具体的な問題・課題やニーズ - 把握等の支援の場合

地域活動のための勉強会の開催、問題・課題の把握等のための支援をする

- 活動目的に応じた勉強会、活動団体等との意見交換、マップづくりなどの開催等 の支援をしましょう
 - ・ある程度の活動実績、問題意識を持つ活動主体の場合は、行政や専門家と活動主体の意見交換や勉強会を開催したり、まち歩きやワークショップ等を開催し、地域の問題・課題を発見しやすくする支援をしましょう。
 - ・また、活動主体に目的意識がある場合は、活動主体 が具体的な地域の課題を発見できるよう、専門家や まちづくり団体などの協力を得て、地域の課題をマ ップに整理する支援も有効です。

【支援制度等の例】

事例7 NPO 連絡協議会としての団体、行政による意見交換の場を開催(豊島区、P188参照)

事例4 市内の活動団体の取り組み事例の紹介、意見交換の場を開催(北九州市、P173参照)

【期待される効果】

・地域の問題・課題の把握・共有、活動主体の体制構築

準備期

【買い物支援のための取り組み事例の紹介、意見交換会の開催等をしている例】 ー福岡県北九州市、買い物支援に関する意見交換会の開催概要

北九州市では、身近なところに商店がなく、日々の買い物に不安を抱えた高齢者など の「買い物弱者」に関する問題が地域に広がりつつあり、移動販売や宅配などの民間サ ービスや、地域住民による「ふれあい朝市」など多様な取り組みが進められています。 こうした現状を踏まえ、地域社会の協働による買い物支援の取り組みをさらに進める ため、平成 25 年 11 月に民間事業者や地域住民などの関係者による意見交換会を開催し ました。

意見交換会では、7つの取り組み事例について、各々の活動主体が取り組み内容を発 表し、意見交換を行いました。

資料:北九州市ホームページ(http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18200056.html)

地域の問題・課題把握等のためのアンケート調査を支援しましょう

- ・活動を始める前に、地域の問題・課題やニーズの把握をするため、アンケート調査 の実施に関する支援をしましょう。
- ・アンケート調査は、行政が自ら行う場合と、活動主体が自ら行う場合が想定されま す。活動主体が自ら行う場合は、アンケート集計の負担が大きくならないように目 的に応じて吟味した項目のアンケートが実施できるように、活動の段階や目的に応 じて、助言や支援をしましょう。
- ・この結果をもとに、どのような取り組みが必要か、勉強会等で色々な意見を出し合 い、活動の気運を盛り上げ、活動主体となる組織の立ち上げを支援しましょう。
- ・建築研究所のホームページで公開されている『高齢者の安定した地域居住に関する 生活行動実態調査報告』建築研究資料158号(2014年4月, http://www.kenken.go.jp /japanese/contents/publications/data/158/)などを参考に、アンケート項目を考えて みましょう。

図 ニーズ把握のためのアンケート調査の概要

活動主体による アンケート調査 住民向けアンケートは、活動主体が無理なく集計できるように作成を支援しましょう。

買い物の場所づく りのためのアンケ ト調査

居場所づくりのた めのアンケート調

身近な道路・公園 づくりのためのア ノケート調査

安全・安心環境づ くりのためのアン 一ト調査

行政による アンケート調査

行政によるアンケートは、地域住民のニーズなどを幅広く把握し、的確な判断ができる よう、テーマを限定せずに作成しましょう。

【期待される効果】

・地域の問題・課題の定量的な把握・共有

住民参加による基本計画等の検討を通じて、活動の取り組みを支援しましょう

・公共施設の整備等に合わせ、地域住民や地域 の活動団体等の参加を呼びかけ、基本計画や 実施計画を検討したり、意見交換を行うこと により、地域活動を担う活動主体へと発展す ることがあります。

【支援制度等の例】

事例 12 景観整備、公園整備の基 および 本計画、実施計画(中頭 事例 13 郡北中城村、P213 参照) (板橋区、P218 参照)

準備期

・地域活動を継続するには、活動を牽引するリーダーや取り組み体制の確立が必要不 可欠です。そのため、行政自ら地域リーダー等の養成講座を開設し、育成すること も有効です。

【期待される効果】

・地域の問題・課題の把握・共有、活動主体の体制構築・強化

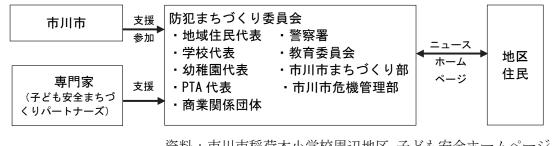
【取り組みを行政計画に位置付けている例】-新潟県新潟市の取り組み概要

新潟県新潟市のこらぼ家の取り組みは、新潟市の行政計画である「北区拠点商業活性 化推進事業計画」において、空き店舗対策事業の一つに位置づけられています。この計 画に位置付けられたことにより、その運営に対する最大5年間(通常は3年)の補助を 受けることができるようになりました。

【行政、専門家、地域住民団体が協働で、防犯まちづくりに取り組んでいる例】 一千葉県市川市、防犯まちづくりのための取り組み概要

千葉県市川市では、稲荷木小学校周辺を対象として、地区内の多様な団体をメンバー とする委員会を立ち上げ、「防犯まちづくり計画」を策定しました。これにより、日ごろ 交流がない世代間交流も生まれました。

防犯まちづくり計画策定後、(一社) 子ども安全まちづくりパートナーズの学識経験者 等から、ワークショップの企画や運営、情報共有のためのポータルサイトの構築など、 支援を受けて活動を進めています。



資料:市川市稲荷木小学校周辺地区 子ども安全ホームページ

(http://toukagi.kodomo-anzen.org/index.html)

【福山市における市民との協働に関する条例により助成、支援に取り組んでいる例】 -広島県福山市、地域まちづくり推進事業の概要

福山市では、まちづくりを担ってきた自治会・町内会、ボランティア、NPO、企業等 の各種団体や市民、行政の連携を深めながら、それぞれが責任と役割を分担し、対等な 立場で補完し、協力しあう「協働のまちづくり」を推進しています。

この協働のまちづくりを推進することができるよう、福山市は「福山市協働のまちづ くり指針」(2005年7月)を策定し、2006年4月から「協働のまちづくり元年」として 協働のまちづくり推進に向けた施策がスタートしています。また、2007年4月には「福 山市協働のまちづくり行動計画」を策定しました。

これにより、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、一定の助成をするこ とにより、地域住民による自主的・主体的な活動が展開されました。また、地域の課題 解決や地域の活性化を図ることを目的に「地域まちづくり計画推進事業」などの事業を 実施しています。

資料:福山市協働のまちづくり課ホームページ

(http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kyoudou-machidukuri/)

【リーダー養成のためのまちづくり講座を開催している例】

一愛知県春日井市、安全・安心まちづくりボニターの取り組み概要

愛知県春日井市では、「自分たちのまちは自分たちで守るという市民の意識の醸成」と 「地域安全リーダーの育成」を基本理念とした「春日井市安全なまちづくり協議会」を 設立し、安全なまちづくりに向けた活動を行っています。

ボニターとは、「ボランティア」と「モニター」の2つの言葉を合わせた造語で、防災 や防犯などの地域の安全のため、自発的に行動し、社会貢献活動(ボランティア)がで き、行政などの機関?に対して、地域の安全・安心に関する必要な提言を行うこと(モ ニター)ができる市民という意味です。

ボニターは、春日井市安全なまちづくり協議会(1993年設立)が開校する「春日井安 全アカデミー」を卒業し、さらにボニター養成講座を修了した方々が春日井市安全なま ちづくり協議会会長(市長)の委嘱を受けて活動しています。

1年を通じて地域の安全・安心に係る活動を行っています。地域の安全・安心につい てリーダー的役割を担っており、災害図上訓練(DIG)の実施、住宅対象侵入盗防止の ための簡易防犯診断(安・安診断)の実施、児童見守り活動などを行っています。

資料:春日井市安全・安心まちづくりボニターホームページ

(http://www.city.kasugai.lg.jp/bosai/kyogikai/shiminanzen76.html)

取り組みを開始するまで

補助金、支援制度等に関する情報提供、申請手続き等の支援をする



準備期では、買い物や交流の場の開設、公共施設の維持・管理活動などの具体的な取り組みに至る際の補助金等に関する情報提供、申請等に係る支援を行うことが効果的です。

補助金、支援制度等に関する情報提供、申請手続き等に係る支援をしましょう

- ・取り組みの方向性が見えてきた場合は、具体的な支援・助成制度に関する情報提供が大切です。支援制度は、都市整備のみならず産業振興、福祉等の関連部局の制度を活用した支援を受けている事例が多くあります。
- ・そのため、活動団体の活動内容や取り組みの 方向性を踏まえ、支援策に関する情報提供や 申請手続き等に関する支援が有効です。

【支援制度等の例】

事例1 施設整備を行うにあ たって、補助金活用、 申請等を公民館が行 った(福山市、P158

参照) 事例 2 ひたちなか市高齢者 ふれあいサロン事業 補助・子育てサロン事 業補助 (ひたちなか 市、P163 参照)

【期待される効果】

- ・商店街活性化、ミニ店舗開設、買い物弱者、買い物バス・移動等の商業振興関連の 取り組み支援による活動内容の充実・強化
- ・支援制度の情報提供、具体的な利用方法、申請方法のアドバイス、支援による制度活用

【補助事業制度の情報提供手法】

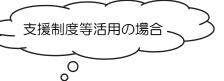
買い物弱者対策については、経済産業省が「買い物弱者(買い物難民)応援マニュアル (第2版)」として取り組み事例を紹介しています。

また、国や地方公共団体が行っている支援策を「買い物弱者対策関連事業予算等(国・地方公共団体)」として公表しています。

こうした情報を地域住民等に提供することも有効です。

資料:平成25年度買い物弱者対策関連事業予算等(国・地方公共団体)の取りまとめについて

(http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/ kaimonoshien25.html)



「買い物」、「居場所」の場づくりを支援 する場合

空き家、空き店舗等の施設の改修、 賃貸費用等を支援しましょう

・買い物や居場所の「場づくり」では、 施設の改修等が必要となるため、施設 の改修費用や賃貸料に対する支援を 行う事例が多くあります。

【支援制度等の例】

事例1 住民参加型施設整備事業 (福山市、P158参照) 頑張るまちなか支援事業 事例 5 (新潟市、P178参照) 事例 7 豊島区空店舗活用事業 (豊島区、P188参照)

【期待される効果】

・商業振興に関する助成制度の活 用等、施設整備への金銭的支援 による施設整備の促進

「道路・公園の維持管理」、「安全・安心 環境づくり」を支援する場合

準備期

継続的な支援のための協定締結に より、道路・公園等の使用を許可 しましょう

・道路・公園等の公共施設の維持管理や活 用を支援するためには、公共施設の維 持・管理に係る協定締結を積極的に行 い、これらの施設の使用を行政が許可す ることが有効です。

【支援制度等の例】

事例 13 里親制度による協定制度 の活用(板橋区、P218 参照)

事例 14 ボランティア・サポー ト・プログラムの活用、 国土交通省(新居浜市泉 川地区、P223参照)

【期待される効果】

・団体活動の場の提供・支援によ る活動の開催、活性化

安定期を活動の安定と継続



開始期、安定期では、表彰制度の活用などによる意欲の向上を図るとともに、活動の持続的発展のために高齢者や子どもを対象とした福祉関連支援制度、地域資源を活用した集客事業等に関する商業振興関連制度を始め、行政が持つ様々な支援制度を紹介し、活動を支援することが効果的です。

支援制度等の活用の場合

ွဝ

「買い物」、「居場所」の場づくりを支援 する場合

■ 施設整備後の家賃補助や、活動の ための人件費等を支援しましょう

- ・先行事例では、商業振興関連の制度等 を活用し、施設整備後の家賃補助や、 活動のための人件費等の支援を受け ている事例が多くあります。
- ・なお、空き家や空き店舗の施設整備費等への支援は、行政以外にも、公益法人や民間団体による支援制度などもあり、こうした制度に関する情報提供をすることも有効です。

【支援制度等の例】

事例 5 頑張るまちなか支援事業(新 潟市、P178参照)

事例 6 (独) 福祉医療機構・長寿・ 子育て・障がい者基金助成事業 (可笑屋/改装、P183 参照)

事例 6 ひと・まち広島未来づくりファンド Hm2 (ふむふむ) (可笑屋/改装、P183 参照)

【期待される効果】

・活動内容の充実・強化・発展による 活動の安定化 「道路・公園の維持管理」、「安全・安心環境づくり」を支援する場合

■ 活動備品の物品支給、維持管理費等 を支援しましょう

- ・公共施設の維持・管理を支援する場合 は、活動主体と協定を結ぶとともに、 維持管理費の一部を助成することが多 くあります。
- ・活動を行う場合は、活動の立ち上げに 必要となる物品を支給したり、活動 備品の購入費等を補助することも有 効です。

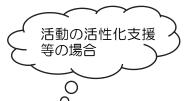
【支援制度等の例】

事例 12 県道整備の際の花木の支給および維持管理費の支給(中頭郡北中城村、P213参照)

事例 13 けやきの公園の事例(板橋区け やきの公園、P218 参照)

【期待される効果】

・道路・公園等の維持、管理等の活動意欲の向上



持続的な活動支援のため、活動意欲の向上、外部組織との連携強化などを支援する

■ 地域の活動の表彰や広報誌での紹介等をしましょう

- ・取り組みの開始後は、表彰されることにより 活動に対する意欲が高まる事例が多くありま す。
- ・また、広報誌やホームページ等で活動の紹介 をすることにより、活動意欲が高まる事例が 多くあります。

【支援制度等の例】

事例 14 道路の愛護、まちづ および くり活動等の表彰制 事例 16 度 (新居浜市泉川地 区、P223 参照) (旭 川市近文地区、P233

【期待される効果】

・道路・公園等の維持、管理等の活動意欲の向上

■ 自治会、社会福祉協議会、大学等との交流、連携の支援をしましょう

- ・行政の支援制度のみならず、自治会、社会福祉協議会、大学等、事業者等からの支援を受けていてる事例が多くあります。
- ・準備期を経た開始期、安定期では、社会福祉協議会、町内会、PTAとの連携を継続・強化した事例や、芸術作品の寄贈など、大学からの支援や連携を始めた事例もあります。取り組みを継続させるためにも、様々な団体との連携が出来るよう支援をすることも有効です。

【支援制度等の例】

事例7 東京都商店街パワーア ップ基金事業(みんな のえんがわ池袋/活動 費支援、P188参照)

事例 12 大学等との連携による 活動支援(沖縄県立芸 術大学による大城芸術 の里「彫刻カジマヤー」 計画の決定と彫刻の寄 贈展示、中頭郡北中城 村、P213 参照)

事例 13 大学等との連携による 活動支援(淑徳短期大 学による公園の維持活 動との連携、板橋区、 P218 参照)

【期待される効果】

・活動内容の充実・強化・発展による活動の安定化

2. 支援にあたって

■ 活動団体の相談窓口等を分かりやすくし、分野間の連携体制を整える

- ・4つの活動の支援は都市整備分野のみならず、産業振興、福祉等の関連部局にまた がることがあります。そのため、活動主体が、行政のどの部署に相談したらよいの か分かりにくい場合があります。
- ・そこで、相談内容に応じ、どの担当課に行くとよいかアドバイスが出来るよう事前 準備をしておくことが大切です。
- ・また、都市整備、産業振興、福祉等の関連部局で連携体制を整え、相談窓口を一本 化することも有効です。
- ・なお、行政のみならず、中間支援組織や社会福祉協議会等が、活動支援をできる場合もありますので、関連する支援団体を把握しておくことも有効です。

【買い物支援の連携体制づくりに取り組んでいる例】-福岡県北九州市の取り組み概要

福岡県北九州市では、高齢者の支援として「保健福祉局」、商店街の支援として「産業経済局」、生活交通の支援として「建築都市局」、コミュニティ活動支援として「市民文化スポーツ局」の4つの部局が買い物支援に関する取り組みを行っていました。

そこで、買い物支援に関する総合的な情報提供等を行うため、平成 24 年度から「保 健福祉局」が中心となり、各局が参加したプロジェクトチームを設置しています。

これに伴い、平成 25 年 11 月には、保健福祉局が主体となった取り組みの一環として、 民間事業者や地域住民など関係者による意見交換会を開催しました。

■ 継続的な支援のために活動目的や行政の役割等を明確にする

- ・活動組織や内容等により必要となる支援は、自発的な取り組みを支援する場合、行 政や専門家と協働で取り組む場合など、様々なケースがあります。
- ・いずれのケースでも、4つの活動の支援にあたり、行政にどのような支援が求められているのかを把握するため、活動メンバー等としっかり話し合うことが大切です。

コラム 高齢者の移動を地域で支える

●地域主導の移動手段確保への取り組み

高齢者の移動に関する問題は各地で深刻化している。これは、中山間地域のような過疎地域だけの問題ではなく、都市部周辺の郊外団地でも大きな課題となっている。団地では入居時期をほぼ同じくする同一世代の住民が一度に高齢化するため、問題が一気に深刻化する。

倉敷市内でも市中心部周辺にそのような団地・開発地が多く存在し、民間路線バスの廃止などをきっかけに、平成17年頃から、このような問題が急速に顕在化してきた。

当然、地域からは路線バスの廃止代替バスを行政が運行するよう要求があったが、 倉敷市では、地域が主体となって代替の交通手段を運行することを提案し、その場合には市も支援するということにした。

この取り組みは、これまで市内の4団地で行われてきたが、例えば、倉敷市と総 社市の境に位置する西坂台団地(約 650 世帯)では、自治会の運営委員会を組織 し、運営委員会が平成 17 年からコミュニティタクシー(乗合タクシー)を運行し ている。また、平成 20 年からは新たに NPO 法人を組織し、NPO 法人が運行を 継続している。

運行にあたって、運行経費と利用者の運賃との差額(赤字部分)について、赤字の9割を市が負担し、残り1割をNPO法人が会費等から補填することで運行している。(なお、他の団地では自治会の運営委員会が運行し自治会費から補填している。)

わずか赤字部分の 1 割ではあるが、この 1 割の地域負担が地域住民が移動手段を自分たちの課題として認識するようになるための鍵となっている。廃止代替バスを行政が運行する事例は各地に存在するが、多くの場合、地元の関心が高まらず、結局、ほとんど利用されなくなる。倉敷市の取り組みは、代替交通を主体的に運行してもらうことで、自分たちの公共交通であるという意識(=マイバス意識)を高め、結果として、より使いやすい、利用される公共交通に育てていこうという発想がベースにある。

●地域主導の移動手段確保への取り組み

団地での交通手段の確保からスタートしたこの制度だが、倉敷市ではこれを基により一般化し、平成25年には、交通不便地域で地域住民が主体となって移動手段を確保するコミュニティタクシーの普及促進を倉敷市生活交通基本計画に位置付けた。

すでに、この制度を活用してコミュニティタ クシーの運行を始めた地区もあり、新たに移動 手段確保の検討を進めている地区もあるなど、 地域主導の移動確保は広がりを見せ始めており、 今後の展開に期待される。



図 コミュニティタクシーのパンフレット

(文:橋本 成仁)

コラム 「ふるさと納税」を活用した地域支援の提案

買い物できる場づくり、居場所づくりなど「高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり」を行う団体は、無償ボランティアを活用するなどして支出を抑えているものの、採算化は難しく、活動を持続するために自治体からの金銭的支援が求められる。しかし、公平性が重視される従来型の自治体予算では、特定の地域や団体が受益者になる(と見なされる)ような支援は難しい。そこで以下では、地域内外の応援者が目的を指定して納税あるいは寄附を行う制度を活用した地域支援を提案したい。

●納税者が税金の使途を選ぶ

市民活動の活発化を背景として、納税者が一定の税金の使途を決められる仕組みを作る自治体が見られる。千葉県市川市の「1%支援制度」はその一例であり、ボランティア団体やNPOなどの活動に対して、個人市民納税者等が支援したい団体を選び、個人市民税額の1%相当額(団体の事業費の1/2が上限)を支援できる制度である。平成25年度実績を見ると、約9千人の納税者等からの届出を受け、審査会を経て選ばれた127団体に約1300万円が交付されている。内訳は、集会所でのサロン事業や健康講座、傾聴ボランティア育成など「保健・医療・福祉の増進」を行う団体が最も多く、高齢社会に向けた取り組みを応援したい市民の多いことが伺える。こうした仕組みを導入すれば、市民ニーズの高いところに支援を届けやすくなる上、納税者の市民意識の向上にもつながると考えられる。

●ふるさと納税の活用を

「1%支援制度」が自治体内部からの支援であるのに対し、自治体の枠を越えた 地域支援の仕組みとして「ふるさと納税」が考えられる。自分の生まれ故郷や応援 したい自治体(都道府県、市区町村)に対して寄附を行うと、寄付金のうち2千円 を超える部分について所得税・個人住民税から全額が控除される制度で、寄付を行った自治体の特産品などの特典が付くことなどから近年注目を集めている。

加えて、いくつかのテーマから寄附の使い道を指定できることも魅力の一つだろう。自治体によるがテーマは自然保護、農林漁業、文化・教育など幅広い。年度の終わりには、各テーマに幾らの寄附が集まり、どのような事業に使われたかが分かる報告書が送られてくる。

この「ふるさと納税」による寄附を、買い物できる場づくり、居場所づくりなど、本書で扱う「高齢者が生き生きと暮らせるまちづくり」に活用できないだろうか。田舎の両親と離れ都会に暮らす人が、自分が生まれ育ち、いまも高齢の両親が暮らす地元自治体に寄附するケースが少なくないと思われる。「ふるさと納税」は、地元を離れた子世代を巻き込む仕組み、地元への愛着を持ち続けてもらうツールになり得る。この側面を強めるためには、寄付者が指定できる使い道の選択肢を、大まかなテーマ別でなく、より細やかな事業・活動別にするとよい。寄附する側にとっても、親世代の暮らしを支える身近なまちづくりに活用されることを望むだろう。

最近では、人気のある特典で寄付を集めようとする自治体間競争が加熱しているが、上記のような動機を持つ人は、必ずしも特典だけに期待して寄附するわけではない。例えば、地域が運営する店舗で扱う地元の野菜(地域の高齢者が庭先で育てたようなものを含む)だったり、やはり地域が運営する「居場所」の講座で作った絵手紙でもいい。それに、利用者の声や写真が入ったレポートが一枚ついてくれば、寄付者は地域とのつながりを感じられる。特典目当ての寄附は継続しないが、地域とつながりを感じられる人は翌年度以降も寄附を継続してくれるだろう。

(文: 樋野 公宏)

第5章 事例集

◆全国の取り組み事例の紹介

第2章から第4章までのポイントの抽出のため、平成23年度から25年度にかけて全国各地の活動団体にヒアリングを行いました。ここでは、取り組みの経緯や運営状況、高齢者等の利用状況等について把握した事例を紹介します。

表 紹介事例一覧

分野	No.	事例名称	ページ
	1	熊野学区ふれあい広場「クローバー」	158
買い物できる	2	NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」	163
場づくり	3	NPO 法人お互いさまねっと公田町団地「あおぞら市」	168
	4	北九州フードデザート協議会「北九州オアシスマーケット」	173
	5	松浜本町商店街「松浜こらぼ家」	178
	6	NPO 法人ウイングかべ「可笑屋」	183
	7	NPO 法人としま NPO 推進協議会「みんなのえんがわ池袋」	188
居場所づくり	8	NPO 法人福祉亭「福祉亭」	193
	9	宝塚市社会福祉協議会「ふれあい鹿塩の家」	198
	10	南医療生活協同組合「生協のんびり村」	203
	11	NPO 法人白十字在宅ボランティアの会「暮らしの保健室」	208
身近な道路・	12	大城花咲爺会	213
公園の維持管	13	グループけやき	218
理	14	泉川校区連合自治会	223
安全・安心環	15	久米地区青少年健全育成連絡会	228
境づくり	16	近文地区社会福祉協議会	233

事例 16 近文地区社会福祉協議会 事例5 松浜本町商店街 「松浜こらぼ屋」 事例9 宝塚市社会福祉協議会 「ふれあい鹿塩の家」 事例2 NPO 法人くらし協同館なか よし「くらし協同館なかよし」 事例1 熊野学区ふれあ い広場「クローバー」 事例 13 グループけやき 事例7 NPO 法人としま NPO 推進協 事例6 NPO 法人ウイン 事例4 北九州フードデ 事例 11 NPO 法人白十字在宅ボラン ザート協議会「北九州 ティアの会「暮らしの保健室」 オアシスマーケット」 事例3 NPO 法人お互いさ<u>まねっと</u> 公田町団地「あおぞら市」 事例 15 久米地区青少年健全育成連絡会 事例 12 大城花咲爺会 事例 14 泉川校区連合自治会

事例1 買い物できる場づくり

熊野学区ふれあい広場「クローバー」

取り組み主体	・熊野学区ふれあい広場「クローバー」運営委員会
To 11 60 7, 18 50	·広島県福山市熊野町乙1068番地1
取り組み場所 	・【空き施設】空き店舗
T. (1 6D a 10T T	・食料品等の販売
取り組み概要 	・交流の場の併設、行事開催
主な運営・経営費	・利用者の利用料金・会費

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・古くから農村集落があった地域で、 買い物施設は地元店舗等が主体で あり、路線バスによる交通の便は よくない地域であった。
- ・スーパーの閉店後、移動販売や生協の宅配等で、買い物はできていたものの、公民館が毎年開催する住民学習会で、少子高齢化やバス路線の廃止などの環境の変化に住民の危機感が高まり、居場所と買い物施設の複合的な施設整備に向けた取り組みが行われた。

時期	主な経緯
2008 年	·JA から委託を受けていたスーパーが 閉店
2011年	・自治会単位での住民学習会を開催
2012年2月	・連合会長、副会長、常任委員、公民館 長によるふれあいの場の構想検討 ・公民館長から南部生涯学習センター へ、ふれあいの場づくりの取り組み説 明、参加型整備事業の申請への支援・ 指導・協力の依頼
2012年3月	・有志による準備会の立ち上げ(6名) ・町内一斉放送の廃止、町内バス路線の 廃止
2012年4月	・設立準備会の立ち上げ(8名)
2012年7月	・クローバー開店
2013年2月	・配達サービスを試行的に開始

■活動や施設の特性

- ・空き店舗(約 200 ㎡)を活用して、午前 10 時~午後6時(日曜・お盆・年末年始定休) に、生鮮食料品や飲料、菓子、地元の野菜や 果物、105円均一の生活雑貨、高齢者のみの 世帯向けの弁当や惣菜を販売している。
- ・買い物客らが休憩することができ、出前講座 や地域情報の展示も行う「ふれあい広場」を 併設している。



施設の外観

・ ふれあい広場では、高齢者等向けの公民館の出前講座を開催している。また、小学校や保育園と協力して作品の展示スペースを設け、子どもや保護者が利用したり、放課後の小学生の立ち寄りの場として、多様な世代が気軽に利用しやすい工夫をしている。



店内の様子



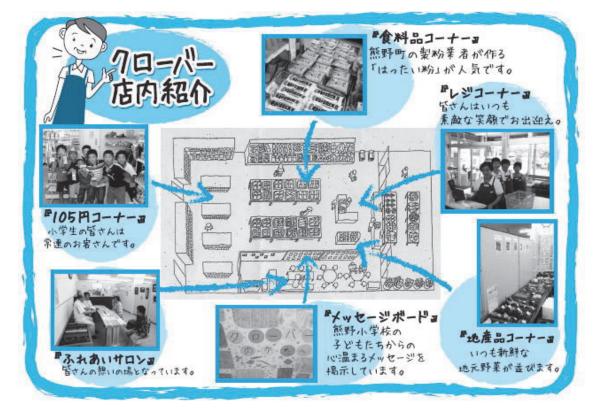
地産品の売り場

■高齢者による利用状況や効果

- ・町民のふれあいの場として、熊野町内の利用者が多いが、近隣町村からの利用もある。町内の利用者は徒歩や、市の「高齢者お出かけ支援モデル事業」の移動サポートを利用する人がいる。
- ・ふれあい広場は、地域の情報の提供や地域 の多世代交流の場となっている。
- ・活動に対するマスコミの取材により、活動 に取り組む機運が上がっている。



ふれあい広場での公民館活動の取り組 みとマスコミ取材の様子



福山市広報での熊野学区ふれあい広場「クローバー」の紹介記事

はじめに 「買い物できる場づくり」を始めようと思ったら

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

・もともと公民館による住民学習会の取り組みがあった地域で、少子高齢化やバス路線の 廃止などの環境変化に対する住民の危機感が高まり、買い物できる場づくりと居場所づ くりの複合的な取り組みが始まった。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 「買い物できる場」の開設まで

■活動資金を確保する

- ・店舗改装費用は、福山市協働のまちづくり基金の提案型事業(住民参加型施設等整備事業)の採択により418万円の補助金を得た。
- ・また、自治会からも資金を借用した。
- ・その他、公民館による会議室や連絡用電話の提供、補助金申請手続きなどの運営支援も あった。

■活動場所を確保する

・活動場所は、JAから空き店舗と設備の無償提供を受けて確保した。

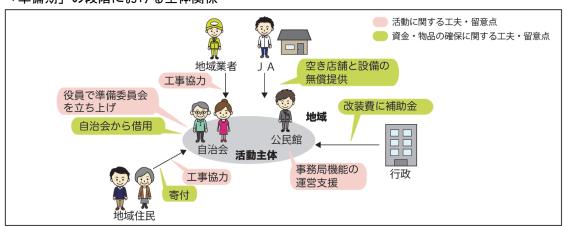
■店を整備する

- ・活動主体は自治会役員を中心とした運営委員会であり、地域とのつながりが強く、地域 の住民や業者、小学校児童の協力を得て旧店舗の片付け、内装工事(無償)、電気工事(材 料費のみ)、塗装工事等の整備が行なわれた。
- ・現地での店舗開設前に市を開催することで、地域住民への取り組みの周知や、施設利用意識の向上につながった。

■販売方法を検討する

- ・地産品は、地元の農家から直接搬入してもらい、販売価格の1割を手数料としている。
- ・食材は卸業者から仕入れ、日用品は100円ショップ(買取)や卸業者から仕入れている。
- ・町内の他の店舗で取り扱っている品種については、客の奪い合いなど迷惑がかからない事を念頭において仕入れをしている。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「買い物できる場」の開設から運営を軌道にのせるまで

■食料品等の販売を始める

- ・管理者は、「運営委員長を筆頭とした 15 名の運営委員」とし、店舗運営は、店長・副店 長 (2 名)、レジ担当 12 名を含むスタッフで運営している。
- ・スタッフは、運営委員会と住民ボランティアの計 28 名で店舗運営している。平均年齢 69 歳のスタッフが交代で、生きがいを持って運営している。
- ・経理やレジ、商品陳列などの店舗経営のノウハウは、協力関係を築いている税理士やレジ業者、納品業者等から、無償で専門的アドバイスを得ている。
- ・運営費用は、必要経費を除き経営できる売り上 げ(概ね13万円)を目標に経営している。
- ・プロが撤退した店舗経営を素人で担うのは難し いということから、JAから空き店舗の無償提供 を受けるとともに、人件費は無償としている。
- ・町民のふれあいの場として、市の「福山市高齢 者お出かけ支援モデル事業」の移動サポート利 用者もある。

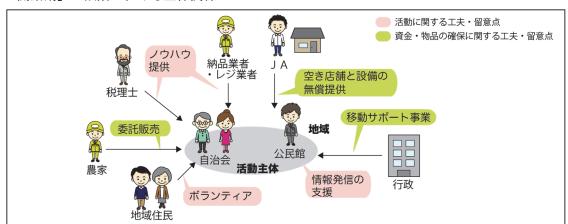


「高齢者お出かけ支援モデル事業」の車両(市のリース、運転者は地域のボランティア)

■調理品等の提供や行事開催をする

- ・ ふれあい広場では、各種情報の掲示、展示により地域情報を伝え、公民館による地域住 民対象の「講座」(出前講座)を開催している。
- ・「ふれあい広場」を併設したことで、高齢者だけでなく、地域住民の交流の場となっている。小学校や保育所の協力、保護者の利用がある。

「開始期」の段階における主体関係



事例2 買い物できる場づくり

NPO 法人くらし協同館なかよし「くらし協同館なかよし」

取り組み主体	・NPO 法人くらし協同館なかよし
取り組み場所	・茨城県ひたちなか市馬渡 2525 番地の 498 ・【空き施設】空き店舗
取り組み概要	・食料品等の販売 ・交流の場の併設、行事開催
主な運営・経営費	・利用者の利用料金・会費

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・企業城下町であり、新住民の多い郊外 住宅地で、子供が転出すると頼れる人 がいない、車がないと量販店や飲食 店、公民館に行けない地域であった。
- ・本郷台団地の中の生協ハイコープ本郷 台店は、地域の食生活を支えていただ けでなく、近所の人の立ち話や交流が できる場所であった。2004年、生協 が閉店することになり、生協の手伝い に参加していたメンバーが中心とな って、買い物できる場づくりに取り組 んだ。

時期	主な経緯	
2004年4月	・生協(現・パルシステム	公茨城)本
	郷台店閉店説明会	
2004年4月~	・生協と住民代表による本	
2005年7月	利用検討委員会の開催	(全13回)
2005年2月~	· NPO 設立準備委員会	
2005年7月	· NPO 法人設立総会	青空市
2005年8月	· NPO 法人認証申請	を週1
2005年9月~	・店舗改装工事	回開催、
10 月		四历底
2005年10月	·NPO 認証、法人登記 🧲	継続 🖵
2005年11月	·店舗運営開始	

■活動や施設の特性

- ・空き店舗(約330㎡)を活用して、月曜日~土曜日に開館している。(休館日は毎週日曜日と年末年始)。4月~9月は午前10時~午後6時、10月~3月は午前10時~午後5時の運営。
- ・食、ふれあい、支え合い、生きがいをテーマに、 高齢化が進む地域の住民の要望を受け、買い物 や食事ができる場、みんなが気軽に集まれる喫 茶サロン等を運営している。



施設の外観

・高齢者の食生活支援となる惣菜や食品の提供、配達のほか、子育て支援活動・託児、育 児相談、健康講座、趣味講座、季節行事、地産地消活動、伝統食の普及活動、生産地交 流や全世代が集まれる催事などを開催している。

<施設の概要>



- ・食の支援コーナー:野菜、加工食品、冷凍食品、手作り惣 菜等を販売する場
- ・ゆっくりコーナー:購入した惣菜等も食べられる休憩の場
- ・食事と喫茶サロン:コーヒーや軽食を提供する喫茶店
- ・つどいのコーナー:地域の講座を開講する場
- ・福祉製品コーナー:地域の福祉施設等の手作り品を販売す る場
- ・レンタルボックスコーナー:地域の人が手作り品等を自由 に販売できるコーナー
- ・情報・相談コーナー:高齢者の相談、電球交換などの日常 生活サポートを受け付けるコーナー



食料品等を販売する食の支援コーナ



手作り惣菜を販売

■高齢者による利用状況や効果

- ・NPO 法人の会員数は 100 名程度で推移しており、 店や講座の利用者・運営スタッフともに、近隣の 住民である。スタッフは有償ボランティアで、そ れぞれの能力を活かした社会参加になっている。
- ・利用者から、「住まいの近くで食べ物が買え、弁 当を配達してくれ、市民講座ができる場所が近く にあるのはうれしい、ここは公民館+コンビニだ ね」という声がある。



つどいのコーナ



地域の人が出品するレンタルボックス



食事と喫茶サロンでのイベントの様子

はじめに 「買い物できる場づくり」を始めようと思ったら

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

- ・店舗閉店にあたり、生協から地域貢献の一環として、建物の無償貸与等の申し出があり、 一年半かけて住民代表と生協で施設利用についての検討委員会を立ち上げ、話し合った。 その際に、生協から NPO 法人を立ち上げることが条件として提示された。
- ・長期的な活動の方向を探るため、2005 年1月~2月に住民意向調査を実施して、ニーズを把握した。その結果、高齢者は不便さの改善や、コミュニティでの触れ合いや助け合いを要望していることがわかった。
- ・上記の住民意向調査において、地域住民に名前や連絡先、資格などとともに、活動に対する支援(1年間は無報酬)の意向を伺った。その結果、53名が支援の意向を表明してくれました。「これからの地域にとって新しい事業だ」、「できるだけ応援するよ」という熱い応援がいっぱい上がってきた。それを信じて決断し、取り組みを始めた。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 「買い物できる場」の開設まで

■活動資金を確保する

- ・生協から、地域貢献の一環として、改装費 700 万円をかけて改装のうえで、土地建物の 貸与の申し出があった。
- ・ 賛同する住民有志から、総額 108 万円の寄付を集めることができた。

■活動場所を確保する

・生協から、店舗の閉店にあたり、3年間は建物の無償貸与、4年目以降も、格安な賃貸料設定で貸与するとの申し出があった。

■店を整備する

- ・店舗内の備品は、もとの店舗の商品棚を活用した中の仕切りや、住民の寄付によるテーブル類など、無償提供によるものを多く活用した。
- ・準備期間中、主婦等のグループにより週1回の青空市を開催したところ好評を得て、住民との交流の深まりも確かめられた。また、検討状況を手書きのニュースで発信し続け、 住民との連携を絶やさないようにした。

■販売方法を検討する

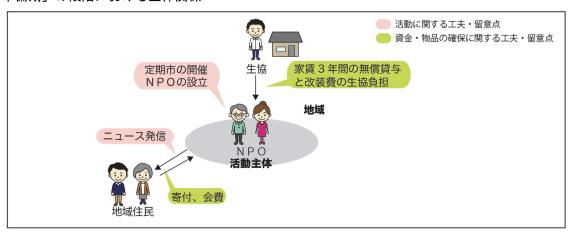
・スーパーのように全量仕入れでロスを出すことができないため、委託販売形式とし、事

業者ごとの POS ラベルがレジ集計される仕組み等を導入したことで、手数料収入を得るとともに、スタッフの負担も軽減できた。

■店舗運営に適した法人格を得る

- ・生協から、建物の無償貸与等の申し出の際に、NPO 法人を立ち上げることが条件として 提示されことを踏まえ、2005年2月より、住民の参加申込者でNPO 設立準備委員会と して活動し、同年10月にNPO 法人として設立、登記した。
- ・組織は、会員による総会と、10名からなる理事会、12名からなる事務局があり、会員 が施設運営スタッフとして働いている。
- ・活動資金は、NPO 法人の正会員及び賛助会員による会費がある他、地域住民からの寄付金がある。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「買い物できる場」の開設から運営を軌道にのせるまで

■食料品等の販売を始める

- ・ボランティアで8つのチームを作り運営している(①健康活動チーム、②食の支援チーム、③食事・喫茶サロンチーム、④惣菜チーム、⑤趣味活動チーム、⑥子育てサポートチーム、⑦生活サポートチーム、⑧広報活動チーム)。
- ・ボランティアは約 80 人の登録があり、自分の都合の良い日時に働ける任意のシフト交 代制を採用しており、日平均約 20 人で運営している。
- 経理は、定年退職した経理経験者のスタッフが行っている。
- ・交流スペースで開催している子育てサロンや 高齢者サロンは、共同募金会配分金や市の事 業補助を活用して立ち上げ、食育活動はレイ ンボー・パル基金の補助金を活用して必要機 材を購入した(いずれも単年度事業)。その後 は、自主運営している。

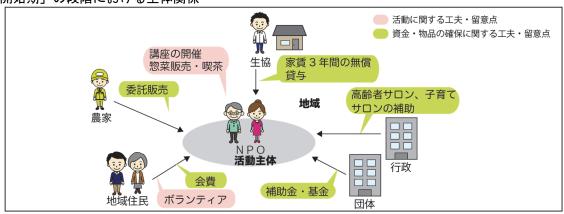
ひたちなか市高齢者ふれあいサロン事 業補助・子育てサロン事業補助の内容

- ・対象-高齢者相互および他世代との交流を深める活動、子育て家庭の親子が自由に集い、子育ての相談や交流する活動
- ・金額-10万円を限度

■調理品等の提供や行事開催をする

- ・シルバーリハビリ体操(週3回)、リタイヤした保健師さんによる健康相談(週1回)などの高齢者のための健康活動は、すべて参加費無料で開催している。
- ・趣味講座(現在 36 グループ)や各種学習講座も開催されており、参加者は多い。利用者からの講座参加料も、主な収入源の一つになっている。
- ・住民要望をふまえ、店舗内を複数のコーナーに分けて、買い物、食事・喫茶、休憩、催 事、情報・相談、貸しスペースなど多様な事業展開をしている。
- ・立ち上げた惣菜チームにより、地場産野菜を積極的に活用し、もともと店舗にあった調理室を使って調理したお惣菜や喫茶店のメニューを提供している。

「開始期」の段階における主体関係

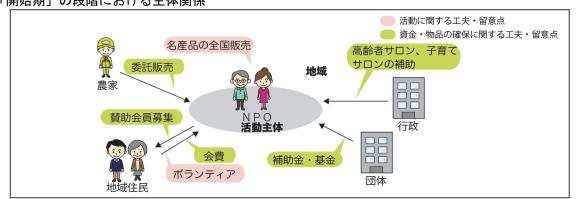


安定期 「買い物できる場」の運営継続

■安定的に買い物の場の運営を継続する

- ・干しイモの生産量が日本一の地域ということを活かし、5つの契約農家から商品を仕入れて全国に発送し、収入を得ている。
- ・気軽に利用できる場所として利用者に浸透してきた開店5年目から、賛助会員の募集を始めた。平成23年度の会費収入は約70万円となった。
- ・主な収入は、①正会員及び賛助会員による会費(1 ロ 1,000 円以上)、寄付金、②委託 販売方式の手数料収入、③施設の維持・管理のための利用者からの参加料で、収入合計 は概ね安定している。平成 23 年度は 2330 万円程度あった。

「開始期」の段階における主体関係



事例3 買い物できる場づくり

NPO 法人お互いさまねっと公田町団地「あおぞら市」

取り組み主体	・NPO 法人お互いさまねっと公田町団地
取り組み場所	・横浜市栄区公田町 740 番地公田町団地 1-1 ・団地内広場、【空き施設】空き店舗
取り組み概要	・見守り・生活支援 ・交流の場の併設、食料品等の販売、行事開催
主な運営・経営費	・利用者の利用料金・会費

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・公田町団地は、1964年から入居が始まった 団地で、高齢化が進む中、団地内のスーパ ーマーケットが撤退、その後コンビニエン スストアも撤退したことで、高齢者の買い 物が不便になり、孤独死も発生した。
- ・2008 年、公田町団地の自治会一部役員、民生委員、ボランティア等の住民が発起人となり「お互いさまねっと公田町団地」を立ち上げ、見守りネットワークづくりを進めつつ、空き店舗前で3年間、毎週火曜日に「あおぞら市」を開催してきた。
- ・2009 年より UR 都市機構と協議を進め、2010年4月、空き店舗を活用した交流サロン「いこい」を開設した。

時期	主な経緯
2008年6月	・「お互いさまねっと公田町団 地」発足
2008年8月~	・タウンミーティングを 5 回 開催
2008年10月~	·「あおぞら市」と「相談事業」 を開始
2009年2月	・横浜市の関係部局と団地の 管理者である UR 都市機構 で「栄区公田町団地安心住 空間創出協議会」を立ち上 げる
2009年9月	・NPO 法人認証、「NPO 法人お 互いさまねっと公田町団 地」となる
2010年4月	・空き店舗に交流サロン「お 互いさまねっといこい」開 設

■活動や施設の特性

- ・毎週火曜日、交流サロン「いこい」の店舗内と店舗前の広場で、野菜や魚、肉などの生鮮品や、惣菜・弁当等を売る「あおぞら市」を開いている。
- ・「いこい」では、日常的に、生鮮品以外の食料品 や日用品を販売しており、「ミニ食堂」として軽 食も提供している。



交流サロン「いこい」外観とあおぞら市

- ・また、「いこい」では定期的に「脳トレ麻雀教室」や「みんなのヨガ」などを開催して おり、6月から9月にかけてはビアガーデンも開催している。
- ・「いこい」開設前のあおぞら市でも、傍らにテーブル、イス、お茶を用意して、買った ものを食べられるようにしていた。



あおぞら市



弁当などの販売とテーブル席での談笑

3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8
月	火	水	木	金	土
定食 ちらし寿司 400円	お弁当	定食 トンカツ 400円	_{定食} スープ 餃子	定食 おろしハン バーグ 400円	カレー ライス 350円
うどん 300円	ューデ	うどん 300円	400円	うどん 300円	ゆで卵 50円
チャーハン 350円	惣京	チャーハン 350円	<限定15食> 提供時間	チャーハン 300円	うどん 300円
お餅 50円	菜	お餅 50円	11:30:~13:00	お餅 50円	お餅 50円

二食堂の軽食メニュー



脳トレ麻雀教室※



ミニ食堂の定食*



夏のビアガーデン*



親子教室※

(※出典:NPO 法人お互いさまねっと公田町団地ホームページより)

■高齢者による利用状況や効果

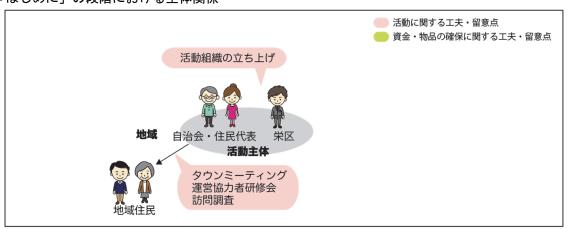
- ・団地内だけでなく近隣の戸建て住宅地の住民利用があり、毎日のように立ち寄る人や、 脳トレ麻雀教室などに毎週来る人がいる。
- ・趣味講座や季節行事や親子教室には、幅広い世代が参加して、交流が生まれている。

はじめに 「買い物できる場づくり」を始めようと思ったら

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

- ・2008年6月、公田町団地の自治会一部役員、民生委員、ボランテア等の住民が発起人となり「お互いさまねっと公田町団地」を立ち上げた。
- ・タウンミーティングを5回開催して、地域住民の声を踏まえて、事務局で相談事業やあ おぞら市の開催を検討した。
- ・運営協力者研修会(お話し相手ボランティア研修講座)を開催し、75名の参加があり、 29名の協力者登録を得た。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 「買い物できる場」の開設まで

■活動資金を確保する

・交流サロンの整備にあたっては、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用した。

■活動場所を確保する

- 「あおぞら市」は、空き店舗前の軒下で開催していた。
- ・団地内空き店舗の利用のため厚生労働省、国土交通省のモデル事業を受けて、空き店舗の管理者であるUR都市機構と、市の健康福祉局、まちづくり調整局、栄区の協議体である「安心住空間創出協議会」を設立した。
- ・3年間の「あおぞら市」の活動実績があったことが、空き店舗を活用した交流サロン「いこい」の整備につながった。
- ・店舗は、UR都市機構から半額の家賃で賃借している。

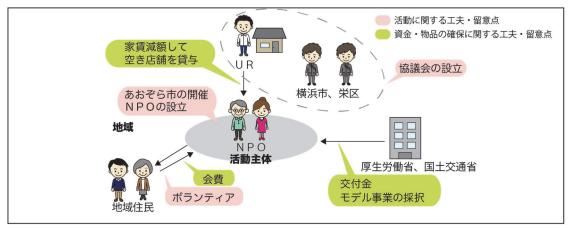
■店を整備する

・「いこい」の整備時は、ボランティアスタッフの家族に建築の仕事をしている人がいて、 内装の設計、テーブルや棚の制作、全体のコーディネートをしてもらい、温かみがあり、 使い勝手の良い空間ができた。 ・当初から、ミニ食堂の構想があり、調理室を整備した。

■店舗運営に適した法人格を得る

・任意団体のままでは、事業を展開していくうえでいろいろ不都合なことがあり、団体を NPO 法人化した。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「買い物できる場」の開設から運営を軌道にのせるまで

■食料品等の販売を始める

- ・「あおぞら市」や「いこい」では、専務理事2名を中心にボランティアスタッフにより 毎回の売れ行きを見ながら、必要な分だけ商品を仕入れて販売している。利用者の声を 聞きながら品目を選定して、運営費の確保のため、若干の利益を乗せて販売している。
- ・運営費は、NPO 法人の会費収入と、あおぞら市や日用品等販売等の売り上げと、区の助成金で成りたっている。

■調理品等の提供や行事開催をする

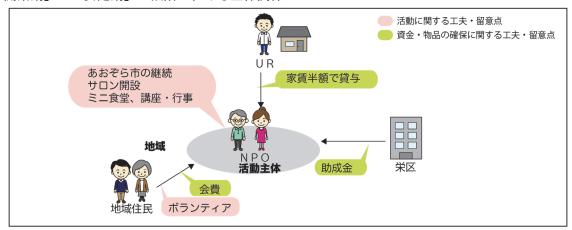
- ・「いこい」開設と同時に、ミニ食堂で毎日、軽食を提供している。ミニ食堂のオープン にあたっては、準備期のうちから調理室のある集会所で勉強会、試食会を重ねてメニュ ーを検討した。
- ・毎週水曜の「みんなのヨガ教室」や、不定期開催の親子教室などは、地域の人が教えに 来ている。

安定期 「買い物できる場」の運営継続

■安定的に買い物の場の運営を継続する

・活動開始当初より人数は減っているが、全員で20名弱のボランティアスタッフの登録があり、そのうち主に7~8人で運営している。

「開始期」~「安定期」の段階における主体関係



事例4 買い物できる場づくり

北九州フードデザート協議会「北九州オアシスマーケット」

取り組み主体	・北九州フードデザート協議会 一株式会社 吉勝 北九州市小倉北区魚町 4-2-17
取り組み場所	·北九州市門司区、後楽町団地内 ·【既存施設】団地内道路、集会所
取り組み概要	・食料品等の販売
主な運営・経営費	・利用者の利用料金

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・小倉旦過市場にある鮮魚店では、高 齢者が買い物に困っていること、市 場の将来のことを考え、新らたな商 売の形態を模索しなければいけない と考えていたところ、商工会議所で 紹介された中小企業診断士との相談 をきっかけに、仲間を含む3人で協 議会を立ち上げた。
- ・その後、高齢者の食の支援に関する 研究をしている北九州市立大学の先 生から、後楽団地の話を聞き、先生 と自治会の協力を受け、「移動式市 場」として「北九州オアシスマーケ ット」を開催した。

時期	主な経緯
2006年5月	・後楽町団地において、独居老人の孤 独死がメディアに出る
2007年7月	・後楽町団地において、北九州市立大 学アンケート調査
2010年5月	・北九州フードデザート協議会の設立
2011年6月	・第1回北九州オアシスマーケット開催(後楽町団地)
2011年7月	・第2回北九州オアシスマーケット開催(後楽町団地)
2011年11月	・第3回北九州オアシスマーケット開催(後楽町団地)
2011年12月	・第4回北九州オアシスマーケット開催(後楽町団地)
2012年3月	・第5回北九州オアシスマーケット開催(田野浦地区)
2012年10月	・第6回北九州オアシスマーケット開催(小倉南区中曽根地区サービス付高齢者向け住宅「クオーレ三光」)

- ・後楽団地は、独居老人が多く、2006年5月に孤独死が発生してTVなどでも取り上げられた団地で、4割近い住民が親しい知人・友人はいない、約4人に1人が困った時に相談する人がいない(注)など、自治会活動が低調な状態であった。
 - 注:北九州市立大学法政論集第37巻第4号(2010年3月)調査ノート、北九州市門司区市営後楽町団地の現状と問題点-2回にわたる調査からみえてきたもの--- 楢原真二

■活動や施設の特性

・協議会は、生鮮品のみならず、この取り組みに賛同し参加した加工品、日用品、サービス業等の事業者がパートナーとして参加しており、「北九州オアシスマーケット」は、必要に応じて様々な店舗が出店可能な形態となっている。



移動販売車と販売の様子

- ・開催方法は、大型タイプと小型タイプの2つの形式がある。大型タイプは協議会の複数の パートナーが参加したもの、小型タイプは生鮮3品等を主体としたパートナーが少ないも のである。
- ・また、大学生が参加するサポーター制度を設けており、移動式市場の開催にあたって、 サポーター制度を活用した大道芸の開催、音楽の演奏(大学のジャズ研が参加したこと もある)、高齢者等との会話(話し相手)などを行うこともある。
- ・現在、後楽団地では、大型のオアシスマーケットの開催が困難になりつつあり、毎週火 曜日の午前中に鮮魚等を扱う吉勝のみで出店していることが多い。
- ・なお、パートナーとして出店していた業者は、現在も協議会とのつながりがあり、外部 からの取材を受けた場合の情報は、随時提供している。また、不定期のイベント時には 声掛けを行っている。



後楽団地内の集会所





車内の様子



集会所の内の様子

■高齢者による利用状況や効果

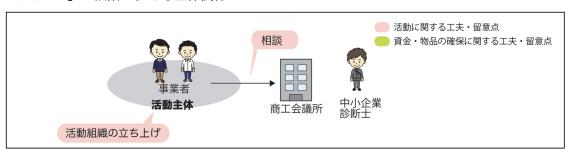
- ・後楽団地では、開催当初は、1回の開催で80名程度の方が買い物に来ていたが、現在で は30名程度となっている。
- ・開催当初は、団地内の人が主体であったが、現在は、メディアで紹介されたことや取り 組みが浸透したことにより、後楽団地以外の利用者もある。
- ・普段購入しに来る人が来ていない場合は、団地の方が家まで声がけに出かけているなど、 コミュニティ形成につながっている。
- ・後楽団地の取り組みはメディアに取り上げられ、周辺自治体からの見学もある代表例と なっている。また、町内会の方たちは、取材がきっかけで知り合ったテレビ局の方の発 案で、そばを食べる会を開催した。この取り組みは、お楽しみ会、クリスマス会となり、 みんなで集まる機会が増えた。

はじめに 「買い物できる場づくり」を始めようと思ったら

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

- ・商工会議所から紹介された中小企業診断士への相談がきっかけで、鮮魚店「吉勝」と精 肉店「とみくら」と WEB デザイン・グラフィックデザイン「ガレージインク」により協 議会を立ち上げ、活動を始めた。
- ・協議会は、中小企業診断士、北九州市立大学教授の2名が顧問として参加している。また、北九州商工会議所から支援を得ながら活動している。
- ・取り組みを始めるにあたり、何回か実験を繰り返していく中で、大型のオアシスマーケットを数か月に1度、生鮮3品が中心の小型のオアシスマーケットを毎週行うことにした。

「はじめに」の段階における主体関係

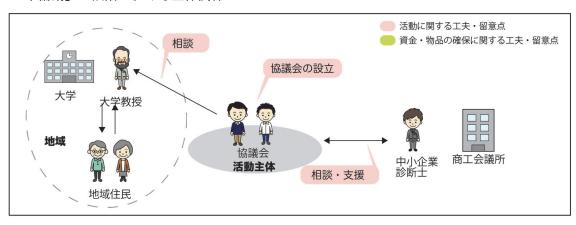


準備期 「買い物できる場」の開設まで

■活動場所を確保する

- ・活動の開催地を探していたところ、北九州市立大学の高齢社会の研究で後楽町団地を対象としたアンケート調査を知り、話を聞きに行ったことをきっかけに、後楽団地の状況を知り、協力することとなった。
- ・町内会が開催主体となることにより、市営団地内の道路を利用した「移動式市場」開催 について、市の理解を得られ、活動することが出来るようになった。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「買い物できる場」の開設から運営を軌道にのせるまで

■食料品等の販売を始める

・協議会では、後楽団地に加え以下の4か所で市場を開催していたが、現在は「門司区田 野浦地区」と「小倉南区中曽根地区」の2か所で活動をやめている。

<後楽団地について>

- ・商品は、吉勝の鮮魚等が中心であるが、要望があれば肉も販売している。
- ・肉は少量パックのものが主体で、また、魚も少量の切り身等を主体としている。
- ・1 匹ものの魚の販売希望もあるが、サバでも価格帯の異なる種類があること、調理ができない人もいること、スーパーとは売れる物が異なることなどの理由で、手軽に食べることができるものを主体とし、人気となっている。
- ・野菜は、以前から団地内で移動販売を行っている事業者がおり、現在は協議会として出 店は行っていない。(一時期行っていたが、購買力等の理由で打ち切りとなった)。
- ・販売しているお弁当は、コンビニ弁当と違い、季節ものを入れて手作りとすることで好 評を得ている。
- ・高齢者が利用しやすいよう、足が不自由な高齢者が来た場合でも、自治会の人が荷物を 持つなどのサポートをしている。
- ・冷凍機能付き車での販売は、購入しづらいとの声があり、町内会が市に要望を出したと ころ、乾物類や練り物などは集会所で販売できるようになった。
- ・後楽団地では、2~3万円/日程度の売り上げがあるが、月に1回の開催でもこの程度 の売り上げがない地区もある。

< 門司区田野浦地区について>

- ・コミュニケーションが少なくなっている地域において、マルシェ(市場)スペースをつくり、高齢者をはじめとする地域住民との交流を促す取り組みであった。
- ・この地区は、40~50年ぐらい前からスーパー等の買い物場所が少ないことから、配食などのサービスが早くから浸透し、食の確保に困っていなかったため、「移動式市場」はうまく機能しなかった。

<小倉南区中曽根地区について>

- ・高齢者向け住宅を中心に、周辺地域の方との交流の活性化としてお手伝いをしている。
- ・この地区は、周辺にスーパーが多いこと、自治会との協力を得ることが出来なかったことなどのため、福祉施設利用者がほとんどで、売り上げも低かった。

<「小倉北区泉台地区 出前市場とふれあいサロン」について>

- ・泉台校区社会福祉協議会と小倉北区社会福祉協議会が、泉台団地集会所で、月2回程度 野菜、魚、肉などを販売する朝市と、地区の高齢者が集う「ふれあいサロン」を同時に 開催している。
- 野菜は JA 北九が、魚や肉などは北九州フードデザート協議会が出店し、販売している。
- <「小倉南区葛原地区 わいわい市場 葛原」について>
- ・葛原校区社会福祉協議会が、葛原市民センターで、地産・地消として校区内で生産され た野菜、米、味噌、玉子、惣菜などを販売する朝市を月1回程度、開催している。
- ・もともと自治会で活動していたが、マンネリ化したため、協議会に声掛けがあり、北九

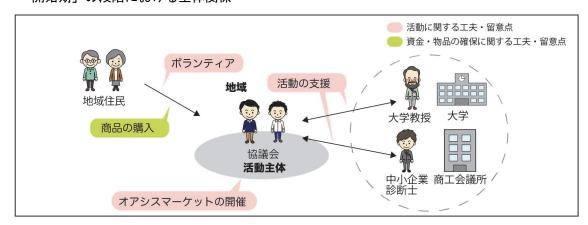
州フードデザート協議会が出店し、魚や肉などを販売している。

- ・後楽団地での取り組みがメディアに取り上げられたこともあり、買い物場所がなく困っている地域からの要望はよくある。ただし、これまで50か所程度の場所で、協議会の取り組みを紹介してきたが、必ずしも具体化には結びついていない。
- ・新たな地域に入る際は、自治会などの地元団体とコンセンサスを得てから入るようにしているが、多くの地域では反対者がいるなどして、地域に入っていけない状況もある。
- ・月1回程度の市の開催だと、利用者に対して突然来たような印象を与えること、地域と の良好な関係づくりが難しいことなどから、継続的な開催が難しい部分がある。
- ・出品した商品の余りは、オアシスマーケットの参加業者が責任を取る形態にしている。 そのため、購買力が弱い状況では、継続していくのが難しい。
- ・協議会では、いろいろな地域での取り組みを踏まえ、堅実な活動ができる体制の再構築 が必要があると感じており、不定期だが、昨年秋から内部の勉強会を開催している。

<北九州オアシスマーケット・サポーター制度>

- ・北九州オアシスマーケットに賛同する大学生を中心としたサポーター制度で、買物弱者 という社会的問題をボランティアでなくビジネスとしての活動を通して学び、提案出来 るサポーター組織を目指したものである。
- ・参加してくれた学生は、2012年と2013年の北九州大学での講義がきっかけで北九州大学、 九州大学等の学生が参加しており、後楽団地等で協力をしてもらっていた。
- ・現在は、協議会の活動自体が停滞しているため、学生の方に手伝いをしてもらう機会自体が減っていること、参加していた学生が卒業・就職したことなどが原因で、現在は活動が出来なくなっている。

「開始期」の段階における主体関係



事例5 居場所づくり

松浜本町商店街「松浜こらぼ家」

取り組み主体	・松浜本町商店街
取り組み場所	・新潟県新潟市北区松浜本町 2-13-7 ・【空き施設】空き店舗
取り組み概要	・居場所の整備・運営 ・展示会などの行事開催
主な運営・経営費	・補助金(市)、利用者の利用料金

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・新潟市郊外の古くからある商店街で、周囲は昭和 40 年代から土地区画整理事業などにより整備された戸建て住宅地である。
- ・水と土の芸術祭 2009 において、PR のために商店街組織が「かわら版」を発行するようになり、庄屋の分家だった古民家(現在のこらぼ家)が展示場の1つとなった。

時期	主な経緯
2009 年	・水と土の芸術祭 2009 開催(7 月〜 12 月) ・松浜地区は展示場の1つとなった
2010年1月頃	・商店街が主体となって空き店舗であった古民家の活用を検討開始
2010年7月	・「松浜こらぼ家」オープン
2011年9月	・水と土の芸術祭 2012 のプレイベント「松浜地区心意気 ART フェスタ」開催

・空き店舗となっていた古民家を活用して、地域のやすらぎの場をつくろうという気運が 高まり、水と土の芸術祭 2012 のプレイベントの開催をきっかけに、検討が進んだ。

■活動や施設の特性

- ・商店街の玄関口に立地する古民家で、内部には 洋室、和室、図書コーナーがあり、ゆっくり休 んだり、商店街で買い物したものを持ち寄って 食事したり、自由に利用できる。営業は平日午 前9時~午後5時。
- ・土間のテーブル席は、通りに面してガラス戸とし、道行く人から見えやすいよう工夫している。
- ・展示会や作品展、抹茶教室、社会福祉協議会による軽体操や講座などの催しも開催している。



松浜こらぼ家外観

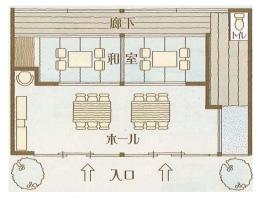
・土・日・祭日は、各種団体、サークル等の活動、ギャラリー、ミニコンサート会場として、貸し出し(貸切も可)を行っている。



1 階正面側の洋室



1階奥の和室



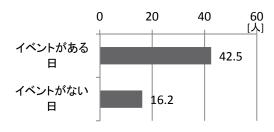
松浜こらぼ家平面図

■高齢者による利用状況や効果

- ・高齢者の女性と小学生の放課後利用が多く、月に300~400人程度の利用者がいる**。トイレを使いに寄る人もいる。
- ・しばらく見ない知人とばったり会える、人のつながりができる場となっている。
- ・周辺からの利用者が多く、ごく近隣の利用者は少ない。バスや自転車を使って、ここに 来る利用者もいる。
- ・イベントの開催日のほうが利用者数は多い※。
- 毎週木曜、囲碁の会に無料で貸す代わりに、留守番しながら囲碁を楽しんで頂いている。
- ・奥の和室は、学校の放課後や夏休み等に子どもが利用している。子どもがここで遊んでいるのを大人が見て、とても喜んでいる。地域の絆や安らぎを感じられる場となっている。



こども達も立ち寄る奥の和室



イベントの有無と一日平均利用者数[単位:人]

(※スタッフ日誌による調査結果:対象期間 2011年11月10日~2012年3月31日)

はじめに 「居場所」づくりを始めようと思ったら

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

- ・任意組織である商店街組織のかわら版部会において活動を進める中で、当時の商店街組織会長の強い意向もあり、商店街組織が主体となり空き家であった古民家を再生し、地域の人が気軽に立ち寄れ、利用できる、地域のやすらぎの場をつくろうという気運が高まった。商店街組織の部会の1つとして「こらぼ家部会」ができた。
- ・まち全体で、老若男女で、いろんな組織でコラボしよう、という思いから施設名も「こらぼ家」と名付けた。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 「居場所」の開設まで

■活動資金を確保する

・古民家の改修等は新潟市の「頑張るまちなか支援 事業」の補助(補助率 2/3)を受け、残りを商店 街組織からの支出と、各店舗からの出資金から捻 出した。

2010 年「頑張るまちなか支援事業」による補助内容

- · 事業内容 改修、広告宣伝費等
- ・金額-2/3 補助で 428 万円

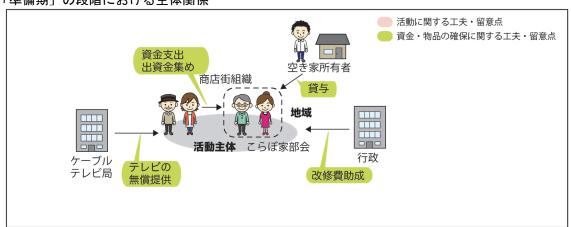
■活動場所を確保する

- ・商店街の玄関場所に建つ元庄屋の空き店舗を家賃を払って借りている。
- ・以前から、商店街組織の PR イベントの会場として利用していた。

■居場所を整備する

・ケーブルテレビ局からテレビの無償提供があった。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「居場所」の開設から運営を軌道にのせるまで

■居場所の運営を始める

- ・活動組織は、館長・スタッフ・会計で構成している。
- ・開始当初は、市からの補助を受けて、有償のスタッフに来てもらっていた。開館時は常に1人はいるようにしている。スタッフは、商店街のエプロンをつけている。利用状況等を把握するため、「日誌」をつけて、申し送りしている。
- ・開設時は商店街組織として負担したが、運営費は担当部会の独立採算制としている。
- ・有料でコーヒー (1 杯 100 円) を提供している。ただし利用は少なく、一日平均の売上は 141.5 円で採算はとれていない。(※スタッフ日誌による調査結果:対象期間 2011 年 11 月 10 日~2012 年 3 月 31 日)
- ・運営費は、こらぼ屋の運営について「北区拠点商業活性化推進事業計画」に位置づけられ、5年間(通常は3年)補助を受けている。その他、「商店街空き店舗対策事業」を利用し、家賃補助を受けていた。空き店舗対策事業を活用する場合、利益を出してはいけないというルールがある。

2011・2012年「商店街空き店舗対策事業」による助成内容

- 事業内容-家賃補助
- ・金額-賃借料の 2/3 補助で 72 万円

■ギャラリースペース運営や行事開催をする

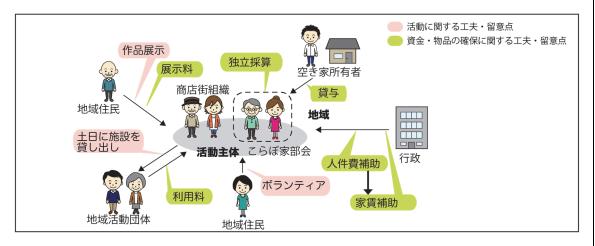
- ・こらぼ家では、展示会や作品展などの催しも開催している。写真等の展示料を、ケース バイケースで払ってもらっている。
- ・土・日・祭日は、各種団体やサークル等の活動、ギャラリー、ミニコンサート会場として、貸し出し(貸切)を行っている。
- ・社会福祉協議会と連携して、月1回の健康体操や、オレオレ詐欺対策のレクチャーなど を開催してもらっている。
- ・活動は、行政があまり関わっていないものの、それにより幅広く活動できている面がある。 一方で、現在の人員でできる活動の幅には限りもある。

安定期 「居場所」の運営の継続

■安定的に居場所の運営を継続する

・現在は無償のボランティアスタッフ2名で運営している。商店街組織の高齢化もあり、 高齢者自らが運営主体となっている。

「開始期」~「安定期」の段階における主体関係



事例6 居場所づくり

NP() 法人ウイングかべ「可学展」

MFU 広入ソインソかべ「町天産」	
取り組み主体	・NPO 法人ウイングかべ
取り組み場所	・広島県広島市安佐北区可部3丁目34-1 ・【空き施設】空き家
取り組み概要	・交流の場の整備・運営、行事開催 ・喫茶店の整備・運営
主な運営・経営費	・他事業からの収益

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・都市部と中山間地の間に位置する。 病院やスーパー、区役所等の施設が 近くに立地する一方で、自然豊かで 歴史的な町並みが残る地域である。 しかし、旧商店街は行き詰まってい る地域であった。
- ・障がい者の共同作業所の運営主体で あった「NPO 法人ウイングかべ」 と、旧道の古民家等を再生・活用し ようとする「可部街道のまちづくり の会」の想いが合体し、古民家を再 生し、障がい者の働く場となる、地 域住民のためのサロンをつくるこ とになった。

時期	主な経緯
1991年	・共同作業所としてウイング開所
1999 年	・ウイングが現在地に移転
2000年	・喫茶ウイングでクッキー製造の営業許可
2003 年	· NPO 法人化
2004 年	・小規模通所授産施設として認可
2006 年	・可笑屋 オープン
2007年	・可笑屋二期工事
2008年	·自立支援法移行(B型、地活Ⅲ)
2009 年	・エール竣工、可笑屋第三期工事完成
2011年	・20 周年記念行事
2012年	・亀楽庵開所、相談支援センター開所

■活動や施設の特性

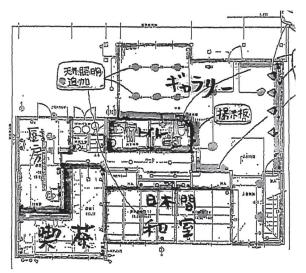
- ・街道沿いの築 150 年の古民家を再生して、9 時 ~18 時まで「コミュニティサロン」と「喫茶 可笑屋 | からなる地域の交流拠点を運営してい る。(第2週、第4週の日・月定休)
- ・喫茶と気軽に参加できる趣味の教室、町内団体 の会議、コンサートや絵画・写真の展示、町内 イベントの会場などの諸室があり、月6回程度 の定期的イベントが開催されている。



施設の外観

・1階のコミュニティサロンでは、絵画や写真、手芸品、可部地区の情報を集めたインフ オメーションコーナーがあり、お菓子や特産品、スケッチ画・絵葉書の販売も行ってい

- る。コーヒー、カレーの飲食ができる喫茶・食堂「可笑屋」がある。
- ・2階には交流スペースがあり、コンサートや落語・講談、演劇などができるホールがある。また、3つに仕切ることで会議や会合、食事会など様々な利用も可能となっている。



1 階平面図



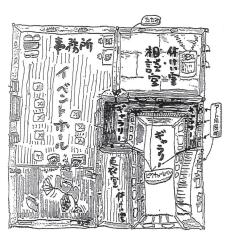
1階の喫茶スペース



1階の販売スペース

■高齢者による利用状況や効果

- ・定期的なイベント開催や観光客の利用もあり、 近年の利用者は1万人を超えている。イベントの ある日のほうが利用者数が多い。
- ・誰でも自由に使え、喫茶もあるため人を呼びや すいなどの理由で、定期的に使う方が徐々に増 えている。



2階平面図



1階の喫茶の運営



ギャラリー



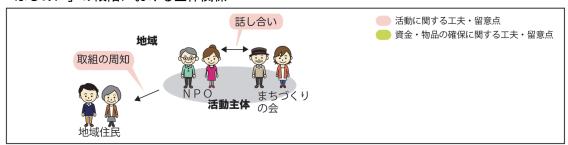
2階の交流スペース

はじめに 「居場所」づくりを始めようと思ったら

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

- ・地域に住む精神障がい者のための働く場所や集いの場を提供するために開所した共同作業所ウイング(1991年7月開所)の活動から始まった。
- ・ 具体的な活動立ち上げまでに3年間の話し合いの過程があった。
- ・地域への活動周知を行い、地域住民・団体との協力体制を作り出した。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 「居場所」の開設まで

■活動資金を確保する

- ・施設整備にあたり、地域住民へ個別訪問して、協力依頼のための募金活動を行った。
- ・地域振興・町並み保存などまちづくりの人たちの願いも受けて、3期にわたって延べ1000人を超える住民による募金(900万円以上)とボランティアによって整備された。
- ・施設開設までの第1期工事にあたって、個別訪問により募金を募り、600人・50団体から寄付を受け、募金活動が評価されて共同募金による緊急支援も受けた。
- ・「福祉医療機構」の補助金も受けている。

2005 年度「独立行政法人福祉 医療機構・長寿・子育て・障が い者基金助成事業」による助成 内容

- ・事業内容-精神障がい者の就 労・自立と地域の憩い・交流 の拠点づくり
- ・金額-200 万円

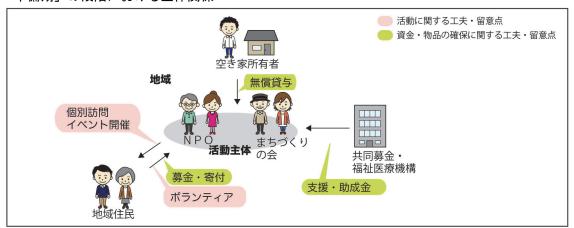
■活動場所を確保する

- ・可部夢街道沿いの築 150 年の古民家(繭問屋である旧松井邸)を再生した。
- ・家主から、どういう使い方をするのか、利用価値を高めるものか、障がい者が利用されることが近隣の方にご迷惑をかけることになりはしないか、などが問われたが、一年かけて、活用の青写真を描き、さらに「可部街道のまちづくりの会」による家主と一年近い交渉の末、合意を得て、無償貸与を受けた。

■施設運営に適した法人格を得る

- ・共同作業所ウイングの運営に関して法律が変わり、「小規模通所授産」という認可の仕 組みができ、それに移行するために法人格が必要であった。
- ・社会福祉法人より、障がい者が地域で自立した地域生活を送れるよう、具体的な支援の 展開を図るため、NPO 法人が良いのではないかと考え、2003 年 11 月に共同作業所ウ イングを「ウイングかべ」として NPO 法人化した。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「居場所」の開設から運営を軌道にのせるまで

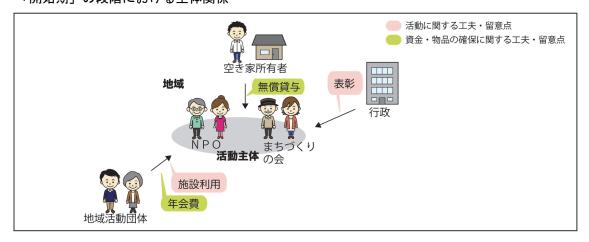
■居場所の運営を始める

- ・NPO 法人ウイングかべでは、就労継続支援(B型)事業所「ワークショップウイング」 として「喫茶可笑屋」(かわらや)とお菓子工房「エール」の運営を行っており、全体 で約 40 人の通所者がいる。
- ・コーヒーやカレーライスを有料で提供する「喫茶可笑屋」では、コーヒーを入れる専門 知識を取得した精神障がい者、約5人が交代でスタッフとして働いている。
- ・2008年6月に、近隣の民家とともに「広島市街づくりデザイン賞(街並み部門)」を受賞した。

■ギャラリースペース運営や行事開催をする

・利用者には、NPO 法人の会員になって年会費を払ってもらい、展示やコンサート、会議等で施設を利用してもらっている。(個人正会員年間3千円、個人賛助会員2千円、団体会員3万円、団体賛助会員1万円)

「開始期」の段階における主体関係



安定期 「居場所」の運営の継続

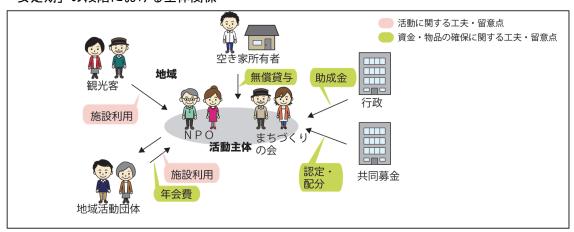
■安定的に居場所の運営を継続する

- ・旧道の古民家を活用していることで、町並み散策者の観光利用も増えている。
- ・2009年の第3期工事(屋根、2階の整備) には、共同募金地域テーマ(可笑屋修復屋 根)募金と、「広島市まちづくりファンドふ むふむ」の補助金を利用している。
- ・共同募金地域テーマ(可笑屋修復屋根)募金は、自分たちで380万円集めて、成功報酬として配分された。

2009 年度「広島市まちづくりファンド ふむふむ」による助成概要

- ・対象団体:広島市民等による、また は市内のNPO団体等
- ・活動企画内容-コミュニティサロン・可笑屋の改装による活性化事業
- ・金額-330 万円

「安定期」の段階における主体関係



事例7 居場所づくり

NPO 法人としま NPO 推進協議会「みんなのえんがわ池袋」

取り組み主体	・としま NPO 推進協議会
取り組み場所	・東京都豊島区池袋 3-30-21 ・【空き施設】空き店舗
取り組み概要	・交流の場の整備・運営、行事開催
主な運営・経営費	・利用者の利用料金

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・池袋駅からほど近い商店街であるも のの、空き店舗や空き家が増えてい た。
- ・区が実施した NPO と行政によるワークショップから、コミュニティサロン的な場をつくりたいという活動が始まり、「個を活かし、個をつなげ、みんなが助け合える地域社会の実現を目指す」ことを目的に「としま NPO 推進協議会」(任意団体)として正式に発足した。

時期	主な経緯
2004年	·豊島区「行政と市民との協働のルール づくりワークショップ」実施
2005年	·「としま NPO 推進協議会」(任意団体) として組織発足
2007年7月	· 「みんなのえんがわ池袋」 開設のため、 商店街活性化事業協議会立ち上げ
2007年10月	· 豊島区の補助事業 「空き店舗対策支援 事業」の採択
2007年11月	・コミュニティサロン「みんなのえんが わ池袋」開設
2008年5月	・えんがわ市、リサイクルフリーマーケ ットを開催開始
2009年2月	・NPO法人としま NPO 推進協議会と して認証・設立
2010年10月	·「空き店舗対策支援事業」による家賃 補助終了
2012年6月	· 第 50 回えんがわ市、リサイクルフリーマーケット開催

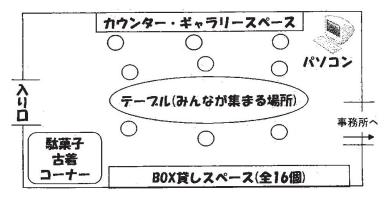
■活動や施設の特性

- ・年末年始・お盆を除く毎日午後1時~5時に、サロン事業を開催している。サロン利用は無料で、利用者の希望に応じ、飲み物(一杯100円)、駄菓子を有料で用意している。
- ・ギャラリースペース、BOX 貸しスペースを有料 で貸し出している。また、サロン事業の開催時間 以外に、俳句教室等の開催や、学習塾などへの貸 しスペース事業も行っている。



施設の外観

・通りを挟んだ池袋第二公園で、定期的にえんがわ市(フリーマーケット)を開催している。これによる収益をベースにサロン事業を拡大している。



施設見取り図



「みんなのえんがわ池袋」入口



テーブルとギャラリースペース



施設前の公園でえんがわ市の開催

■高齢者による利用状況や効果

- ・利用者は、200人/月程度あり、利用者を限定しないため、高齢者のみならず、若者、子育 て中の主婦、外国人、障がい者等の利用もある。
- ・利用者は、気軽な立ち寄り場所としてだけでなく、特定のスタッフとのコミュニケーション を目的として利用する場合もある。
- ・えんがわ市には、地域住民など 200 名程度の利用者があり、地域の活動団体の宣伝の場にもなっている。

はじめに

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

- ・区が実施した市民と行政の協働によるまちづくりのワークショップで、コミュニティサ ロン的な場をつくりたいという話があり、提言だけでなく、自分達でできる課題解決を しようと活動をスタートし、任意団体である「としま NPO 推進協議会」が設立された。 地域で自立して取り組もうとする活動団体には、行政も力を貸してくれる。収益を目指 した活動ではないことに、行政の理解もある。
- ・まずはこの地域のことをよく知るために、フィールドワークを行った。そこで、コミュ ニティサロンのような場が必要ではないか、という話になった。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 「居場所」の開設まで

■活動資金を確保する

・サロンとなる活動場所を探していた時 に、商店街関係者から「区の空き店舗対 策事業を活用してはどうか」という話が あった。「みんなのえんがわ池袋」開設 にむけて、区の「空き店舗対策支援事業」 を受けて、初年度に改装費用、その後2 年間家賃の補助を受けた。

2005 年度「豊島区空き店舗活用事業」によ る助成内容

- ・事業内容-商店会等が行う商店会内の空 き店舗を活用した事業経費の一部を補
- ・対象事業:商店街コミュニティ施設整備 事業(保育施設、高齢者向け施設、地域 交流サロン等)
- ・金額-改装費用の2/3と、家賃の2/ 3の補助

■活動場所を確保する

・コミュニティサロンのような活動場所を探しているなかで、商店街側から声がかかり、 空き店舗となった元パン屋を活用することになった。

■居場所を整備する

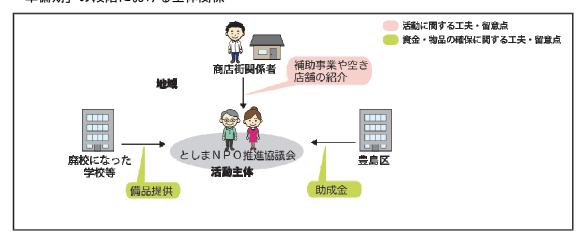
・机、椅子などの備品については、廃校の学校等からもらって整備した。

■施設運営に適した法人格を得る

「みんなのえんがわ池袋」は、設立当初は任意団体だったが、行政などからの信頼を得 たり、各種の補助金を受けるため、NPO 法人として認証を受けた。なお、当時は法人

格がなかったので、理事の一人がやっている NPO 法人エコ・コミュニケーションセンターと協力して、えんがわのある商店街(池袋仲通り商店会)とともに助成金を申請した。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「居場所」の開設から運営を軌道にのせるまで

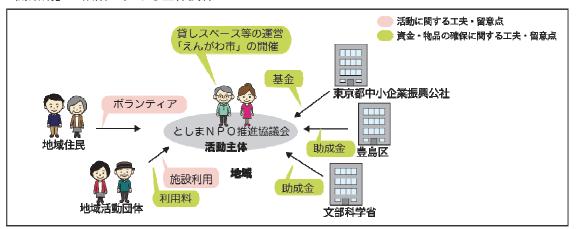
■居場所の運営を始める

- ・行政からの補助期間は有償でスタッフを雇っていたが、終了後は、地域のボランティア の方 10 名程度の当番制で運営する活動になった。
- ・毎日異なるスタッフが利用者の利用状況等を把握するため、スタッフが「日誌」をつけており、申送りしている。利用者も何度か利用するうちに名前を名乗られるので、日誌でも共有することにより、きめ細かい対応が可能となっている。
- ・開設後の補助金としては、区の商店街いきいき販売促進事業、東京都商店会パワーアップ基金、文部科学省のコミュニティ地域活性の補助金などを活用した。
- ・豊島区の商店街いきいき販売促進事業を商店街のマップやホームページの作成に、東京都の商店街パワーアップ基金(平成19年度)をえんがわの自然クラブ(田植えなど)の活動費に、文部科学省のコミュニティ地域活性の補助金を人件費に充てた。

■ギャラリースペース運営や行事開催をする

- ・有料で、ギャラリースペース (3500 円/7日)、BOX 貸しスペース (2000 円/1 か月) を貸し出している。また、事務所スペース (6 畳程度) を利用して、子供向けの英語教 室等が開催されている。
- ・「えんがわ市」を公園で定期的に開催している。平均 15 店舗程度の利用があり、他の団体にとっても取り組み周知の場となっている。焼きそばやお赤飯、飲物などの販売を行うとともに出店料により活動費を得ている。なお、公園利用は区から占用許可をもらっている。

「開始期」の段階における主体関係

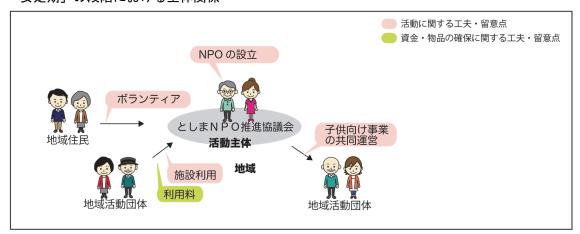


安定期 「居場所」の運営の継続

■安定的に居場所の運営を継続する

- ・「みんなのえんがわ池袋」の利用料等を活動費として、独立採算で運営している。
- ・ニーズに応じて活動してきた子供向けの活動の規模が大きくなったので、子供向け行事として開催しているえんがわ自然クラブを、他のNPO法人との共同運営として、えんがわの事業とは切り離している。

「安定期」の段階における主体関係



事例8 居場所づくり

NPO 法人福祉亭「福祉亭」

取り組み主体	· NPO 特定非営利活動法人福祉亭
取り組み場所	・東京都多摩市 ・【空き施設】空き店舗
取り組み概要	・交流の場の整備・運営、行事開催
主な運営・経営費	・利用者からの利用料金・会費 ・団体の会費 ・補助金(市・都)・UR 都市機構の家賃減額

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・多摩ニュータウンは 1971 年の 入居開始から 40 年が経ってお り、初期入居地である諏訪・永 山地区では、街区によっては高 齢化率 30%を超えるところも ある。一方で、廃校で空いた学 校施設や商店街の空き店舗な ども増えていた。
- ・こうした中、在宅自立の高齢者 の日常の趣味・交流活動や介護 予防を支援する様々なサポート拠点が、行政、NPO 法人、 任意団体、個人などによって設 立、運営されるようになってき ている。
- ・福祉亭は、多摩市で開催された 市民懇談会「多摩市高齢者社会 参加拡大事業運営協議会」がき っかけとなり活動が始まった。



(出典:「多摩ニュータウンの再生・活性化プロジェクト研究 安心して住み続けられる街へ」首都大学東京 L. P. Project Ⅲ 郊外型住宅都市賦活更新研究)

時期	主な経緯
2001年	· 市民懇談会「多摩市高齢. 者仕会参加拡 大事業運営協議会」開催
2001年9月	·高齢者いきいき事業として東京都と多摩 市から3年間の補助金が交付
2002年1月	・世代間交流の場として「ライブハウス永 山福祉亭」が商店街空き店舗で活動を開 始
2003 年	・無償ボランティアによる「永山福祉亭」 に運営移行
2004年2月	・東京都に法人登録。NPO 特定非営利活動 法人福祉亭となる。「福祉亭」となる
2004年4月	・自主運営を開始
2005年4月	・東京都のミニデイ事業を受けて【ミニデ イサービス】を開始

■活動や施設の特性

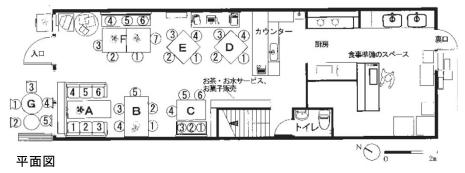
- ・商店街の空き店舗を活用して、月曜〜土曜の 10 時~18時、日曜は月1回13時30分~16時まで 営業している。
- ・当初の構想では、食事・喫茶(有償)だけだったが、利用者の意見を採り入れ、アルコール類の提供や趣味活動の場の提供を行っている。
- ・健康体操やよろず相談等の曜日別提供プログラム も提供している。



施設の外観



趣味活動もできる喫茶スペース



出典: 余錦芳ほか「多摩ニュータウン高齢者支援スペース・福祉亭の活動と利用の実態について-多摩ニュータウンの高齢者支援スペースと利用者の地域生活様態に関する研究(その1)一」日本建築学会計画系論文集(2012年1月)

■高齢者による利用状況や効果

- ・福祉亭の利用者はほぼ諏肪・永山地区である。ユニークな活動内容や商店街に位置していることもあり地域住民による認知度は高く、自由に過ごすことのできる居場所として、常連利用者を中心として人気も高い。
- ・年間を通じて毎日の日課のように通う利用者や、日中の居場所として半日を過ごす利用者がいる一方、週1、2回または月に1、2回など定期的に通う利用者もいる。
- ・食事、喫茶、民生委員への相談など、多様な生活支援を行うことにより、利用され、利用者がスタッフと顔なじみになることなどにより、定期的な利用者の受け入れ、地域の見守りの場としての役割を果たしている。

はじめに

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

・2001年に多摩市で開催された市民懇談会「多摩市高齢者仕会参加拡大事業運営協議会」 がきっかけとなり活動が始まった。その中の福祉部会が、現在の「福祉亭」の骨格とな る「居場所づくり」を構想した。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 「居場所」の開設まで

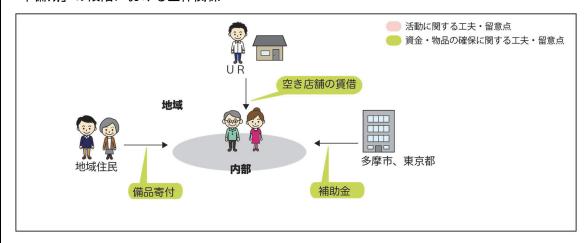
■活動資金を確保する

・市民懇談会「多摩市高齢者仕会参加拡大事業運営協議会」で構想した内容が、高齢者い きいき事業として東京都と多摩市から3年間の補助金が交付された。

■居場所を整備する

- ・多摩ニュータウン永山地区近隣センター商店街の空き店舗を改修して開設した。
- ・テーブルなどの家具は手作りである。また、冷蔵庫、ソファー、椅子、食器やポットな ど、多くの備品は住民からの寄付や譲り受けたものである。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「居場所」の開設から運営を軌道にのせるまで

■居場所の運営を始める

- ・当初3年間の運営は東京都と多摩市からの補助金(1,250万円)で賄われていたが、補助金交付終了1年前に運営方針を見直し、市民に参加を呼びかけ無償ボランティアによる運営へ移行した。
- ・中核メンバー(理事長1名と理事5名)と、約100名(現在は50名程度)登録されている一般ボランティアで運営している。
- ・毎日 $6 \sim 10$ 名が活動しており、 4 時間以上働くボランティアには交通費相当を支払っている。
- ・当初は食事・喫茶(有償)だけだったが、利用者の意見を取り入れ、アルコール類の提供や囲碁・将棋などの趣味活動の場の提供も行う現在の運営の形になり、年間売上が約900万円で、人件費が不要ということもあり経常黒宇の自主経営となった。

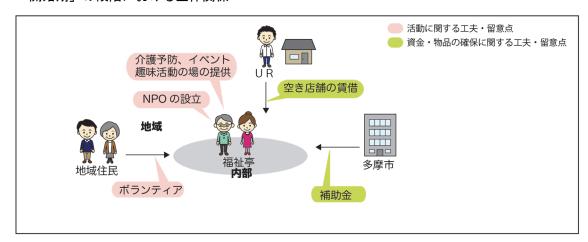
■ギャラリースペース運営や行事開催をする

・介護予防や趣味活動、世代間交流イベントなど様々な活動プログラムがある。これらの スケジュールは毎月の福祉亭発行の情報紙「いきいき新聞」に、地域情報、利用者から の投稿などとともに掲載されている。

■施設運営に適した法人格を得る

・補助金による運営から自主運営に移行した後、賃貸契約先の UR 都市機構の求めに応じ、 団体を NPO 法人化した。

「開始期」の段階における主体関係

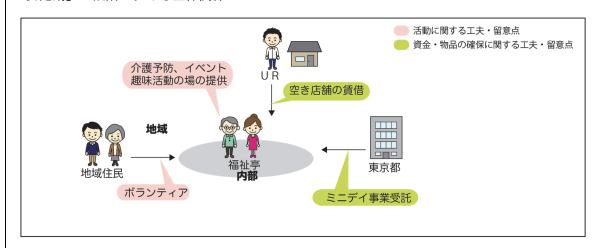


安定期 「居場所」の運営の継続

■安定的に居場所の運営を継続する

・東京都のミニデイ事業を受けて、ミニデイサービスを開始。年間 60 万円の補助金(都 1/2、市1/2)を受けて運営している。

「安定期」の段階における主体関係



事例9 居場所づくり

宝塚市社会福祉協議会「ふれあい鹿塩の家」

取り組み主体	・宝塚市社会福祉協議会
取り組み場所	・兵庫県宝塚市鹿塩1-9-28・【空き施設】空き家
取り組み概要	・高齢者、子育て世代等の交流 ・デイサービスの場の併設
主な運営・経営費	・利用者の利用料金、その他の事業(介護報酬)

取り組みの背景と特性

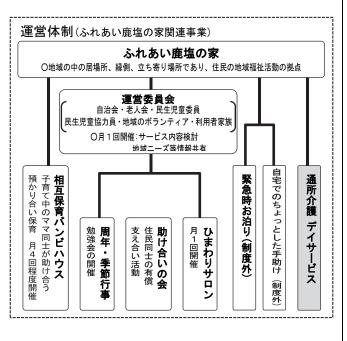
■立地特性と取り組みの背景

- ・戦後の宅地開発、昭和60年以降のマンション建設等により人口が増加した地域である。
- ・阪急線東側に位置し、平たんな地形で、1km圏内に鉄道駅、買物ができる店等の生活関連施設が立地している。
- ・開設準備期から、年齢や障害の有無 にかかわらず誰でも気軽に利用でき る居場所にしたいと考え、地域住民 等と「運営委員会」を設置した。

時期	主な経緯
2005年7月	・運営委員会立ち上げ
8月	・デイサービス事業所として開設
9 月	・ひまわりサロン開始(運営委員会主催)
12 月	・相互保育バンビハウスが設立され、翌
	1月から保育開始
2006年10月	・訪問介護(ホームヘルプサービス)の
	ヘルパーを配置(2007 年度まで)
2009年4月	・運営委員会による高齢者助け合いの会
	が活動開始。のちに、対象者を高齢者
	と限定しない、助け合いの会となる
2012 年10月	・ひまわりの家を開設(ふれあい鹿塩の
	家の隣家)。ひまわりサロンおよび相
	互保育バンビハウスをひまわりの家
	で開催している。

■活動や施設の特性

- ・「ふれあい鹿塩の家」は、住宅地内の 民家を使った施設であり、2005年8 月に宝塚市社会福祉協議会が提供す る小規模なデイサービス施設として 開設した。
- ・開設当初からある「ひまわりサロン」 は、住民による運営委員会で運営し ており、地域の集まりに地域で自由 に使える貸部屋もある。
- デイサービスの利用時間は、9時30 分~17時30分が基本となっている。



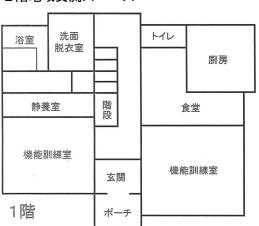
・ご近所同士の預かりあい保育は、母親たちがそれぞれ責任をもってお互いに子どもを預かり、助け合う相互保育で、開設翌年から自主的に開催されている。なお、2012年10月からは、利用者が増えて手狭になったため、隣家の「ひまわりの家」を借りて活動を行っている。



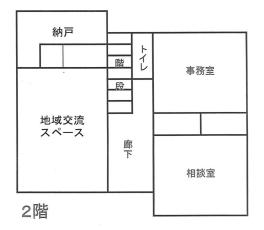
鹿塩の家 外観



2階地域交流スペース



ひまわりの家



ふれあい鹿塩の家・平面図

■高齢者による利用状況や効果

- ・利用者は高齢者が主体で、地域住民も「鹿塩の家」の2階の交流スペース、相談コーナー、隣家の「ひまわりの家」での「ひまわりサロン」、「バンビハウス」等の活動を通して、食事づくり、話し相手として参加し、多世代の交流を図っている。
- ・助け合いの会の活動は、当初、独居の高齢者を対象とした手伝いであったが、現在は対象者を限定しない活動に発展している。準備期から自治会、老人会等がかかわっていることもあり、地域での交流の場にもなっている。
- ・利用者の多くは、概ね半径1km以内に住んでいる。

はじめに 「居場所」づくりを始めようと思ったら

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

- ・開設に向けた準備期は、介護保険事業が施設から地域へという時期で、社会福祉協議会 としても地域で何かできないかと考え、活動拠点となる空き家を探した。
- ・また、デイサービス事業を地域に受け入れてもらうとともに、地域住民等の居場所とするため、地域住民に、この施設を地域のために利用できないかと相談を持ちかけ、理解 を得たことにより、活動が始まった。
- ・設立に向け、地域のことを良く知っている老人会、自治会、民生委員、介護保険利用者 の家族等による運営委員会を設立し、「ひまわりサロン」の開設等を検討した。
- ・運営委員会はその後も月1回開催し、「ひまわりサロン」の運営だけでなく、鹿塩の家の 方向性や行事、必要なサービスについての話し合いを行っている。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 「居場所」の開設まで

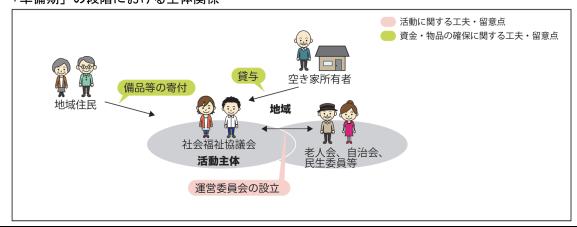
■活動場所を確保する

・元自治会長の親族が所有する家で、転勤に伴い 2005 年 4 月に空き家となり、地域活動への活用の申し出があり、利用することとなった。

■居場所を整備する

・デイサービスなどに必要な設備は揃えたが、家具、家電などの備品は、必要なものをリスト化したチラシを近隣に配り、寄付してもらった。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「居場所」の開設から運営を軌道にのせるまで

■居場所の運営を始める

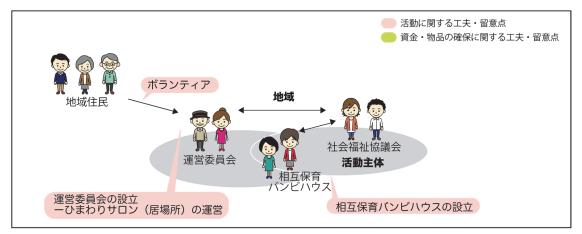
- ・「ふれあい鹿塩の家」および「ひまわりの家」は、宝塚社会福祉協議会が借りて、運営委員会とともに運営している。
- ・正規職員2名(看護師、介護福祉士)、契約職員6名、登録ボランティア35名で運営している。
- ・ひまわりサロン(居場所)は、お菓子やお茶を楽しみながら、参加者(住民や利用者同士)が知り合う場、交流の場になることを目的に月1回開催(参加費100円)している。
- ・なお、デイサービスの利用時間は、8時30分~17時30分が基本となっている。一日の 定員は13人で、送迎範囲は半径1Km圏内となっている。

■ギャラリースペース運営や行事開催をする

- ・地域の母親が2005年12月に「相 互保育バンビハウス」を設立 し、翌1月から、子どもを持ち、 互いに子どもを預かり、助け合 う「預かり合い保育」を自主的 な活動として始めた。
- ・介護が必要でない人も、デイ サービス利用者と昼食を一緒 につくって食べたり、イベン トや行事を一緒に開催するな どの交流がある。



「開始期」の段階における主体関係



安定期 「居場所」の運営の継続

■安定的に居場所の運営を継続する

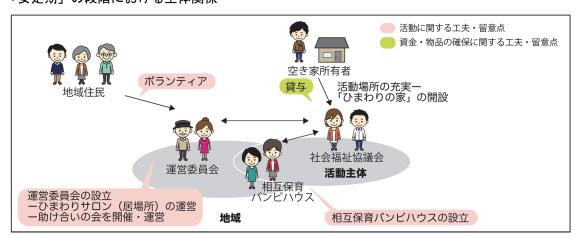
<相互保育バンビハウスの活動の充実>

- ・相互保育バンビハウスは、2006年1月から始まった取り組みだが、2008年度からは乳児の預かり合い保育(ホップ組)も開始した。
- ・また、当初は、鹿塩の家で開催していたが、利用者が増え手狭になったため、2012年10月から「ひまわりの家」の名称で隣家を借り、バンビハウスの活動の場として利用している。なお、「ひまわりの家」で、バンビハウスによる「子育てママのサロン」も開催している。
- ・「ひまわりの家」は、地域に必要な施設としての理解を得て、空家であった隣家の所有者 からの利用申し出を受けて、借りることになり、住民活動の場として子育てサロンとし て利用を始めている。

<助け合いの会の活動開始>

- ・開設から4年後には、運営委員会の話し合いから、通院や買い物など地域内での軽度の 助け合い活動を始め、現在では「助け合いの会」として活動している。
- ・介護保険などの制度上のサービスの狭間を埋める活動で、住民から自発的に生まれた活動である。助け合い活動の中の検討にあたっては、地域の実態把握調査を実施した。
- ・当初は、独居の高齢者を対象に電球の取り替えやエアコン掃除引越し時のゴミ捨て支援 などを行っていたが、現在は対象者を限定せず、地域の中の困りごとに対応している。
- ・利用料金は1時間600円(30分300円)だが、実際は活動者が簡単にできる依頼が多く、 無償で行われていることが多い。
- ・活動登録しているボランティア数は30名程度で、対象者は鹿塩地域の住民としている。 なお、登録せずにお手伝いに来ている方もいる。

「安定期」の段階における主体関係



事例 10 居場所づくり

南医療生活協同組合「生協のんびり村」

取り組み主体	・南医療生活協同組合
取り組み場所	・愛知県東海市加木屋町栗見坂 11-1 ・【空き施設】空き店舗
取り組み概要	・誰でも使える地域交流館、喫茶 ・グループホーム等を併設
主な運営・経営費	・他事業からの収益

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・生協のんびり村は南加木屋駅から 500m 圏に立地しているが、駅周辺および駅東 側の住宅団地等では、店舗をはじめ日常 生活を支えるような生活利便施設の立 地は多くない状況である。
- ・施設ある場所は、かつて農地であったが、 所有者の生協への土地の貸し出しの申 し入れをきっかけに検討が始まった。

活動	や施言	ひの	特性
/ 1 = /	\~ /III.	עט צו	7 7 7 1 1

・生協のんびり村は、南医療生協を母体とするが、東海市ブロックの組合員、職員が主体となって、地域交流館、小規模多機能ホーム、グループホーム等からなる「のんびり村」を整備・運営している。

時期	主な経緯	
2005年6月	・東海市ブロックに百人会議「飛 躍会」を設置	
2005年10月~06年3月	・自治体への訪問、懇談を行い、 交付金事業として採択される	
2006年8月	·「のんびり村まつり」を開催、地域住民と交流や近隣の訪問活動 (夕焼け訪問)を展開	
2007年7月	・「ブロック流しそうめんまつり」 を開催。新規組合員募集により、 約 1000 万の増資を集めた。	
2007年12月	・「のんびり村・村びらき」地鎮祭 を開催	
2009年4月	・小規模多機能ホーム等、施設全体が完成	
2009年5月	・喫茶「ちゃら」開始	

・さくらまつり、壮年祭り、盆踊り、餅つきなどのお祭りも開催している。



地域交流館おひまち



喫茶ちゃらの外観



喫茶ちゃらの内部



グループホームほんわかの内部

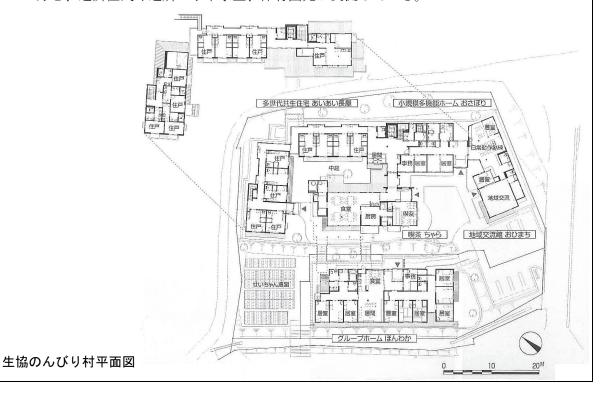
■高齢者による利用状況や効果

- ・地域交流館「おひまち」では、組合員や地域住 民が企画講座を開催し、周辺住民や施設利用者 を主体に、近隣市町村の利用者も参加している。 60 才前後から年配の方が多い。
- ・喫茶「ちゃら」の利用者は、一人暮らしの高齢 者等、周辺の住民、隣接した市立施設の利用者 や講座参加者、医療生協組合の正教員等であり、 約8~9割は徒歩での来店である。



せいちゃん農園

- ・せいちゃん農園は、近所の高齢者ボランティアの協力で運営している。
- ・地域交流館、喫茶等の誰でも使える施設の併設により、地域の組合員や地域住民が集まり、立ち寄れる場所となり、他の介護事業所と比べ、地域との関わりが高くなっている。
- ・さくらまつり、壮年祭り、盆踊り、餅つきなどのお祭りでは、グループホーム等の施設 の方と、近隣住民や近所の小中学生、保育園児が交流している。



はじめに 「居場所」づくりを始めようと思ったら

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

- ・土地所有者の生協への土地貸与の申し入れをきっかけに、2005 年東海市ブロックに百人 会議「飛躍会」を設置し、介護事業所のつくりかた、活動の広め方など、組合員の意見 を聞きながら構想をつくった。
- ・「107 プラン」と称する運動を展開することとし、組合員を 5,200 人から 7,000 人にふやすこと、建設費の約 2 割の 6,000 万円の出資金を募る計画とした。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 「居場所」の開設まで

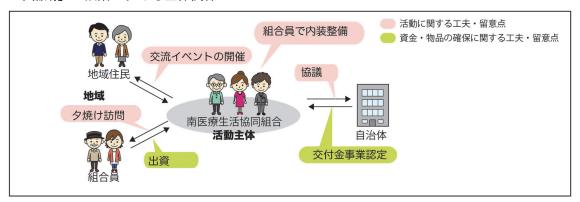
■活動資金等を確保する

- ・「生協のんびり村」づくりのお知らせ、協力依頼等のため、組合員と職員のペアで組合員 宅を訪問する「夕焼け訪問」に取り組んだ(1日に $6\sim7$ 組、合計 $12\sim14$ 名が活動)。 訪問後は、どういうご意見があったかを全員で共有し、継続的に取り組んだ。
- ・建設予定地を利用し、キッズダンスチーム等の参加を得た「のんびり村まつり」や、流 しそうめん等のイベントを開催し、地域住民との交流を図った。
- ・ブロック流しソーメンまつりでは、総勢 60 名の参加やその日一日で持ち寄りの出資が 1,000 万円を越えることもあり、これらの活動の結果、建設費の目標額を達成した。
- ・「夕焼け訪問」では、施設で働くヘルパー、パートの募集も併せて行なったため、開設時 の職員確保が行いやすくなった。
- ・なお、第3次介護保険事業計画の改訂時期でもあったため、建設にあたっては時間をかけて自治体と協議を行い、グループホームなどの福祉施設部分は、市から地域介護交付金事業の認定を受け、3,000万円の交付を受けた。
- ・ただし、地域交流館「おひまち」および喫茶「ちゃら」は、公的な補助を受けていない。

■居場所を整備する

・建設にあたり、ウッドデッキづくり、ワックスがけ、カーテンレール等の内装整備、植 栽・庭づくり等は、組合員が自ら行った。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「居場所」の開設から運営を軌道にのせるまで

■居場所の運営を始める

- ・地域交流館「おひまち」には、スタッフがいないため、管理者が受付をしている。
- ・地域交流館「おひまち」は、隣接した市立のコミュニティ施設に比べ、利用料がやや高く(市立施設は170円/半日。地域交流館は300円/1時間)、利用率は高くない。
- ・地域交流館では、パッチワーク、オカリナ、ちぎりえ、お花などの講座や、組織の会議 などに利用されている。
- ・講座は、組合員の企画が主体だが、地域住民などの外部の方の企画もあり、講師が名古 屋市から来ることもある。

■ギャラリースペース運営や行事開催をする

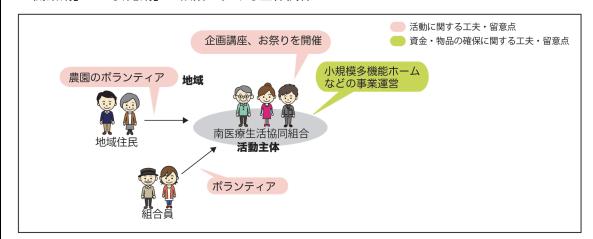
- ・組合員のボランティアが 13~14 人登録し (理事は除く)、交代で喫茶「ちゃら」の運営 をしている。
- ・喫茶では、珈琲 200 円、モーニングセット 300 円とお手頃の価格で提供しており、この 売り上げは月 8 \sim 10 万円である。
- ・経費は約3万円/月で、利益の出た分は、のんびり村全体の運営に回している。

安定期 「居場所」の運営の継続

■安定的に居場所の運営を継続する

・収支状況は、地域交流館「おひまち」単独では赤字だが、小規模多機能ホームとの併設により補っている。

「開始期」~「安定期」の段階における主体関係



事例 11 居場所づくり

NPO 法人白十字在宅ボランティアの会「暮らしの保健室」

取り組み主体	・NPO 法人白十字在宅ボランティアの会
取り組み場所	・東京都新宿区戸山 ・【空き施設】空き店舗
取り組み概要	・健康、医療、介護等の相談 ・交流の場の整備・運営、行事開催
主な運営・経営費	・補助金(国、区)、寄付金、書籍販売

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・東京都新宿区のJR 新宿駅から 1.5km 圏内、都営大江戸線の東新宿駅から 徒歩 5 分程度の都営住宅「戸山ハイ ツ」に位置する。
- ・近くには国立国際医療研究センター、 東京女子医大病院、JCHO東京山手 メディカルセンター、JCHO東京新 宿メディカルセンターなど、大きな 病院が立地している。

時期	主な経緯
2001年	·株式会社ケアーズ白十字訪問看護ステ ーションを設立
2006 年	· NPO 法人白十字在宅ボランティアの 会を設立
2007年	・市民公開講座を開始
2010 年	・市民公開講座の参加者と「がんの相談 窓口」をつくるための検討を始める
2011年7月	・暮らしの保健室をオープン

- ・戸山ハイツは、戦後軍の練兵場跡地に建てられた住宅を 1960 年代から 1970 年代にかけ 高層にした、全 35 棟・約 3,000 戸におよぶ広大な団地で、高齢化が急速に進み、高齢化 率 45%を超えている。
- ・暮らしの保健室は、戸山ハイツの1階空き店舗(敷地面積は約70 m²)を利用して、開設された。

■活動の特性

- ・暮らしの保健室では、ボランティアスタッフの 他、看護師・保健師・薬剤師・栄養士などの専 門職が対応し、健康・医療・介護等の困りごと をワンストップで受け止め相談にのっている。
- ・相談を聞く中で、相談の背後にある問題を把握 し、複数の適切な窓口へつないでいる。
- ・平日の午前9時~午後5時に相談を受け付けて おり、予約の必要はない。相談は無料である。



施設の外観

・お茶やコーヒー等の提供、疲労回復やリラクゼーション効果のある「整膚」の施術など を実施している。 ・市民公開講座や、訪れる方の意見を反映した研究会等を開催している。



気軽に訪ねたくなるよう工夫された内装



個別相談ができるスペース

■高齢者による利用状況や効果

- ・暮らしの保健室を訪れる方は、気軽に立ち寄れる場所ができたことで、訪れた方同士で雑談をするなど居場所のようになっている。
- ・暮らしの保健室ができたことで、病院に行く 必要があるかなどの相談ができるようにな り、普段飲んでいる薬の量が減ったり、病院 へ行く回数が減ったなどの意見が聞かれる。
- ・団地内に住む高齢者について、同居していない子供から、台風が来ているから団地内の家に行って状況を見てほしいなどの電話を受ける関係が出来ている。
- ・一人暮らしの高齢者からは、午前9時からオープンしていることで、訪れやすいという声が聞かれる。
- ・暮らしの保健室は、元々がん患者の相談支援 の場を想定して開設されている。がん患者と 家族の相談は、病院と違いゆっくり話を聞い てもらえて、自分で考えをまとめられたなど、 自己決定支援につながっている。



入口先に設けられた簡易ベンチ



個室にできるよう移動式の間仕切り



暮らしの保健室に来る方の作品を展示



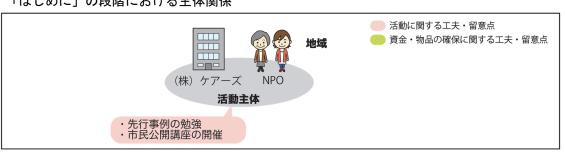
シャワーも完備したトイレ

はじめに 「居場所」づくりを始めようと思ったら

■仲間づくりと活動イメージの共有をする

- ・医療や介護などのサービスは窓口が多く、どこへ行けばよいか分からないことや気軽に 相談できる場所がない現状に対する課題を持ち始めた。
- ・がん患者が悩みをいつでも相談できる場所であるスコットランドの「マギーズ・キャン サー・ケアリング・センター」を先行事例として勉強するとともに、視察に行き知識や ノウハウを得た。
- ・がんにまつわる実態を多くの人に身近に感じてもらえるよう、がん患者を持つご家族に 実体験を話してもらう市民公開講座を開催を始めた。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 「居場所」の開設まで

■活動場所を確保する

- ・市民公開講座を開催した際に、参加者である戸山ハイツの空き店舗のオーナーが、店舗 を有効活用したいという意向を表明してくれたので、相談窓口をつくるために改修する 計画に結び付いた。
- ・空き店舗のオーナーと話をする中で、窓口をがんに限定するのではなく、広くひらいて いく方向で話がまとまっていった。

■活動資金を確保する

- ・活動資金の確保などのため、活動したいことのイメージを文書としてまとめ、お願いに 歩き回った。
- ・建物の内装整備費用は、約 1,200 万円かかっており、そのうちの 1/3 程度を空き店舗のオーナー、残りの 2/3 程度を自費とした。
- ・活動資金は、厚生労働省の「住宅医療連携拠点事業」に応募して採択され、2011 年度 から 2012 年度にかけて約 3,400 万円の資金を確保した。

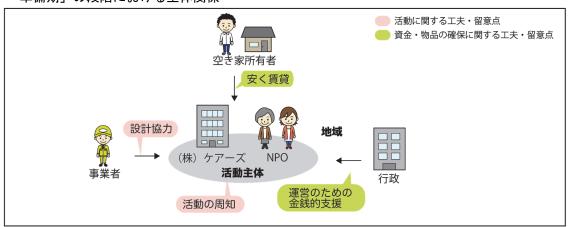
■施設を整備する

- ・日本の福祉関連の施設は、空間の質がよいものが少なく、訪れたくなるような雰囲気を 出すため、空間の質にこだわった整備を行った。
- ・自然素材をふんだんに使った明るい室内、お茶を入れるための小さなキッチンのあるカ

ウンター、訪れた人がそこでお茶を飲んだりおしゃべりをしたりできる大きなセンター テーブル、間接照明の配置、トイレはシャワースペースも整備など、独特の緊張感のないリラックスした場となるよう工夫した。

- ・空き店舗であった施設は、面積が小さいことなどから、間仕切りを設けないよう工夫することで、開放感のある空間となるよう工夫するとともに、個別の相談などがあったときに話がしやすいよう可動式の間仕切りを採用した。
- ・空間設計にあたっては、設計者と一緒にスコットランドの「マギーズ・キャンサー・ケアリング・センター」を視察し、空間イメージを共有した上で設計を行った。設計に係る労力・費用の多くはボランティアとして協力を得た。
- ・暮らしの保健室の名称は、いろいろな悩みを持った方が訪れたり、団体外からも訪れた りできるという意味合いを込めるなど工夫をした。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 「居場所」の開設から運営を軌道にのせるまで

■居場所の運営を始める

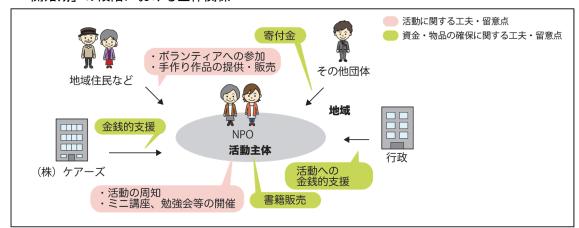
- ・暮らしの保健室の存在を知ってもらうため、チラシやポスターをつくり、団地内に配ったり掲示したりした他、自治会長に話をした。
- ・また、オープンに合わせて隣接する国立国際医療研究センターの医師などからの提案で、 熱中症・脱水予防講座を開催することで、活動の PR を行った。
- ・その他、読売新聞に大きく紹介され、「新聞で見たわよ」と何人もの方が訪れて来た。
- ・スタッフは、専門職以外に登録しているボランティアが30数名いる。好きな日・時間 に入れるよう融通がきくように配慮してシフトを組んでおり、常に2~3名が待機でき るようにしている。ボランティアのほとんどは在宅介護の経験者である。
- ・ボランティアは、かつて相談者として来室した人が登録したり、近所の人が加わるなど して、少しずつ地域の一般の協力者が増えている。
- ・暮らしの保健室を訪れた方をノートに記録する他、個別の相談にのる場合はカルテに詳細に記載して、スタッフ間で情報を共有している。
- ・活動資金は、活動に対する寄付金が大きく、書籍販売などで確保する他、新宿区からの 助成金、株式会社ケアーズから確保している。

・運営費用は、人件費も含めて年間 1,000 万円程度かかっており、ボランティアの交通費は出している。

■ギャラリースペース運営や行事開催をする

- ・暮らしの保健室の入口正面には、暮らしの保健室に来る方の作品を展示していて、季節 感が演出されている。
- ・日常生活に役立つ手作りの商品を作成して、販売もしている。
- ・暮らしの保健室では、連携拠点の活動の一環として、寄せられた相談などを元に、地域 の関係職種が生の声で月1回程度のペースで検討を重ねていく勉強会を開催している。
- ・地域住民向けに、熱中症・脱水予防講座の他、数回シリーズで、循環器やがん・緩和ケアの専門医よるミニ講座を開催し、情報提供や教育啓発を行っている。

「開始期」の段階における主体関係



事例 12 身近な道路・公園の維持管理

大城花咲爺会

取り組み主体	·大城花咲爺会			
取り組み場所	・沖縄県北中城村大城区 ・集落内及び世界遺産中城城跡へ通じる県道 146 号沿い			
取り組み概要	・道路の美化管理 ・造形作品の設置 ・外部との交流			
主な運営・経営費	·補助金(大城自治会、沖縄県中部振興会)、寄付金、公募型助成金			

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・沖縄県の中南部に位置する北中城 村大城地区は、人口 390 人余の集 落で、2000年2月に世界文化遺 産に登録された「中城城跡」に隣 接し、重要文化財「中村家住宅」 をはじめとする様々な文化遺産 に恵まれた地域である。
- ・北中城村は、景観づくりを意識し た取り組みを行っていて、1994 年度から実施した古城周辺歴史 的景観整備事業の基本計画、実施 計画を住民参加により作成した。
- ・1997 年度に大城・荻道両区の道 路沿いにランを植えたことをき っかけに、ランの植栽・管理など を目的として「大城花咲爺会」を 発足した。

時期	主な経緯
1994 年度~ 1997 年度	・大城・荻道を対象に、住民参加によっ て村が「古城周辺歴史的景観整備事
1007 平皮	業」の基本計画及び実施計画を作成
1997 年度	·「観光地修景緑化事業」と称して村から提供された熱帯産のラン 4,000 本
	以上を、県道沿いと集落内の各所に区
	民全体で植栽した
1999 年 10	·村長と自治会長との間で紳士協定である「古城周辺景観協定」が結ばれた
月	・「花咲爺会発足について」という簡単
	な企画書を作成し、「大城花咲爺会」
2001	を発足
2001年5月	・自治会総会に「大城の地域づくり構想」
	を提案し、その構想の中で「花咲爺会」 の活動が位置づけられた
2002 年	・ムーンライトコンサートの開始
2003 年	・スージグヮー週末美術館の開始
2004年	・沖縄県立芸術大学が「大城芸術の里彫
	刻カジマヤー計画」をつくり、大城地
	区の地域づくりの支援を開始
	·教員や学生が制作した石の彫刻と素焼
	きの彫刻テラコッタを寄贈して村内
	に展示

■活動の特性

- ・定例活動は、毎月2回(第1・第3日曜日)を 活動日として、県・村道の除草や花壇づくり、 草花・ラン・樹木の植栽管理、造形作品の設置、 道路の清掃やゴミ拾いなどの実施。
- ・季節イベントの開催(梅雨明けの満月の頃にム ーンライトコンサート、地域全体を美術館と見 清掃活動の様子(ランの植栽)



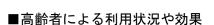
立てた秋のスージグヮー (路地) 美術館。これらは 2007 年まで自治会と共催していた

が、2008年から自治会主催に統一)。

- ・シンポジウムの開催(健康な地域づくり、世界遺産のふるさとづくり、魅力ある地域づくり)。
- ・活動を進めていくうちに花や緑の苗を会員自ら作り、公募型助成金を活用するなどして 入手。大城応援団の園芸業者から無償提供される苗も植栽。区内のミニ公園の管理も自 主的に行うなど活動範囲が広がった。



大城・荻道地区の道路沿いのラン



- ・午前中の定例活動後、区民や花咲爺会のたまり場である東屋の「大城喫茶店」でビールを飲みながらユンタク(おしゃべり)をして、街づくりの夢を語っている。月を眺めながら思いついたムーンライトコンサート、大城地区の地域づくり構想に定められた芸術の里づくりを具体化したスージグヮー美術館は、地区の恒例行事になっている。
- ・大城喫茶店でのユンタクでは、頼むことなく、 近くの住民がてんぷら等のつまみの差し入れ を持ってくることもあり、地域との交流の場 ともなっている。
- ・団体内部では、家に引きこもりがちの中高年 男性が外出することによる「健康づくり」や、 地域貢献による「生きがいづくり」につなが っていると評価されている。



歩道に設置された区民手作りのシーサー



活動後のユンタクの様子 (大城喫茶店)



ムーンライトコンサートの様子



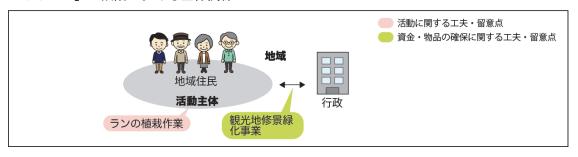
スージグヮー週末美術館の様子

はじめに 道路・公園の維持管理を始めようと思ったら

■仲間をつくり、活動イメージを共有する

・観光地修景緑化事業として県と村の補助を得て、大城・荻道両区の道路沿いに熱帯産のランを植えることになり、区内の男性を中心とするボランティアが毎週土曜・日曜の午前中汗を流し、約3ヶ月を要して植え付けを行った。これにより、地域づくりへの気運が高まっていった。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 道路・公園の維持管理を開始するまで

■活動の体制をつくる

- ・大城地区の中高年男性が集まる会合において、ビールを飲みながらまちづくり談義を している中で、「大城には、中村家住宅もあるが県外の武家屋敷と比較しても、スケー ルが小さく、ここを訪れる観光客は満足しているだろうか」という話題が上がり、「集 落全体を花や緑で埋めると素晴らしい景観が創り出せ、観光客が集落を散策すれば満 足してもらえるだろう」という意見に集約された。
- ・「花咲爺会発足について」という簡単な企画書をつくり、十数人の男性で話し合って会 を発足させた。

■活動物品・資金を確保する

・花咲爺会の会費はなく、活動物品は持ち寄りにより活動を行った。

「準備期」の段階における主体関係



開始期 道路・公園の維持管理を開始し、軌道にのせるまで

■定期的な清掃活動を始める

- ・会員は55歳以上の男性とすることとし、当初は月1回の活動とした。
- ・会のモットーの一つである「強制しないこと」は、活動の継続の秘訣である。自治体が整備、地元ボランティアが管理するという体制が地域住民の率先した活動で根付いた。
- ・活動は「趣味が共通しているグループであること」、「男性だけにしていること」、「活動を強制せず、協力が少なくても批判しないこと」、「外部の評価を受けること」、「応援団の協力があること」などが活動の積み重ねにより不文律となり、継続の要因となった。
- ・定例活動後、飲み物持参の地域住民のサロン「大城喫茶店」で反省会を開始した。

「開始期」の段階における主体関係



安定期 道路・公園の維持管理を継続する

■安定的に清掃活動を継続する

- ・活動範囲が拡大している中で、月1回の定例活動では十分な管理をすることができなくなり、月2回の定例活動を実施している。
- ・自治会の下部組織でない任意団体が集落内の環境を勝手に手を付けることでトラブル が発生する恐れもあることから、「花咲爺会」の活動を位置づけた「大城の地域づくり 構想」を自治会総会に提案・承認してもらった。
- ・これにより、大城自治会から活動資金を得ており、その他に沖縄県中部振興会から補助金(県道管理の報奨金)を受け、毎月の固定の活動費としている。
- ・その他、活動を支援する人々からの寄付金や、公募型助成金を活用して活動資金にあ てている。
- ・2004 年、沖縄県立芸術大学は、「大城芸術の里彫刻カジマヤー計画」をつくり、大城地区の地域づくりの支援を開始した。大学関係者が大城の地域づくり構想を読み、彫刻を愛している人々が多くいることに感動したことが、活動を取り組むきっかけの一つになっている。大学の彫刻専攻科の教員や学生が作製した素焼きの彫刻を地域に寄贈して、村内に展示されている。この事業は2007年まで大城自治会が受け入れ、その後、村文化協会と教育委員会が連携して受け入れて、2013年に終了した。2014年以降も継続される見通しである。

・活動を継続する中で、歩道沿いの花々、彫刻の設置、ゴミが落ちていない環境が徐々にできたことにより、村内外から注目され、新聞、テレビで紹介され始め、近隣市町村からも散策等に来る人が増えたことにより、活動が継続的なものとなっている。

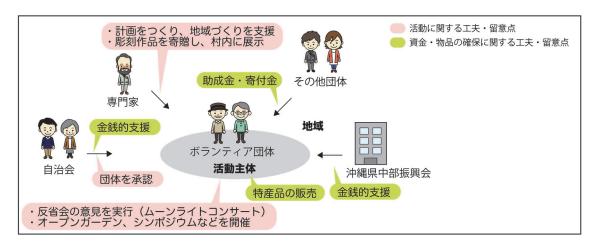
■花植え活動を行う

・行政が整備した集落内のミニ公園や空き地に花を植えたり、県道沿いの花壇を手入れ したり、道路沿いに植えられたランの手入れなどを行っている。

■イベントを開催する

- ・定例会後の反省会で「満月のころここで音楽を聴くと最高だろうね」という話になり、 ムーンライトコンサートを開催した。6月下旬から7月初旬の満月の頃に、アマチュ アの演奏家による野外コンサートを開催し、演奏を楽しもうという趣向で、継続的に 取り組んでいる。(2007年まで自治会と共催、以降は自治会主催に統一)
- ・芸術の秋にふさわしい行事として、11 月初旬に集落全体を美術館と見立てた「スージ グワー週末美術館」に取り組んでいる。小学校の生徒から、婦人会、老人会の会員ま で幅広く参加してもらい、様々な作品を展示している。展示する作品について、共同 制作として「面シーサー」をつくり、それを手づくりの穴窯で焼き上げる本格的な陶 芸も行っている。(2007 年まで自治会と共催、以降は自治会主催に統一)
- ・スージグワー週末美術館の期間中、オープンガーデンやミニコンサート、中村家住宅 でのプロの作品展などを開催している。
- ・その他、シンポジウムを開催している。「健康づくりフォーラム」では地域づくりに関 わることが、実は健康づくりにつながるという体験を語り合ったりしている。
- ・ムーンライトコンサートと週末美術館等の開催は、村の財政支援を受けていたが、予 算面での支援が打ち切られることをきっかけに、手づくりの面シーサーや枯れ木に着 生したランなどをみやげ品として販売している。

「安定期」の段階における主体関係



事例 13 身近な道路・公園の維持管理

グループけやき

取り組み主体	・グループけやき、花づくりグループさくらの会
取り組み場所	・東京都板橋区前野町1丁目48番地 ・けやきの公園
取り組み概要	・公園の維持管理 ・交流イベントの開催
主な運営・経営費	・補助金(区)、イベント収入金

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・板橋区の南部、東武東上線のとき わ台駅から約600m圏に位置する 地域で、マンションや戸建住宅が 混在し、近くに富士見台小学校が 位置する。
- ・工場併用住宅の跡地で相続に伴い 売却予定であった土地を、会の中 心メンバーが区に公園整備を要 望することで区が取得し、板橋区 木造賃貸住宅地区整備促進事業 を活用して防災公園として整備 した。
- ・整備の検討にあたり、板橋区として初めて住民参加型による公園づくりに取り組み、公園管理に係る協定を結んで活動を開始した。

時期	主な経緯					
1999~2000	・住民参加のワークショップ開催(9回)					
年	による公園整備の検討					
2000年4月	・公園の開園式					
	・ワークショップの参加メンバーを中心					
	に、公園管理のためのボランティア団					
	体「グループけやき」、公園内の花壇					
	を管理するボランティア団体「さくら					
	の会」を結成					
	・区と里親の間で「公園の里親制度」の					
	協定締結、活動開始					
2002 年	・「陽だまりコンサート」を毎年秋に開					
	催開始					
	・「防災体験 in けやき公園」を毎年秋に					
	開催開始					
2003 年	・「寄せ植え講習会」、「餅つき大会」を					
	開催開始					
2004年	・「こいのぼり大会」、「七夕まつり」を					
	開催開始					

■活動の特性

- ・毎週日曜、午前9時(夏季は8時)から公園の 清掃・除草、設備や柵の簡易な補修等
- ・花壇の手入れ、樹木の剪定、堆肥づくり
- ・陽だまりコンサート、防災体験大会、餅つき体験大会、こいのぼり大会、七夕まつり、芋煮会、ハーブティーの寄せ植え講習会など年8回の地域交流イベントを開催
- ・けやき通信・さくらの会通信の会報発行、ホー



生垣修理作業の様子

ムページによる広報活動

・日常的な維持管理活動は、グループ結成当初、花植えや垣根の補修等の活動が多かったものの、時間が経つにつれ、公園内施設の汚れ落としやトイレの清掃・電球替え、 花壇内樹木の剪定等が定例になっている。



寄せ植え講習会の様子



公園でのコンサートの様子

■高齢者による利用状況や効果

- ・毎週の活動終了後に公園内で開催するお茶会は、年金の話や身体の話など世間話を上下関係なく話せ、これを楽しみに来る方も多く、閉じこもり防止や生きがいづくりに寄与している。
- ・公園整備検討におけるワークショップにおいて、公園内に広めの倉庫を要望して設置した こともあり、お茶会は公園内の倉庫前で行われている。

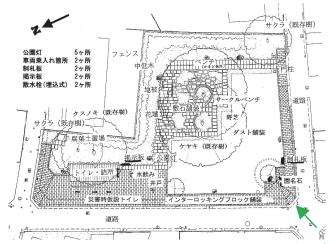


毎週の活動終了後、公園内でお茶会を開催

- ・会社を退職した人は、活動に参加することで地域デビューの場となっている。
- ・不参加が続く方には連絡を入れたり、長期留守の場合には参加者側から事前連絡が入るなど、お互いの状況を確認しあっている。
- ・公園が地域のお祭りの際の場所として活用されている。



けやきの公園



けやきの公園平面図

左写真の アングル

はじめに 道路・公園の維持管理を始めようと思ったら

■仲間をつくり、活動イメージを共有する

・区に用地取得の要望を出すにあたり、地域住民は周辺で行事等を行う場がなく交流の場を望んでいた状況も踏まえ、商店街の70店舗を中心にアンケート調査を行った。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 道路・公園の維持管理を開始するまで

■活動の体制をつくる

- ・公園整備の検討におけるワークショップでは、屋内での議論だけでなく、地元住民自 ら視察を行い、区と一緒になって交流の場としての公園づくりを目指した。
- ・ワークショップを行っていたメンバー40人ほどを中心に、公園を管理するボランティア団体「グループけやき」を結成した。
- ・野草を中心とした花壇の維持・管理、寄せ植え講習会やハーブティーの集いなどの行事を行う「花づくりグループさくらの会」を結成した。
- ・公園の名称は、小学生から公募して「けやきの公園」と決定した。
- ・公園整備にあたり地域住民の意向を反映できるよう、区はワークショップ手法を取り 入れ検討の支援を行った。
- ・公園整備の検討において、地域住民は、整備後の公園の維持管理作業や簡単な打合せ に必要な詰所としての機能を確保するため、強い要望を出して公園内に倉庫が設置さ れた。

■活動物品・資金を確保する

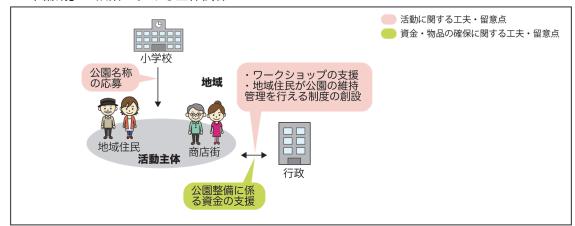
- ・公園整備の検討及び整備費用(用地買収を含め)は、区が2~3割を負担し、残りは 国費で負担された。
- ・区は、倉庫の貸与の他、ごみの回収やトイレの清掃、樹木剪定等をしている。

■アダプト制度を活用してみる

- ・区は、日常的な公園の維持管理や地域のイベント等を地域住民が行えるよう、「公園の 里親制度」(現在の「地域がつくる公園制度」)を創設した。
- ・区は、グループけやきへの活動費(年間約20万年)の支給の他、地域住民のグループ が行う公園花壇での花づくり活動に対して、区は春と秋の2回、花苗や肥料等の資材

を支給している。

「準備期」の段階における主体関係

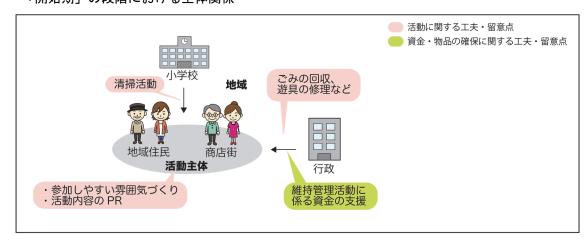


開始期 道路・公園の維持管理を開始し、軌道にのせるまで

■定期的な清掃活動を始める

- ・グループは、入会・退会を原則自由とし、活動情報を HP などで公開することで、参加 しやすい工夫をしている。そのため、周辺町会に限らず、いたばしボランティアセン ター、広報、ホームページや掲示板のけやき通信を見て活動の趣旨に賛同した人など が参加している。
- ・活動に積極的に参加している方は 15 人程度であるが、イベントの際に協力してくれる ボランティアも 20~30 人程度いる。
- ・活動の存在や活動を行っている日時や内容などは、通信を発行したりホームページなどで紹介したりしている。

「開始期」の段階における主体関係



安定期 道路・公園の維持管理を継続する

■安定的に清掃活動を継続する

- ・公園の清掃などをした後は、公園内でお茶会を行っていて、上下関係なく世間話など と一緒に公園のイベントなどの話をしている。
- ・地域にある淑徳短期大学と連携して鯉のぼり大会や七夕まつりのイベントを開催している。イベントでは訪れた子ども達と折り紙で鯉のぼりを作ったり、参加者にコーヒーをふるまったりしながら、会話を楽しんでいる。
- ・公園の清掃活動や花壇の花植え活動の後、公園内にある詰め所で飲み物を飲んだりお 菓子を食べながら、談笑している。これは、公園整備の検討の中で、住民の声を受け て区が詰め所を設置してくれたことが、大きな要因になっている。
- ・身体上の理由で、清掃活動ができなくても、世間話だけをしに来る方もいて、地域の 居場所になっている。

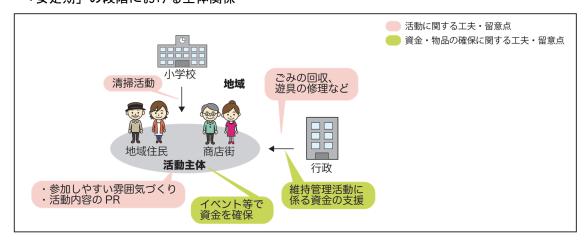
■花植え活動を行う

- ・数種類の花を植木鉢に寄せ植えする講習会を定期的に開催している。講習会の後は、 公園内でハーブティを味わいながら談笑している。
- ・公園で使う堆肥は、公園内の落ち葉を堆肥として利用しており、その落葉掃きから堆 肥づくりまでの作業は近隣の小学校の児童が総合学習の一環として行っている。

■イベントを開催する

- ・イベントの収入金は、年間8回程度自主開催しているイベント等で、餅つき体験での おもち等の販売を行うことにより得ている。
- ・毎年定期的に公園内でのコンサートを開催している。コンサートの際には、本格コー ヒーを提供するなどして、心地よいひと時を味わっている。

「安定期」の段階における主体関係



事例 14 身近な道路・公園の維持管理

泉川校区連合自治会

取り組み主体	・泉川校区連合自治会
取り組み場所	· 愛媛県新居浜市泉川地区 · 国道 11 号
取り組み概要	・道路の維持管理 ・交流イベントの開催
主な運営・経営費	・寄付金、補助金(市)

取り組みの背景と特性

■立地特性と取り組みの背景

- ・新居浜市は、瀬戸内海燧灘(ひうちなだ)に面する工業都市で、人口は約12.5万人である。泉川地区は市内中心部にあって、商業と農業を主とする人口約1.2万人の地区である。地区内には小学校と中学校が一校ずつ立地する。
- ・地区内を通る国道 11 号新居浜バイパスが開通したものの、中央分離帯には背丈より高く雑草が生い茂り、交差点の視界を妨げて危険な状態にあった。そのため、泉川校区連合自治会から呼びかけ、約 140 名の住民が除草と清掃活動を行った。

時期	主な経緯				
2005年	・国道 11 号新居浜バイパスが開通				
	(地区内 1.9km の区間)				
2006年	・まちづくり寄付金制度を開始し、市か				
	ら公民館への補助金が公募形式に移				
	行				
	道路ボランティア活動(あいロード)				
	の実施団体として国土交通省と協定				
	を締結				
2007年	・公民館主事が市の正規職員から非常勤				
	職員に移行				
	・「花いっぱい大作戦」を実施し、200				
	名の地域住民が参加				
2008年	・自治会が中心であった清掃活動に、新				
	居浜商業高校、泉川中学校の生徒が参				
	加				
2010年4月	・「泉川まちづくり協議会」を設立				

■活動の特性

- ・国道の除草や花植えなどの植栽管理活動の実施
- ・活動資金をまかなうため、「大好き泉川まちづくり寄付金」として地域内の事業所などから各年約100万円を集める
- ・泉川まちづくり協議会が地域課題解決のための 企画を行い、自治会から住民に声を掛けるとい う役割分担



国道の維持・管理の様子



中学生とバイパス花壇の花植え



公民館わきの花壇

■高齢者による利用状況や効果

- ・あいロードの取り組みを通じて清掃活動のと どまらず、地域のために何かやらなければと いう思いが強くなり、地域住民の間で一体感 が生まれている。
- ・校区住民により、金婚式対象者を対象とした「泉川感謝祭」(2006年から開催)、喜寿(77歳)を迎えられた方を対象とした「年りんの集い」(2010年から開催)を、お祝い行事として開催している。
- ・学校支援地域本部事業での活動(人生経験を 子供たちに話す、読み聞かせ教室など)によ り、高齢者の活躍の機会が増加している。
- ・生涯学習部会では、参加者が知りたい、聞けば得をする等のニーズを把握することにより、高齢者の交通安全教室、痴呆症対策、介護教室、知って得する年金講座等を開催し、多くの方が参加している。また、参加しやすい昼間の時間に開催している。



健康寿命延伸ワークショップ



花壇に植えるパンジーの仮植

はじめに 道路・公園の維持管理を始めようと思ったら

■仲間をつくり、活動イメージを共有する

・地区内を通る国道 11 号新居浜バイパスが開通したものの、中央分離帯には背丈より高く雑草が生い茂り、交差点の視界を妨げて危険な状態にあった。そのため、泉川校区連合自治会から呼びかけ、約 140 名の住民が除草と清掃活動を行った。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 道路・公園の維持管理を開始するまで

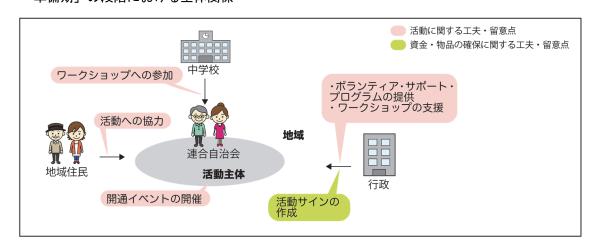
■活動の体制をつくる

- ・泉川校区連合自治会の呼びかけによる地域住民の除草・清掃活動が松川河川国道事務 所に認められ、道路の美化清掃等を行う住民グループ等を国土交通省が支援する「ボ ランティア・サポート・プログラム」を活用し、新居浜バイパスの道路ボランティア 活動(愛称あいロード)の協定を締結した。
- ・道路延長にあわせて整備計画を数回のワークショップで議論し、どんな花や木を植えるのか、中央分離帯をいかに活用するのかを、中学生を交えて議論した。
- ・ワークショップでは、樹木医などの専門家をまねいて、樹木の剪定、除草、花植えな どの清掃美化活動や、維持管理に関する内容も議論した。
- ・バイパスの開通イベントは、住民 1,000 人以上が集まり、餅つきや保育園の子ども太 鼓台や鼓笛隊のパレードなど住民手作りで盛り上がった。

■活動物品・資金を確保する

・国土交通省は、あいロード活動中のボランティアスタッフの安全性向上と一般道路利 用者に対するあいロードの認知度向上ため、あいロード作業中サイン(立看板、カラ ーコーン、フラッグなど)を作成した。

「準備期」の段階における主体関係

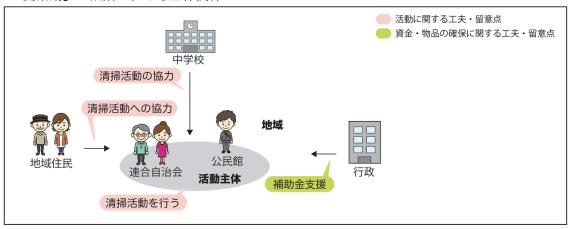


開始期 道路・公園の維持管理を開始し、軌道にのせるまで

■定期的な清掃活動を始める

・泉川中学校の生徒たちは、ワークショップで議論したことを実践するため、清掃活動 などのボランティア活動に取り組んでいる。

「開始期」の段階における主体関係



安定期 道路・公園の維持管理を継続する

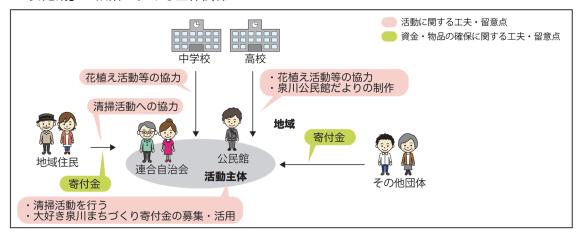
■安定的に清掃活動を継続する

- ・中学校内外での問題に対し、学校だけでの解決が困難な状況にあった。そのため、公 民館、自治会や(同校の卒業生である)地区内の事業者が学校と定例の情報交換を始め、 学校行事、地域行事に地域、生徒が相互に参加するようになった。その後、中学生の 問題行動は減少したが、地域と学校の関係は現在も維持されている。
- ・泉川公民館だよりの制作は、新居浜商業高校の生徒が担当するようになっている。
- ・市からの補助金支援が公募形式に移行したことを受け、大好き泉川まちづくり寄付金 の募集を始め、地域の有志から募ることで活動資金にあてている。

■花植え活動を行う

- ・小学校 PTA が始めた取り組みを基礎として、泉川まちづくり協議会の環境美化部会を中心に自治会などが「花いっぱい運動」を行っている。
- ・年に2回、約1万本のパンジーや百日草を種から育て、50ヶ所を超える地区内の「花ステーション」に地区住民が植えている。
- ・花ステーションは、国領川の河川敷公園、国道 11 号パイバス、公民館前のポケットパーク、自治会のゴミステーションなどにある。
- ・花いっぱい運動は、泉川中学校や新居浜商業高校の生徒がボランティアとして協力し、 次代のまちづくりの担い手育成につながっている。

「安定期」の段階における主体関係



事例 15 安全・安心環境づくり

久米地区青少年健全育成連絡会

取組主体	· 久米地区青少年健全育成連絡会			
取組場所	· 愛媛県松山市久米地区 · 地区全体			
取組概要	・地域診断 ・見守り活動等の実施			
主な運営・経営費	・補助金(国、県)、寄付金			

取組の背景と特性

■立地特性と取組の背景

- ・久米地区は松山市の郊外、市役所から南東約 5km に位置する人口約 3 万人の地区である。地区の範囲は、中学校区(4小学校区)に相当する。
- ・地区を北西から南東に国道 11 号と 伊予鉄道が通っており、国道 11 号 沿道にはロードサイド店が並び、国 道以北は住宅や店舗が建て込み、国 道以南は田園が広がっている。
- ・久米地区青少年健全育成連絡会は、 久米公民館長が会長を務め、各種地 域組織、民生児童委員などの住民、 そして小中学校長、PTA など約 150 名で構成されている。

時期	主な経緯
1986 年	・久米公民館に久米地区青少年健全育成 連絡会を設置
2001年	・久米地区の4つの小学校を母体に PTA による見まもり隊を組織、活動を開始
2005 年	・NPO の提案を受け、4小学校でアンケート調査、安全・安心マップづくり
2007年	・青少年健全育成連絡会と協働で事業を 実施する組織として、久米公民館に「学 社連携協力促進協議会」を設置
2009 年	・見まもり隊を地域全体の組織に一元化 し活動を効率化 ・「福音公園を考える会」を設立し、公園 調査の実施
2010年	・公園の安全について検討する「高校生 ボランティアの会」が発足
2011年	・高校生と児童により、福音公園へのア ートパネルの設置
2012 年	・「安全・安心ネットワーク協議会」を設置

・久米地区青少年健全育成連絡会は、見まもり隊などの防犯活動を実施していたところ、 松山市教育委員会の仲介により、県外でまちづくり活動の実績がある NPO しょうまち が協力してマップづくりの取組が始まった。

■活動の特性

- ・ 久米地区の4つの小学校を母体に PTA による見まもり隊が組織され、その後、活動に取り組んでいる。
- ・地域の現状把握のため、児童の保護者に対するアンケート調査を行い、安全・安心マップづくりを継続的に実施している。
- ・安全・安心マップづくりを通じて明らかになった防犯上の課題を解決するため、公園 の樹木の伐採や防犯灯の設置などの対策を行っている。
- ・重点課題に選定したものは、車の通り抜け調査や身近な公園調査として詳細に調査を

実施している。

- ・車の通り抜け調査の結果を受けて、路肩のカラー化、ゾーン30指定などが行われた。
- ・身近な公園調査の結果を受けて、地域の目を向けることや住民の関心を高めるため、 アートパネルの設置による環境改善を行っている。



安全・安心マップづくりの様子



車の通り抜け調査の様子



身近な公園調査の様子



福音公園へのアートパネル設置





ゾーン30指定を示す標識と道路標示(右写真。左写真は事前)

■高齢者による利用状況や効果

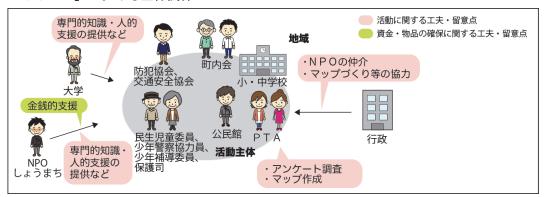
- ・安全・安心マップづくりでは、地域の大人、子どもなどの種々の年代と関わり合いな がら一つの成果物をつくることで、子どもなどの地域の人とのふれあいが増えている。
- ・「子ども達の朝の気持ちの良い挨拶から1日が始まり、生活リズムを作ってもらっている。」(見まもり隊9年目の方)

はじめに 安全・安心環境づくりを始めようと思ったら

■仲間をつくり、活動イメージを共有する

- ・ 久米地区青少年健全育成連絡会は、見まもり隊などの防犯活動を実施していたところ、 松山市教育委員会の仲介により、県外でまちづくり活動の実績がある NPO しょうまち が協力してマップづくりに取り組んだ。
- ・マップづくりは地区内4小学校で同時開催し、地元大学生(愛媛大学教育学部)や市職員のボランティアなどとの協働体制のもと進められた。

「はじめに」における主体関係



準備期 安全・安心環境づくりの対策を検討するまで

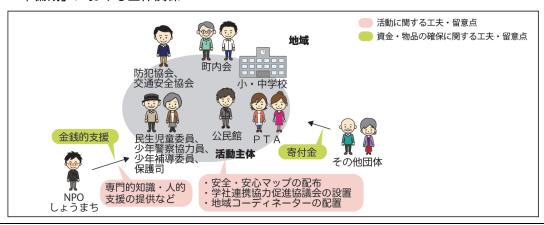
■活動の体制をつくる

- ・青少年健全育成連絡会と協働で事業を実施する組織として、久米公民館に「学社連携協力促進協議会」を設置した。
- ・学校と地域のニーズのマッチングを図るため、「地域コーディネーター」が各小中学校 に2名ずつ配置された。(町内会長やPTA経験者を中心に選任)

■活動物品・資金を確保する

- ・活動を行うための企画や予算、人材は、NPO しょうまちより提供された。
- ・作製した安全・安心マップは、地区内有志の寄付により、冊子として作成・配布した。

「準備期」における主体関係

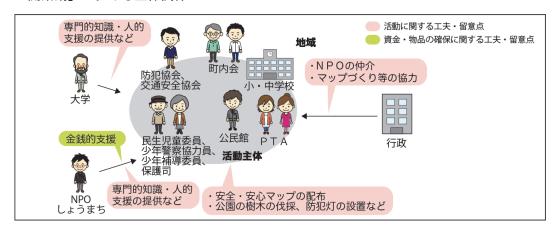


開始期 安全・安心環境づくりの対策を開始し、軌道にのせるまで

■定期的な防犯パトロール・見守り活動を始める

- ・作製した安全・安心マップは、小学校の新入学児童に配布している。
- ・安全・安心マップづくりを通じて明らかになった防犯上の課題を解決するため、公園 の樹木の伐採や防犯灯の設置などの対策を行った。

「開始期」における主体関係



安定期 安全・安心環境づくりの対策を継続する

■安定的に防犯パトロール・見守り活動を継続する

- ・見守り活動の効率化と、活動エリアの欠落防止のため、小学校単位で結成されていた 見まもり隊を久米地区全体の組織に一元化した。
- ・学校支援地域本部報告会において重点課題を発表することで、活動団体内部における 課題認識を共有している。
- ・安全・安心マップづくりを地域の人材だけで実施できるようにすることを目的に、地域のコーディネーターなどを対象として、連続講座を開催した。
- ・小学生時代に体験した中学生がリーダー役を担うなど、子どもの成長に対応して継続 的な体制づくりへと発展している。
- ・活動資金は地元 NPO である「えひめ子どもチャレンジ支援機構」のバックアップや、 文科省「学校支援地域本部」の助成を受け、活動の幅を広げている。

■危険・不安感が高いテーマや防犯以外のテーマの現状を知る

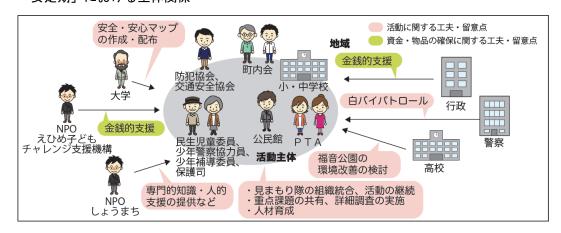
- ・学校支援地域本部報告会において、「小学校前道路の交通安全」と「福音公園の防犯」 が重点課題として認識され、通過交通の量や出入り個所を把握する「車の通り抜け調 査」、公園の問題点を把握する「身近な公園調査」を実施した。
- ・「車の通り抜け調査」では、地域に用のない通り抜け目的の車(通過交通)の台数について、平日の登校時間帯と下校時間帯に調査を実施した。短期的な対策として「私は通学路をゆっくり走ります!」と書いた自動車貼付用のマグネットを配布した。
- ・「身近な公園調査」では、福音小学校区内の公園を対象に、保護者の公園に対する意識

調査、児童・保護者参加の現地での防犯診断、対応策を話し合うワークショップを実施した。防犯上の不安感が高い福音公園について、松山南署の白バイパトロールのルートにしてもらった。

■危険・不安感が高い個所の環境改善を行う

- ・車の通り抜け調査の結果を踏まえ、警察や市・県、交通事業者、学校、地域組織、学 識経験者などからなる「安全・安心ネットワーク協議会」を設置し、環境改善に向け た協議を進めた。
- ・その後、交通事業者の協力により、路線バスにも安全走行を宣言するマグネットが貼られた。また、市・県の事業で路肩のカラー化、減速マークの設置などの改善が行われたほか、警察によってゾーン 30 (時速 30 キロの速度規制が行われる区域) が指定された。
- ・福音公園の防犯上の課題を解決するため、町内会長や子ども会、公民館、福音小学校、 PTA 等が参加する「福音公園を考える会」を設立した。公園の安全について検討する 高校生ボランティアの会(県ヤングボランティア事業を活用)の協力を得て、アート パネルの設置による環境改善を行っている。
- ・公園を対象に、保護者の公園に対する意識調査を実施した。その結果、福音公園の不 安感が減少したり、利用者が増加していることが分かった。

「安定期」における主体関係



事例 16 安全・安心環境づくり

近文地区社会福祉協議会

取り組み主体	・近文地区社会福祉協議会				
取り組み場所	· 北海道旭川市近文地区 · 地区全体				
取り組み概要	・地域診断 ・見守り活動等の実施				
主な運営・経営費	・市の社会福祉行議会、地区社会福祉協議会、市民委員会、PTA がそれぞれの予算から必要経費をねん出				

取り組みの背景と特性

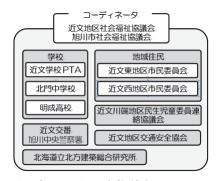
■立地特性と取り組みの背景

- ・旭川市郊外の住宅地で、国道 12号 や道央自動車道の旭川 IC がある。 近文地区は、近文小学校の校区と一 致し、住宅や商業・業務系建物が混 在する約 3.8k ㎡の地区である。
- ・大規模 SC の出店を契機とする、交 通事故や犯罪増加に対する不安感 の高まり等から、近文地区社会福祉 協議会が発起して、市民委員会や警 察署、小学校、中学校、専門家等へ 声掛けを行って、住民による子ども の見守り活動を行う「近文あい運 動」を開始した。

時期	主な経緯
2004年	・大規模ショッピングセンター出店を契 機に、地域での犯罪不安感が増加
2005 年	・安全安心マップの作成
2006年	・社会福祉協議会が地域の関連団体へ声 かけを行い、子どもの見守り活動であ る「近文あい運動」の開始
2006 年	・教員、保護者、見守り参加者へのアン ケート調査の実施
2007年	· ふれあい集会の開始 · 高齢者の災害時対策の検討
2008 年	・住まいと街の安全安心プロジェクトの モデル地区指定(国交省・警察庁):こ れまでの活動の課題や今後の目標、方 針、取り組み方策を定めた計画の策定
2009 年	・くらがり調査(夏期)の実施 ・集中型みまもり量調査(夏期)の実施
2010年	・くらがり調査(冬季)の開始 ・集中型みまもり量調査(冬季)の実施
2011年	・門灯、玄関灯の効果の確認実験の実施
2013年	・近文あい運動と健康の関係把握調査

■活動の特性

- ・子どもの見守り活動である「近文あい運動」を 低学年の集団下校に合わせ毎日実施している。
- ・地域の危険個所等を把握する安全安心マップを 積雪時と非積雪時の地域の環境に応じ、GIS を 用いて作成し、くらがり調査や集中型みまもり 量調査結果などもデータベース化している。
- ・活動内容や方法などの検討では、近文あい運動 参加者や警察、PTA、まちづくり専門家などが 参加するワークショップで検討を行っている。



近文あい運動の実施体制

・くらがり調査を基にしたワークショップでは、くらがりの対策として街灯整備の見直し とともに夜間の門灯・玄関灯を点ける対策案が出された。門灯・玄関灯の点灯実験(照 度調査、被験者の安心感調査)により、その効果を明らかにした後、点灯運動を実施した。

- ・集中型みまもり量調査の結果を受け、みまもり量の多いエリアからみまもり量の少ない エリアへの活動支援や街路樹回りへの植栽等により、定常的なみまもり量の増加を図っ ている。
- ・近文あい運動参加者と子どもの交流を図るため、ゲームを楽しんだり一緒に集団下校したりする「ふれあい集会」を開催している。また、同じ町内会の子どもの顔や苗字に対する活動参加者の認知度により、地域コミュニティの状況を見える化している。
- ・子どもの防犯活動の取り組みを実施したことにより、子育て世代の高齢者への感謝の気 持ちが育まれ、除雪や災害時の対応など高齢者福祉の活動へ取り組みが展開している。



子どもと一緒の集団下校の様子



ふれあい集会の様子

■高齢者による利用状況や効果

- ・参加する高齢者は「子どもとお話しできて元気をもらえる」、「見守り活動以外の場所で腕章もしていないのに挨拶されたのがうれしかった」など、やりがいを持って活動を続けている。
- ・高齢者が気持ち良く子どもの見守り活動を行い、子どもや 保護者は高齢者に心から感謝することによって、つながり が育まれてきている。
- ・地域の子供達の見守り活動を行うことで、子供達とのコミュニケーションが出来て、高齢者が元気をもらっている。 また、活動を通じて、身体面や精神面に緊張感が発生するので、心身の健康によい影響を与えている。
- ・交通事故の危険に遭遇した児童の割合が 61% (2005 年) から 36% (2013 年) に減少し、犯罪も同様に 16%から 5%に減少した。



くらがり診断の様子



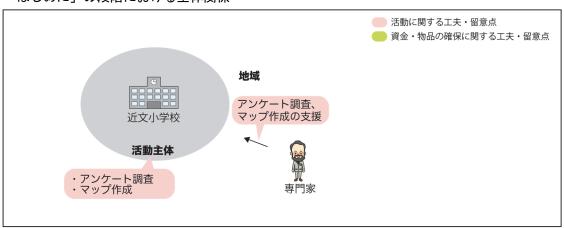
子どもからのプレゼント

はじめに 安全・安心環境づくりを始めようと思ったら

■仲間をつくり、活動イメージを共有する

- ・近文小学校では、児童や家庭での防犯意識の向上を図るため、総合学習や全校児童に 対するアンケートを通して、交通事故や防犯上の危険個所の実態を把握し安全安心マップを作成した(現在も継続的に取り組んでいる)。
- ・北方建築総合研究所が協力して、全家庭に危険個所等のアンケート調査の実施、安全 安心マップ作成の支援を行った(現在も継続的に取り組んでいる)。

「はじめに」の段階における主体関係



準備期 安全・安心環境づくりの対策を検討するまで

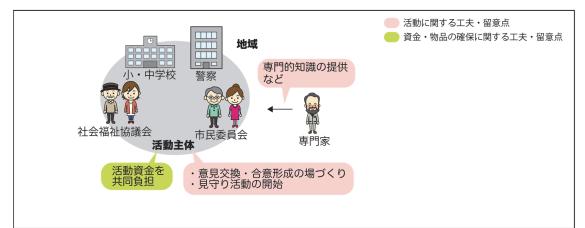
■活動の体制をつくる

- ・近文地区社会福祉協議会が発起して、市民委員会や警察署、小学校、中学校、高校、 専門家等へ声掛けを行い、近文あい運動の活動内容を定期的に話し合う場として、「子 どもを守るための住民懇談会&ネットワーク会議」を開催している。具体的な計画は、 幹事会にて検討している。
- ・会議での検討を経て、近文あい運動を開始した。

■活動物品・資金を確保する

・腕章の購入や、マップや各種情報物の作成・配達などの経費は、特定団体が全て負担 するのでなく、地区社協や市民委員会、PTAなどが広く薄く負担している。

「準備期」の段階における主体関係

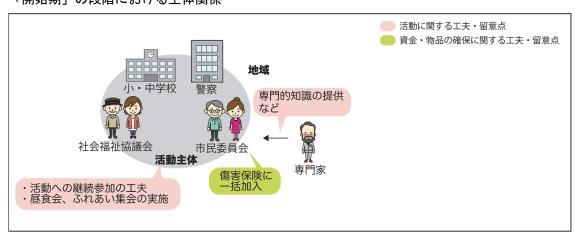


開始期 安全・安心環境づくりの対策を開始し、軌道にのせるまで

■定期的な防犯パトロール・子ども見守り活動を始める

- ・近文あい運動の担い手は、高齢者を中心に約250人の登録者がおり、運動への参加は、高齢者が中心で肉体的に大変な人も多いことから自由参加としている。
- ・近文あい運動の参加者は、共働きや母子家庭が多く下校時に参加できる保護者が少ない状況を踏まえ、保護者や児童の感謝の気持ちを児童からの感謝の手紙として参加者に配布したり、PTA保護者が昼食会を開催したり、多くの保護者が参加可能な登校時の見守りを検討し実施している。
- ・その他、近文あい運動の参加者などの地域住民と子どもの交流を図る目的で、毎年「ふれあい集会」を実施している。
- ・市民委員会が参加者の傷害保険を一括加入している。

「開始期」の段階における主体関係



安定期 安全・安心環境づくりの対策を継続する

■安定的に防犯パトロール・子ども見守り活動を継続する

・近文あい運動参加者や警察、PTA、まちづくり専門家などが参加し、見守り活動等の活動内容や方法などを検討するワークショップを毎年開催している。

・小学生へのアンケート調査を経年で実施し、犯罪や交通事故の危険遭遇件数の減少状況を把握している。こうした成果の見える化により、やりがいを持って続けられている。

■交通安全・防犯に関する詳細な現状を知る

- ・中高生の部活や塾の帰り道などの防犯対策として、くらがりによる不安箇所を把握するアンケート調査と校区内の照度調査を実施した。
- ・特別な見守り活動をしなくても安全な地区を目標として、見守りの実態の量として把握するための集中型みまもり量調査を実施した。

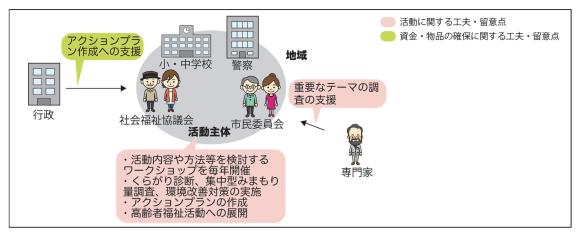
■危険・不安感が高い個所の環境を改善する

- ・くらがり調査を踏まえ、町内会単位での街灯整備の見直しを行ったり、中高生が帰宅する8時頃まで門灯・玄関灯を点けるなどの対策を実施している。
- ・集中型みまもり量調査を踏まえ、みまもり量の少ないエリアの活動強化や街路樹回り への植栽等による定常的なみまもり量の増加などの対策を実施している。

■交通安全・防犯以外の地域課題の現状を知り、対応に向けた活動を展開する

- ・活動実施3年後に、国土交通省・警察庁の「住まいと街の安全・安心再生プロジェクト」のモデル地区に選定され、これまでの活動の課題の整理、今後の目標、方針、取り組み方策を定めた「住まいと街の安全・安心再生計画」を策定している。
- ・アクションプラン作成を通じて、「見守り活動が無くても安全で安心に暮らせる近文地 区」が目標で、地域コミュニティの再構築が大切なことを共有した。
- ・子どもの防犯活動の取り組みを実施したことにより、子育て世代の高齢者への感謝の 気持ちが育まれ、災害時の弱者である高齢者等の非常時の支援を考えるワークショッ プが開催され、除雪支援や高齢者の見守り活動が展開されている。

「安定期」の段階における主体関係



© 建築研究資料 第 159 号

平成 26年 6月 24日 印刷·発行編集 発行 独立行政法人建築研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは下記まで 独立行政法人建築研究所企画部企画調査課 〒305-0802 茨城県つくば市立原1番地 電話(029) 864-2151(代)